

平成 2 8 年

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

第 3 日

平成 2 8 年 3 月 1 6 日

忠 岡 町 議 会

平成28年 予算審査特別委員会会議録（第3日）

1. 出席委員は、次のとおりであります。

| | | | |
|-----|--------------|------|-------|
| 委員長 | 杉原 健士 | 副委員長 | 松井 秀次 |
| 委員 | 北村 孝 | 委員 | 是枝 綾子 |
| 委員 | 高迫千代司 | 委員 | 森 政雄 |
| 議長 | 前田 弘（オブザーバー） | | |

1. 欠席委員は、次のとおりであります。

なし

1. 本委員会に、出席を求めた理事者は、次のとおりであります。

| | | | |
|------------|-------|-----------|-------|
| 町 長 | 和田 吉衛 | 教 育 長 | 富本 正昭 |
| 町長公室長 | 原田 毅 | 町長公室次長 | 柏原 憲一 |
| 住民部長 | 前田 忠嘉 | 健康福祉部長 | 萬野 義則 |
| 産業まちづくり部長 | 藤田 裕 | 教育委員会教育部長 | 長屋 孝之 |
| 教育委員会教育部理事 | 土居 正幸 | 消 防 長 | 森野 博志 |
| 消防次長 | 山田 忠志 | | |

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 阿児 英夫 |
| 主 幹 | 藤原 直臣 |

(会議の顛末)

委員長 (杉原健士委員長)

おはようございます。それでは、昨日に引き続きまして、予算審査特別委員会を再開いたします。

(「午前10時00分」再開)

委員長 (杉原健士委員長)

本日の出席委員は6名で、委員会は成立しております。

次に、121ページから152ページまでの第10款 教育費、第11款 公債費、第12款 予備費につきまして、担当課の説明を求めます。

(各担当課長・説明)

委員長 (杉原健士委員長)

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員 (是枝綾子委員)

委員長。

委員長 (杉原健士委員長)

是枝委員。

委員 (是枝綾子委員)

121ページの障害児教育相談員報償金が組まれておりますが、これは就学時の相談の分なのか、日常的な教育相談の予算なのかということで、ちょっとお教えてください。

教育委員会 (土居正幸教育部理事)

委員長。

委員長 (杉原健士委員長)

どうぞ。土居理事。

教育委員会 (土居正幸教育部理事)

これは、いわゆる支援を要する子供たちの相談ということで、就学相談委員会において専門的な立場の方から、臨床心理士ですね、そのような方からアドバイスをいただくということで、その分のお金でございます。

委員 (是枝綾子委員)

委員長。

委員長 (杉原健士委員長)

是枝委員。

委員 (是枝綾子委員)

そしたら、その時期だけの委託ということですね。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

そうでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

障害児の入学する際に、支援学校のほうに行こうか、地域の忠小、東忠岡小学校に行こうかといった親の相談に乗っていただくという、判定とか、そういう校長先生のご判断とか、いろいろそういったものがあると思うんですが、よく耳にするのが、忠岡町は障害児というか、支援学級の体制が十分とれてないので、それでもよかったらどうぞ入学してくださいのような、そういう言われ方をよくしてきたということではありますが、そういうことってあるんでしょうか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

基本といたしまして、保護者の願いを中心にまず選択していただくということは原則でございます。その中で、いわゆる町の小学校、中学校でできること、そして府立支援学校でできること、そのあたりの情報提供をさせていただきながら、原則として保護者の意向を中心に、子供さんの状態を考えて判断していただくという状況でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

支援教育については、法改正が平成17年にされて、19年実施ということで、かなり公立の忠岡・東忠岡小学校でも受け入れをして、充実させていくという取り組みがされてるんですが、なかなか財政的に町単費でいろいろできないということで、十分な体制がとれないというところがあって、入学された方がなかなかね、後でまたありますけど、介助

員の方がついてもらえないということで、子供たちが悲しい思いをしているということや、親の相談について、担任の先生の理解がなかなかないということで、かなり悩んでいらっしゃるということで、そのあたりでスクールカウンセラーはまた違うわけですね。やっぱり教育相談員さんとか、そういう教育相談体制というものがどんなふうに忠岡の小学校の中でつくられているんだろかということがちょっと疑問に思うことがあるんですが、そういうちゃんと1学期、1学期というんですか、担任の先生と親と、こうでしたということで、そういう計画をつくって、また、それについての相談する機会を持って、双方の合意でまたこういうふうにしましょうという、そういう機会というのはきちんとつくられているでしょうか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

今、議員ご指摘のところですけども、個別に必ずいわゆる支援学級の担任や、通常学級の担任、また介助員の方々のいろいろなご意見等を踏まえて、計画的に個別の指導計画、支援計画は必ずやっておりますので、その辺はご理解のほどよろしく願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

法整備がされて、で、文部科学省からもそういう通達もあって、形としてはされてるんですけども、内実が伴っていないというケースをやっぱりよく耳にするんです。担任の先生の障害児、発達障害を含めてのそういう知識や意識の水準の違いというのが、やっぱり担任の先生によってかなり違うということもありますし、他市と比べてもなかなか忠岡は障害を持つ子供の教育についての支援が十分でないという話はよく聞きまして、例えばこういう、ちょっと先日聞きました話では、今年の今の話ではないんですけど、以前の話ですが、そういう発達障害を持った子供のお母さんが、病院のほうに行って、お医者さんからそういう話を、説明を聞く機会があるので、そこに担任の先生も行って聞きたいと。そういう専門的なこととか、その子供について聞きたいと言ったんだけど、学校側がだめですということでストップしたということを知りまして、他市では行ってるそうなんです。なぜかという、学校の方針としては、そういうところには担任の先生は行かないということになっていますという、そういう学校の方針ですからということでお話されたというふうにちょっと聞きまして、でもやっぱり毎週、毎度通院のときに来てくれというこ

とでなく、そういうやっぱり大事な機会のときに先生も入って聞いていただくという、そういう連携というんでしょうか、そういったことをしないということがちょっと理解できなかったので、学校としてそういう方針なのかと、教育委員会としてそういう方針なのかというところをちょっと確認したいんですけれども。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

今のようなケース、個々に個別によってそれぞれ異なると思いますけども、学校とさまざまな専門的な機関とのいわゆる連携は当然推進していくというのは、学校も教育委員会も常に考えております。その中で、それぞれの立場でできること、そして、これは連携ということで管理職といわゆる連携させていただく専門的な機関の長の方との連絡等、その辺は前向きに進めていきます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

今ちょっと相談があった関係機関との連携は、学校としてはしない方針ですという、それは教育委員会の方針とは、学校任せですか、それとも教育委員会としてどうなのかという、そのあたりはどうなんでしょう。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

学校さんのほうも、決してしないという方針と、そういう形でひよっとしたらとられたかもわかりませんが、学校としても連携というのは常に考えておりますので、そのあたり教育委員会も学校も子供のためにできることをやっていきたいと考えております。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、そういうケースで保護者が希望すれば、連携ということは、学校側がしないと行った場合でも、教育委員会としてはやはりそこはきちっと連携していくべきでないかと言っていただけということでしょうか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

当然子供一人一人のケースによって異なると思いますけども、決してしない方針ということではないということをご理解ください。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。では、またそういうことのないようによろしく願いいたします。

続けてよろしいですか。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

その続きの123ページの支援学級の介助員の賃金に関してですが、介助員は予算としては5名、忠小1名、東小学校3名で、あと中学校1名と5名なんですが、これはずっと変わらないんですけども、今、東忠岡小学校の支援学級に4月1日から在籍する児童数というものが、去年は20名を超えましたが、今年度4月1日以降はどういう状況になってますでしょうか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

原則として、今議員おっしゃいましたように、合計5名で学校に介助員は設置しております。その中で、例えば緊急的措置として、個々のケースでどうしてもこれは1名さらにつけなきゃいけないというときは、補正予算等で対応させていただいております。今後、人数等、いわゆる設置に係る部分もありますので、これは府のほうと協議しながらやっていくものでございまして、この28年4月1日当初においては、現在まだ暫定ですけども、さらに1学級、東小学校のほうに関しては支援学級を増の予定で協議しておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ということは、今、東の小学校は一応5クラスでしたか、支援学級が5クラス、東であって、それが1クラスふえるということは6クラスになるということで、人数としては何名在籍になるんでしょうか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

28年度4月当初では、現在は5クラスですけども、6クラスということで、そのいわゆる障害の状態に応じてクラス分けをやっていきたいと思っております。

委員（是枝綾子委員）

支援学級在籍児童数の人数をちょっとお聞きしてるんですけど、すみません。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

4月当初では32人を予定しております。

委員（是枝綾子委員）

32人ですか。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

かなり、30名を超えたというのはちょっと初めてだと思いますけれども、32名在籍ということで、そこに東小学校の介助員は3名と、予算上ね、当初予算では3名ということでありますから、その障害の程度にもよるんでしょうけど、介助員がちょっと足りない状況になってきてるのではないかと。新入学の子供に優先してやっぱりつけていくという、低学年のほうにとなりますと、とても3名では足りないのではないかというふうに思いますけれども、その状況によって補正は組むと言うけれども、なかなかそんな、1人に1人なんてつくことはないと思いますし、それで、そこでちょっと介助員を増員する、介助員というものの役割ですね、どのようにお考えかと。身体介助ということに限定されて

いくのか、それとも発達障害という子供で、ほかとコミュニケーションがとりにくい自閉的な部分のある子供とか、あと理解の問題とか、いろいろそういうコミュニケーションの部分での役割も介助員にあるんだというふうな認識なのか、そのあたりちょっと介助員の役割の認識についてお聞きしたいんですが。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

介助員の役割につきましては、中心は支援学級の担任及び通常学級の担任が中心に行います。それにかかわって、いわゆる補助的な役割で、その身体的も含め、全ての分野において補助的な役割ということで、介助員は役割として配置させていただいております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

なかなか身体介助がどうしても優先になっていく部分が大きいのと思うんですけれども、そして低学年と。だんだんやっぱり中学年、高学年になっていくと、子供たち同士のコミュニケーションという、その水準にちょっと開きが、そういった子供たちで出てくるんですが、そここのところのクラスにちゃんと溶け込めて、みんなと一緒にできるようにという、そういった役割というものも求められているんですが、今のこの3人ではとてもついていただけないというのが実態なんですけれども、その点に関して、よく保護者の方と担任と、あとよく相談して、必要な子供にはぜひ増員をしていただきたいと思います。その点についてはいかがでしょうか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

増員につきましては、現状の状況の中、この5人というのを原則にさせていただいて、その部分、いわゆる担任の先生中心に連携をとりながらやっていきたいと思ひますし、先ほどお話しさせていただきましたように、この4月から1学級増でございますので、そのあたりもきめ細やかにできる範囲でさせていただきたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

1学級増ということですので、介助員については補正予算が出てましたね、3月、どうやったかな。新年度から介助員増員にはなりませんでしょうか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

27年度の補正予算で1名、緊急的措置ということで、4月から東小のところでつけさせていただきました。それがこの28年度では、現状の5人体制でいきますが、その部分、府のほうと協議いたしまして、1学級設置ということで、1人のいわゆる支援学級担任がつかますので、プラスマイナスゼロということで、現状維持ということにしたいと思っています。

委員（是枝綾子委員）

ちょっと意味が。すみません、委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

意味がわからなかったんですが、たしか3月の議会で補正予算で、介助員の予算が補正予算が出てましたですね。それはそれで28年度は、それは削られるわけですか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

27年度の補正で1名つけさせていただきました。28年度はそれはなくなりますが、その部分、いわゆる設置が1つということで、支援学級の担任を1人つけます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

担任は担任なんですね。介助員は介助員なんですね。役割がやっぱりちょっと違うと思います。それはクラスが増えるんやから、担任をつけないといけないと。担任というか教師ね。やっぱり増員というのはありますが、その介助員がする役割を、その1名増えた先生が、通常学級にその子が戻ったときについていってくれるのかというたら、そうでもないと思いますので。そうですよね。そんなことはないですね。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

今、議員いろいろとお尋ねいただいているんですけども、その1名の増員というのは、支援学級の学級編制というのは、障害種別に基づいて学級というのは配置、配当されるわけです。で、去年1年間は、本当に緊急措置、命にかかわるということで1名を、これは緊急的な措置で介助員をつけました。しかし、介助員の場合は、宿泊行事についていけるか、遠足についていけるか、かなり厳しい条件等があります。そこを正規の、本町ではなかったですけど、病弱という学級で要求して、このたびそれが、正式ではないですが内示というような形で示されたということです。

で、本来担任がかかわるほうが、その宿泊行事であったり、さまざまな遠足であったり、きめ細かくできる部分がありますので、本来国・府で措置していただく流れに我々は要求して、それが認められたということでございます。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

クラス編制に伴っての担任が増えるというのは、大阪府がつけるのは当然のことだと思いますので、その担任の先生は頑張って役割を果たしていただいて、私の申し上げている介助員というのが、それぞれの学校ごとに介助員がどこまでどう介助するのかというのはいろいろ違いがあると思いますが、教室の中まで入って行って、その子の横に座って一緒にフォローしてくれる、そういう介助員というのを親は求めているんですけども、忠岡町の介助員はそこまでやっていただけのんでしょうか。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

私は現場でおりましたから、介助員さんは中まで入って行って、また主に低学年、これはなかなか学習の習慣というのは、支援学級在籍の子以外でもなかなかつかない、しんどい子もおります。含めて介助員さんが配慮してくれているという部分で、かなり細かく子供について休み時間も接してくれているというのが実態です。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

1年生の間はついてくれるんだけど、2年生に上がった途端、やっぱり3名しかいてない介助員ですので、1年生のほうにつかれてしまったので、2年生になったら途端に介助員がついてもらえなくなったというのはよく聞くお声であります。で、そういったことから、どこも単費でやっている。これは大阪府が悪いんですけどね、府の制度で介助員についての補助なり制度をつくるべきだというふうに私も大阪府に要望もしておりますけれども、やっぱりこれね、ほかの財政的に余力のある熊取町とかは、1つの学校に5名以上、介助員を置いていらっしゃるんですよ。ですが、なかなか忠岡町は財政的に厳しいということで、3名しか東小学校には置いていただけでなくて、緊急措置という、そういったことのみをちょっと対応ということになってますが、必要な子供に必要な支援をするとうたって入学を許可されてするわけですから、やはり必要な支援ができるように介助員の配置ということも考えていただきたいと思いますので、増員をぜひお願いしたいということと、あと大阪府にこれは制度として、やはり介助員制度、補助制度をつくるようにという、そういう要望もしていただければ、その分でそれまでの予算でも倍の介助員の方を雇用できるというんですか、つけることができるという、そういう考え方もできますので、ぜひ大阪府にその増員、補助制度についても求めていただきたいし、忠岡町独自の努力でも増員をお願いしたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

今お示しの件ですけど、町村の教育長会等を通じながら、また府のほうへ要望してまいりたいと思っております。

委員（是枝綾子委員）

よろしくお願ひします。

よろしいですか。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

1 2 3 ページの小学校スクールカウンセラーの賃金についてです。忠岡は、週 1 回ですね、スクールカウンセラーが小学校に配置されているというのは、ほかにもない、忠岡は割とそういう活動をしていただけているというところではありますが、そのスクールカウンセラーの方の、週 1 回何時間でしたか、すみません。で、何人の方が大体どのぐらい、年間で延べで相談なりされているのかということをお教えいただきたいんですが。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

スクールカウンセラーにつきましては、各小学校それぞれ 1 名ずつ、合計 2 名配置しております。それで、1 日の平均相談人数ですが、大体今年度 3 月を想定しまして、9 人から 1 0 人。で、スクールカウンセラーの勤務ですけれども、1 日 6 時間ということになっております。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

1 日 6 時間で 9 人から 1 0 人というのは、お 1 人が 9 人から 1 0 人なのか、忠小だけで 9 人から 1 0 人なのか、東小学校で 9 人から 1 0 人なのか、ちょっとその辺の。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

2 つの小学校合わせまして、平均人数ということでございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。いろいろと子供のことでの相談ということがだんだんと増えてくることだと思いますので、ぜひ必要に応じて、もう少し増やしてほしいという要望があれば、ぜひ大阪府に言っていただいて、スクールカウンセラーの時間数、日数を増やしていただきますようによろしくお願いいたします。

委員（高迫千代司委員）

委員長、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

125ページにあすなろ塾の事業というのが今年からやられると。大変いい取り組みだというふうには思っております。ちょっと中身をお聞きしたいんですが、塾というたっていろいろありますんでね、優秀な中学校や高校を目指して頑張る塾もあります。忠岡の場合は、そうした人が対象でない、学力の基礎・基本をしっかりと踏まえて、次のステップに向かって頑張っていくという子供たちが対象ではないかと思うんですが、そうした取り組みになりますでしょうか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

この事業に関しましては、希望ということで、4月段階で希望を取りますが、特にこの層という形ではあえてオープンには出しませんが、学校のほうと話をしながら、チャンスがあればこういうところもあるよという機会提供をしていただいて、いわゆる学力の部分、基礎・基本の部分、しんどい子には声かけをしていただくという方向は考えております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

これは全体の数として、どれぐらい今予定をされておられるのでしょうか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

対象学年が4年生から6年生ということになっておりまして、3学年。各学年、今の段階ですが、想定として60名。したがって、3学年ですので180名を想定しております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

文化会館のほうにもお聞きしたんですが、地下の会議室と3階の会議室を使われるということですね。その場合のキャパといいますか、まだもう少し入るということもあり得るのでしょうか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

文化会館のほうを使う予定であります。今のところ、場所を先日、担当の方と下見しまして、地下の2つの部屋と、いわゆる1階の1つの部屋、この3つの部屋で対応しようと考えております。現在想定しているところでは、例えば4年生が9時半から50分程度、その後、5年生、6年生と、学年によって差をつけていきたいと思っておりますので、そのあたり人数が増えた場合もいろいろと考えていきたいと思っております。

以上でございます。

委員（高迫千代司委員）

わかりました。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

すみません、先ほどのスクールカウンセラーの賃金に関してのことなんですけれど

も、スクールカウンセラーと、あとスクールソーシャルワーカーというのが別の職種であるということで、貧困対策というところの意味合いがあって、そのスクールソーシャルワーカー配置というのが国のほうでもされているかと思うんですが、忠岡町ではこのスクールソーシャルワーカーを配置してもらえる児童数とか学校数とか、そういうのがないから配置されないのか、どういう、今回ちょっと予算とかもね、忠岡町の予算では出てないんですけど、府の費用で出してもらえるのかちょっとわからないんですが、28年度はスクールソーシャルワーカーの配置というのはあるんでしょうか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

スクールソーシャルワーカーにつきましては、これは府のほうの施策としてございまして、28年度、忠岡町のほう活用させていただく予定でございまして。年間12回を予定しております。

以上でございまして。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

この費用は全額府費でしょうか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

全額府費でございまして。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ということは、1カ月に1回というペースかなと、12回であると。1回につき何時間配置されるんでしょうか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

1回につき6時間ということで伺っております。なお、このスクールソーシャルワーカーですけれども、この28年度からではなくて、今年度も活用させていただいております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

27年度からの国の事業であったのかなというふうに、ちょっと認識してなかったのですみません。どのように活動していただけてますでしょうか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

実際にさまざまなケース、学校のニーズに応じて相談していただいて、かかわったり、いろいろケース会議等も含め、かかわっていただいております。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、訪問等もされて、その相談活動であったり、そういうケース会議であったりということで、そうですか。その回数については12回が大阪府の上限なんですか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

12回ということで伺っておりますが、3時間ごとの利用が可能ですので、実質例えば24回というような組み分け方もできます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そうですね、今、一般質問でも高迫議員が子供の貧困対策ということで質問もしましたが、なかなか家庭的にさまざまな困難を抱えている子供というのがたくさんいてるという

ことで、忠岡もやはりひとり親家庭というところは特に経済的な困難を抱えているところも多いということで、そういったところの活動がこれから大事になってくると思いますので、必要に応じて忠岡町独自で、回数が必要な場合は、大阪府が出してくれないのであれば、忠岡町でもちょっと回数を増やすための努力も必要に応じてしていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

いわゆる府の施策としてのこのスクールソーシャルワーカーに関しては、この回数が上限なんですけど、この部分で例えば必要な部分が生まれましたら、いわゆるスクールカウンセラーや、また関係他課と協力しながら、例えば要対協への参加等も含めて対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

またよろしく願いいたします。

委員長（杉原健士委員長）

次、どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

124ページの栄養士の賃金についてです。町単費で栄養士を採用していただいているということで、これは中学校給食、食数が府の基準にちょっと満たないということで町単費になりましたけれども、この方の勤務条件というんですかね、正職員であるのか、またあと、どこに配置されるということであるのかという、そういう点についてちょっと教えていただきたいんですが。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

長屋部長。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

今のところ、原則1日6時間勤務を予定しております、正職ではなくて嘱託というん

ですか、そういうところで募集を行ってまいりたいと、かように思っております。配属については、今の予定では中学校にということで考えております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

栄養士の方ね、給食の献立をつくったり、いろいろ調理とかそういうことでなく、食育という点でも、学校の教室のほうに出向いていたり、子供たちのほうにそういう指導的なこととか、そういったことも含めてされるということですね。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

長屋部長。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

仰せのとおりでございます。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。ありがとうございます。

委員（高迫千代司委員）

委員長、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

127ページなんですが、忠岡小学校の空調の工事、やっとかかっていただけでということで大変にありがたいことだというふうには思っています。事前にちょっとお話をさせていただいたんですけど、値段が急に上がってびっくりしております。上がってきた根拠ですね。これは資料もお示しいただいてお話もいただけるようにしていただきたいというお願いをしておりますが、この点についてはいかがでございましょうか。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

長屋部長。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

今、高迫委員仰せのとおり、先般の補正予算において各議員さんのご賛同をいただきまして、補正がなったということで、実質28年度実施と相なったわけでございます。この

空調整備については、教育委員会としては平成27年度、大きな事業でございましたが、国のほうがなかなか採択してくれない、非常にジレンマがありまして、この間の補正予算のときでも説明させていただきましたが、ようやく我々の、また先生方のお声も通じて、補正予算について、全協でご審議中に内諾を。全員協議会が終了後に正式な内示もいただいたというところでございます。

私も、先般高迫委員からも説明を求められまして、当初よりも7,080万ですかね、多くなったということについて、非常に私も心苦しくは思っていました。そのとおりでございます。当初の算出、平成27年度当初予算は、26年度実施の2年前実施しました忠岡中学校の空調工事の実質金額から按分したという点、それから監理業務の、本来ですと4カ月見込まなければならないのを2カ月で算出していたところで、非常に失念をしておりました。それから、建設物価がやはり概算のときよりも若干上昇しているということ。それから、今現在、忠岡小学校のキュービクルの位置関係で、配管や配線工事が長いということで、今の容量では足りないというようなところ等々が出てまいりましたので、本当に心苦しいことがございました。

高迫委員からも仰せのとおり、やはり今後そういうことのないように、予算についてはきちっとしなさいということについては、教訓として私自身も教育委員会しても受け取ったところでございます。そういうことをご理解のほどお願いしたいと思います。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

今、部長さんのおっしゃっていただいた分は、資料としてはいただけるのでしょうか。お話を聞いてましても、具体的にどこがどうなのかということがわかりませんし、物価の面とかキュービクルの面とか、それから監理業務とか言われてるんですが、それは具体的に数字を出していただいて、その数字の根拠は何なのかということも含めてお話をいただくことには、漠然としてるんで、何となく上がってるんやなということだけしかわかりませんので、その点を出していただきたいということをお願いしとったんです。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。長屋部長。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

そしたら、資料のほうをまた提出させていただきます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

今ないということで、後で出してくださいね。で、もう一つは時期の点なんですけれど、これは随分子供たちも待っていますから、1学期は無理だとしても2学期には使えるようにはなるんでしょうか。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

長屋部長。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

やはりこの空調整備、夏休み中にやってまいります。それは児童の安全を守るためでございます。やはり空調整備、稼働は9月からの予定で工事を進めてまいります。それは何かと申しますと、やはり今回の工事については、夏休み期間中に工事を終了させていただいて、9月から稼働というところで進めてまいりたいと、かように思っています。

やはり9月、今残暑が非常に厳しいので、9月からいけるように、工事するよう努力してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

125ページの英語体験セミナー委託料についてですが、地方創生のお金も活用してということで、忠岡町、平成27年度は112万円の予算から、今回565万円ということはかなり増額されて取り組むということではありますが、この事業の内容とか対象者が大きく広がっていくというふうに思いますが、その内容についてお聞かせください。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

このいわゆる英語体験セミナーでございますが、対象の子供たちが、いわゆる就学前の5歳児、町立忠岡の幼稚園、保育所に行っておられる5歳児から、小学校、中学生までを原則として対象と考えております。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これは土曜日にされている幼稚園、保育園児、5歳児の分を、小学校、中学校の子供たちにも、夏休みだけでなく拡充していくという、そういったもので理解していいでしょうか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

今、議員お話しいただきましたいわゆるイングリッシュレッスンというもので、レッスン形式の授業を、今年度は忠岡幼稚園の2階をお借りいたしまして、2階を使いまして、これは5歳児から小学校3年までという限定でやっております。また、その小学校4年から中学生に対しましては、例えば夏休み等を活用した体験セミナー等で今計画しているところでございます。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

今されている分からどれだけ拡充されるのかというのがよくわからなかったのですが、ちょっとお聞きしたんですけれども、予算もかなり3倍に増やされているので、内容についての点が拡充されたのかということをお教えいただきたいんですが。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

いわゆる拡充部分でございますが、今年度は町のいわゆる持ち出しの部分で112万という形で出させていただきます。それプラスいわゆる地方創生の先行型を上乗せさせ

ていただきまして実行しておりますが、28年度はこの先行型の部分がなくなりますので、その部分で町の持ち出しということで膨れている分でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

内容的には、対象児童・生徒は変わらないということで、事業内容も変わらないと。財源構成が変わってきたということで、国が地方創生の交付金を引き揚げてしまったと、対象外にしてしまったというところの部分で、いや、拡充されたんかなと思ったら、拡充じゃないということで大変残念な、国もひどいなと、登ったはしごを外すんかいというふうなふうに思いますので、ちょっと地方創生というのはね、こういうせつかくいいことをやろうとしていた分をちょっと水を差すようなね。

でも、忠岡はせつかく頑張っているということで、英語教育に力を入れていくということで、単費で頑張るということでやっていただくのはいいことだと思いますので、ぜひ続けていただきたいと思います。

委員長、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

126ページの校具、校舎等修繕料に関してですが、いつも修繕の金額、予算はね、全然ずうっと毎年変わらない状況なんですけれども、学校の校舎自体はだんだん古くなっていたりとか、あと、子供たちのさまざまな荒れとかいうこともあったりで、必要な修繕箇所がきちんとこの予算で修繕できているのかということをお聞きしたいんですけれども。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

長屋部長。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

仰せのとおり、この23年度から26年度までの決算で申し上げますと、大体240万円程度修繕にかけております。委員仰せの充足しているか、この工事が充足しているかどうかということでございますが、我々のほうも5月には学校のほうから要望を聞くなりしております。やはりなかなか児童の安全というんですかね、あるいは校舎の老朽化云々等が来てますので、全ていきますと、この240万、50万でいけるのかどうかと言われ

ば、全てを足していくと足りないのかなと。で、財政当局にも要求しておりますが、限られた財源の中でございますので、優先順位をつけております。今年については、できれば東小学校の放送施設、これも要望をいろいろ受けたりしております。それから、トイレの若干の改修。それから、忠岡小学校におきます本館の壁の修繕とか、同じく忠岡小学校の本館の前のグレーチング修繕等も考えていきたいと、かように考えております。

当然優先順位等、また老朽化が出ておりますので、突然また何が発生するかわからないというようなこともございますので、当面はこの金額でいきますが、財政当局のほうにも要求は今後もしていきたいと、かように思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

東小学校は校舎を建て替えしたので、新しくなったので、その部分については改修は要らないかと思っておりますけれども、それ以外のところで古くなってきているところで、まあ言うたら壁が落ちてたりとか、あと、トイレが詰まっていたりして使用できないとかいう、そういったところがあるというのは、子供の心に何かやっぱり影響が出てくると思うんです。やはりちゃんとした環境で子供たち、教育を受けられるようにというのが教育委員会の仕事だと思っておりますので、必要な箇所の修繕がきちんとできるように、また予算で足りない分は補正予算を組んででも改修していただくというふうなことで、ぜひお願いしたいと思っております。

ちょっと参考までに、ここは小学校の予算ですけども、小・中学校のトイレで使えない、使用中止とかいうふうな紙を張っているようなところは今現在ございませんでしょうか。ちょっと見てくるのを忘れたんですけども。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。長屋部長。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

ちょっとすみません、その現場までは私も把握はしてないんですが、特に現場のほうからは緊急にというところでは聞き及んではないんですが、現状ちょっとまだ把握してないところがございます。申しわけないです。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

トイレね、それは壊れたりするのはあると思います。だけど、その壊れたところを予算がないからといって1年間放置しているというね、そういったことというのはやっぱり子供にとってどうなのかと。ただでさえトイレは汚いです。古いのでね。汚いままでなんですが、そこが余計壊れてるといって、トイレというのはやっぱり子供は怖いというイメージがあるんです、学校のトイレというのはね。そういったので、そういう排せつということに関しての我慢したりとか、そういったことにつながっていくと思うので、そこはやっぱりトイレは、この修繕料ですけれども、工事費のところでは本当は言わないといけないんですけれども、やっぱりトイレはきれいに改修していくというのと、湿式じゃなくて乾式のものに変えていかないと臭いですし、汚いですし、衛生というところからも、やはり今、ノロウイルスとかいろいろさまざまなウイルスとかもあって、感染しないようにという、そういったところもありますので、ぜひそういう修繕箇所は即修繕できるように予算もぜひ増額していただきたいと思います。教育長ですか、どちらになる、部長さん、必要なところは予算を増額してというのは。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

長屋部長。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

当然ながら必要なところは必要ということですので、トイレの問題です。この間の本会議でも河野先生から洋式トイレのということがありましたが、やはりトイレというのは、今委員おっしゃるように、やっぱり明るい、怖くないというようなところも必要やと思うんで、その辺のところはいろいろ優先順位をつけながら取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

教育機関、教育施設でありますので、トイレも教育の一環ということで、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。ぜひ、きれいなぴかぴかなトイレで、子供たちが勉強できるようによろしくお願ひいたします。

委員長（杉原健士委員長）

続けてどうぞ。

委員（是枝綾子委員）

あと、126ページのピアノ調律代、これは小学校費だけでなく中学校費、あと幼稚園費でもピアノの調律代ということが出ていますけども、年1回の調律というふうにちょっとお聞きしています。実は、中学生の子供を持つ方から、ピアノの音の音階がおかしいという声がありまして、やはり子供だから別にちゃんとした音階でなくてもいいとか、少々ずれてもいいという、そういったことにはならないと思いますので、年1回と限らず、特に中学校は合唱コンクールとかがあって、ピアノを使う比率、頻度というのは全クラスします。ピアノですよ。ピアノですので、練習から発表までということで、体育館のピアノと音楽室のピアノとか、いろいろピアノがいっぱいありますけれども、そこはやっぱり年数回、必要に応じて調律をしていただきたいということでお願いなんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

長屋部長。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

仰せのとおり、小学校については2台、中学校3台と現在なっております、それぞれ音楽室と体育館に置いております。調律の回数なんですけども、現在、ピアノ1台につきまして年1回で行っております。学校現場からは、この年1回の調律回数が不足しているのではないかとということをお聞きすると、意見は特にございませぬ。ただ、使用頻度の高いピアノについては、半年に1回の調律を想定しまして、今回28年度予算については、各校1台ずつではあります、調律回数を増やしておるところでございます。

私ども近隣のところを調査したんですが、年1回のところも多うございまして、2年に1回というところもございましてという状況も酌んでいただければと思います。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

調律回数を増やしていただいたということではよかったですと思います。学校の先生も、子供やから別にいいやろうというふうな、いや、子供が指摘して、学校の先生がわからないという、それはちょっとおかしいと思うので、数を増やしていただいたということは本当によかったと思います。他市はどういう事情でそうされているのかわからないんですけれ

ども、やはり忠岡は教育に力を入れていくというのであれば、そういったところもぜひ頑張ってくださいと思います。よろしくをお願いします。

委員（高迫千代司委員）

委員長、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

129ページと133ページに就学援助の費用が出ております。先ほどのご説明では、中学校の就学援助の数が増えたというふうにご報告いただいたんですけど、今子供さんの受けている比率ですね。小学校では幾ら、中学校では幾らの分が幾らに増えたのかということをお聞きしたいと思います。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。長屋部長。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

少々お待ちください。委員長、恐れ入ります。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。長屋部長。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

平成23年度から平成27年度でございますが、申請者に対して認定させていただいたまず比率なんですけども、23年度が95%、これは中学校も含めてでございます。95%。それから、24年度は94%、25年度は94%、昨年度は93%、で、ことしの今の3月14日現在では認定を95%ということで今やっております。金額については、ちょっと待ってくださいね。金額につきましては。

委員（高迫千代司委員）

委員長、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

金額ではなしに、子供の数に対して就学援助を受けている人が何%おられるのか。その小学校の比率と、中学校は増えたというふうにご報告ありましたので、どう増えたか教えていただきたいということです。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

委員長、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

はい。長屋部長。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

私、今、全体の資料しか持ってなくて、ごめんなさい、小学校別はまたお渡しさせていただきます。

委員（高迫千代司委員）

中学校が伸びたというのは、どれぐらい伸びたんでしょうか。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

今年が中学校、これで見ますと20名増えてます。20名認定をしております、昨年度と比べますと。

委員（高迫千代司委員）

比率はまだ出されていない。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

すみません、またすぐ出します。

委員（高迫千代司委員）

委員長、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

要は私、昨日からもいろいろ、一昨日も含めて子供の貧困という話をずっとさせていただいております。この中学校で増えてきているのも、あながちそうしたことが影響しているのかなというふうには思ってます。で、学校のほうでは、先生はそうした子供の状況はごらんいただいて、ここは大変だなと思う子供には声をかけていただいているということは以前からしていただいているというのは聞いてるんです。これはやっぱり実情を把握していただいた方が適切に対応していただいていると思ってるんです。それが、こんな状況のもとですから、もう少し細やかな気配りといいますかね、要るのかなというふうに思いますが、今まで以上にちゃんと気をつけて見ていただけるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。これはどちらかという土居先生のほうですね。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

各校におきまして、なかなか全体に対しての周知と、また個別に対しての周知と分かれます。その中で、個別に対しての周知におきましては、必要時、また各学期の懇談等によ

りきめ細やかにやっておりますし、例えば中学生でありますと、いわゆる進学にかかわっての奨学金の案内とか、また説明会等も行っておりますので、今後とも連携しながらやっていきたいと思っております。

委員（高迫千代司委員）

結構です。

委員（是枝綾子委員）

すみません。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

就学援助に関してちょっとお聞きしたい点がもう一つありまして、新年度から就学援助の交付の計算の方式が変わって、まあ言うたら一つ一つの費目で計算するのではなく、丸めてというんですか総合的というんですか、包括的に支給すると。事務の軽減ということになったというふうに新聞にも載っておりました。それによると、支給される金額が増えるのか減るのかというところがちょっとよくわからない。そうなって変わらないのか、その点についてはどうなんでしょうか。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

長屋部長。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

今、是枝委員おっしゃるとおりでございまして、これは事務の軽減ということで、国のほうが平成27年度中に結論を得るということで、今おっしゃったように、28年度から学用品などの8つの品目を一つにして単価を標準化することによって、自治体の事務を軽減するということにしたということですが、この分については、影響が出るかどうか今のところちょっとわかりませんが、影響が出ないように努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

影響が出ないよというので、それはそのようにしていただきたいということなんですが、忠岡町はこれも交付税で算入されているので、そのまま補助金という形で来ればわかりよいんですが、わかりにくくなっておりまして、忠岡はクラブ費とPTAの会費を

支給はしてなかったと思うんですけども、そういう包括的に支給することになって、それも含む金額になると、その部分が増えるんじゃないかというふうにも思ったりするんですが、それについてはちょっと費目が細かいところは、その分も含めた金額がこれだけですよというふうに示されていけば上がるわけですね、忠岡は出してなかったんでね。ということもありますので、そうなればそうなったで、上がったら上がった、含まれているという金額で出していただきたいということで、変わらないようにじゃなく、増えた分は増えた分として支給していただきたいということをお願いしたいと思います。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

長屋部長。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

そのように取り組んでまいりたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

お願いします。

よろしいですか。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

あと、132ページの生徒の机、椅子、一般備品購入費ということですが、消耗品というんですか、備品ということで、今回ちゃんと充足しているかどうかということなんですが、机と椅子が充足していないというのは大変問題だと思いますが、壊れて修繕がきかないというかね、ぼろぼろの机で勉強ということもやっぱりいけないと思いますので、そういったものについてはきちんと交換して充足している状態かどうかということをお聞きしたいんですが。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。長屋部長。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

この点については、70万計上させていただいております。これについては、やはり傷がついているものとか、生徒らがそういうことをしてはいけないんやけども、そういう指導も含めてですけども、子供たちが学習しやすいように、この分で今のところ足りているという理解をしております。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。もう一つ、そしたら、134ページの調理用器具の修繕に関してですけれども、先日、福祉文教の常任委員会で中学校給食の試食に行かれました。で、いろいろ写真とか見せていただいたりとか、私はちょっと都合で行けなかったんですけれども、ちょっと聞いたお話なんです、食器かごですね、食器を入れるかごに、かごの底にトレーが敷かれていないので、食べ終わった食器から汁が垂れて廊下を汚しているということをちょっとお聞きしたんです。普通は、底に小学校でしたらありますよね。で、中学校はないんです。なぜないのかということを知ると、サイズが合わなくて敷いていないというふうなこともちょっと聞いたんですが、それは事実でしょうか。

それで、それだと汚れた廊下ではちょっとね、それを掃除を誰かがしないといけないということで、そういった問題も起きますので、新しい新品やのに、そういう食器かごの底にトレーが敷かれてないというのはどういうことなのかということなんです。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。長屋部長。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

是枝先生おっしゃるのは、中学校の分ですね。

委員（是枝綾子委員）

中学校のほうです、はい。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

これについては、中学校のほうでそういう汁がこぼれることについては、その食器を上に向けてやるとか、工夫をそれ以降はされているようでございます。私も実際のところ、汁がほんとにこぼれて生徒さんに影響が出たというのは、一部は聞いておりますが、全体的な話では聞き及んでなかったんです。その辺の事実も確認させてもらったんですけど、今のところは食器かごについては、中学校のほうも、入れ方とかいろいろ工夫されて、漏れないように、汁がこぼれないようにという対応でされてるといふふうには聞いております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

対応については努力いただいているのはいいんですけど、そもそも備品というところに、その食器かごの底にトレイというものが、調達段階で、発注段階で、まあ言うたら仕様書の段階で入っていなかったんだらうかと。いや、合わなかったから使っていないということは、合わないような調達をした契約事業者の責任というのはどこに行ったんだというふうに考えるんですね。その事実経過、事実を確認していただいて、ちゃんと仕様書ですね、食器の発注ですね、そういう給食の備品の発注はどのような発注でされて、それのおりに業者が納品してなかったのか、それとも発注漏れであったのか、ちょっとよくそのところを確認いただいて、ちゃんとした契約状況にさせていただきたいということで。それは教育委員会に責任があるのか、調達業者の責任なのか、それをはっきりしていただいて、ちゃんとした、そんな気をつけて上を向けてこぼれんようにというんじゃない、普通にちゃんとトレイ、セットですのでね。その分も補正で、忠岡に責任がないのに忠岡のお金で補正を組むなんておかしいと思うんで、その業者に責任持たせて、ちゃんと業者に納入させていただきたいというふうに思いますので、その点よろしく願いいたします。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。長屋部長。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

納品業者は、株式会社中西製作所という大阪支店なんですけども、もともとその食器かごに底面というんですかね、トレイをつけるようにはなっていないようなことだったのですが、ただ、先生おっしゃるように、その分についてはもう一度事実関係を確認させていただきますわ。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

発注してなかったら発注ミスでしょうね。普通は要りますわね。家庭の中でそんなやったら、絶対底に敷きますよね。ということで、発注ミスであれば、それについてはちゃんと反省していただかないといけないかなというふうに思いますので、事実経過、ちょっと事実を確認していただきたいと思います。

教育委員会（長屋孝之教育部長）

そのとおりさせていただきます。

委員（高迫千代司委員）

委員長、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

学校のほうで今、世間でも問題になってます、いじめのアンケートを取られたと思うんですが、忠岡の実態はどうであったのかということをお伺いしたいと思ってるんです。これは、うちの子も中学校に行っとなったときね、中学校の先生には随分かばっていただきましたけれど、大変なことになって、最後は3学期、1日も学校に行けずに不登校になってしまいました。

だから、この問題は人ごとやないなというふうには思ってるんです。忠岡の今の学校のアンケートの実情と、そこから出てくるものが何かあるのかどうか、ちょっとお教えいただきたいと思います。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

今、議員お問い合わせのところですけども、いじめのアンケートについて、年3回、学校それぞれで実施しております。内容は学校ごとにまとめている状況でございます。詳細はちょっと今現段階で持ち合わせておりません。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

持ち合わせていないというのは、別に問題がなければいいんですが、そうした中で問題点というのはそのアンケートの中では出てきているんですか、いないんでしょうか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

現段階において、特に喫緊の重篤な部分はありません。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

ないということを知って安心しましたがね、これはいろんな事件が起こるたびに、学校は最初は「そんなことはなかった」と言うんですね。でも、調べていったり、子供の証拠が残っていたりしてね、後でまたその事実が明らかになったという謝罪しているのが、私らもよく見えます。だから、やっぱりその点は表面的に見るのではなく、やっぱり実態もよく見ながらちゃんと対応していただきたいと思いますので、その点は重ねてよろしくお願ひしときます。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

各学級ごとの私どもの小中の生徒指導のいわゆる連絡会等を通して把握、また実態の状況を確認しておりますが、さらにきめ細やかにしていきたいと思ひます。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（杉原健二委員長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

今、町の空気の中には、そういう報告はありますか。調べる前にね、今町の中には町内にいじめが充満しているという、そういう空気は今ありますか。

委員（高迫千代司委員）

あのね、町長さん。

町長（和田吉衛町長）

今あったら聞いとかと、あのとき手おくれになったらいかんのでね。

委員（高迫千代司委員）

私は今聞いていませんけれど、うちの子供がそうであったようにね、町長さん、こういうものは表にはあまり出ないんです。出ない中で進行していて、出たときにはもう手がつけられないようになっていたりとか、そうした問題ですから、その芽が一番最初にわかるのがやっぱり学校の中自身ですから、そうした子供のアンケートも取ってもらひ、実態も先生が見てもらひというふうなことをあわせていったら、実際に町長さん、親も知らん場合

が多くあるんです。

町長（和田吉衛町長）

だから、調査するんでしょう。

委員（高迫千代司委員）

そうです。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（杉原健二委員長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

だけど、今調査する前に、そういった実態があるかどうかを教え合いをしておかんと、僕は静かな学校ほどいじめがあるのと違うかという勘繰りをしてる人やからね。かえって明るい学校のほうがね、後でわかってくるけどね。だけど、今、調べなさいということでしょう。だけど、何かそういった悪いうわさがあるんだったら、調査項目も変わってきますからね。まあ今のところは、静かな中で調査せえということかな。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

そうです。町長さんおっしゃるように、住民も知っていたら、その声を届ける。こうしたことをしながら、お互いに力を合わせてやっていくのが大事なことだというように思っていますから、私たちもアンテナを伸ばして、できるだけそんな声が入ってきたら、学校や教育委員会にお願いしていきたいというふうに思っています。同時に、一番身近なところが一番しっかりと見ていただいたらありがたいということで、今お話しさせていただきました。よろしくをお願いします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

いじめの構造というか、その現象というんでしょうか、方法も多種多様に今変わってきていると。町長さんが中学校にいらっしゃったころと今とは、やっぱりインターネットですね、あと携帯、スマホ、そういったものがもう全員が持っている状態で、それによるLINEとかまあ言うたらSNSを通じてのいろんないじめというんでしょうか、本人に対

する誹謗中傷やら、しかととか、いろいろそういったことがあるので、そういうことをされないために拘束されていると。それも来たらすぐに返さないと、返事せなあかんとか、いろいろな子供たち重荷をね、すごい心の負担を背負っているということで、そういういじめ防止対策推進法にも、インターネット等によるやっぱりその防止の取り組みということがかなりのスペースを取って書かれております。

なかなか難しいんですね。親とかが、自分たちがそういう経験をしていないのでわかりにくいということもありますし、で、そういったところに対しての対策というのは、一応いじめ防止の対策の指針とか計画とかをそれぞれ学校ではつくらないといけない。教育委員会、自治体は努力義務なんですけど、学校は義務になっているんですけども、そのあたりのインターネットの部分に関しては、これはちょっと難しいところなんですけど、どのように忠岡では対策というんでしょうか、計画に盛り込んでいらっしゃいますでしょうか。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

インターネット等さまざま見えにくい部分でのいわゆる対策ということなんですけども、非常に難しい部分がございます。ただ、各学校において、そのいろいろな機会あるごとにお話はさせていただいておりますし、先生方の研修ということで、いわゆる先生方の研究団体のほうでそういうSNSに対しての、ソーシャルネットワークサービス等についての対策ということで、専門の方を呼んで講習をされたというのを伺っております。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。教育長。

教育長（富本正昭教育長）

今の件ですけども、学校現場で小学校の高学年対象に泉大津警察署のほうも、いわゆるLINE等を使ったいじめの事案が多発してるということで、女性の警察官が来られて、その辺に焦点を当てた非行防止教室を昨年実施していただきました。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

大変、小学校の高学年あたりからだんだんと、そういったスマホなりを使ってのことに
すると思いますので、いいことだと思います、非常にね。子供たちにそういった使い方と
か、あと、そういう相手がどう思うかというふうなのがなかなか感じにくい、わかりにく
いというお子さんが増えてきているというところもありますので、そういう取り組みとい
うのが大事で、機会を増やしていただきたいということと、中学生に対してもそういった
取り組みとかもぜひ、小学校の1回したらそれで終わりではなく、中学生にも何らかのそ
ういう取り組みもぜひお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

小学校、中学校、また幼稚園も含めながら取り組んでいきたいと思いますので、よろし
くお願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

よろしくをお願いします。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

幼稚園費のところですけども、135ページの幼稚園の一般職給、そして補助等教諭
賃金に関してですけども、保育所と同様、幼稚園も、正規の職員さんと非常勤の職員さ
んの比率が、かなり非正規の方が増えてきてると思いますが、その比率は何対何になりま
すでしょうか。

子育て支援課（武田順子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

武田課長。

子育て支援課（武田順子課長）

幼稚園のほうの正規職員は、忠岡幼稚園のほうで4人で、臨時職員は3名というこ
とでございまして、この3名につきましては、支援を要する子供に対する加配と、フリーで1名
ということで、加配の分が2名、フリーの補助教員ということで1名で、3名になってお
ります。

東忠岡幼稚園のほうにつきましては、正規職員が6名ですね。それと、臨時職員が5名
ということになっております。で、支援を要する児童の加配ということで4名、フリーの
補助教員が1名ということで、5名になっております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、クラスに1人は正規の先生がいらっしゃるということにはなってますでしょうか、これだと。

子育て支援課（武田順子課長）

申し遅れました。東忠岡幼稚園のほうで、年中さんに1人、臨時職員が入っております。今現在ね。これは26年度末に1名、幼稚園教諭が退職したことにより、東忠岡幼稚園は各年齢において2クラスありますが、年中のクラスの1クラスに臨時職員を配置しておりますので、それを含めましたら臨時職員が6人で、正規が6人、臨時職員が6人で、50%になりますね。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

その臨時の職員の方は正規の職員さんに、本来はクラスの担任は正規の先生でやっていただかないと、なかなか大変やと思います。今、幼稚園の入園希望者というんですかね、申し込みされる方が減ってきているという、そういった中で、公立幼稚園のやっぱり役割というのが、保育所とはまた違う役割があると思うんです。で、その幼稚園、忠岡の幼稚園のいいところをもっと伸ばして行って、来ていただけるような教育内容にしようと思うと、非常勤の方が増えてくるというよりも、正規の先生で頑張って、いい幼稚園をつくっていこうという、そういった内容の質の問題ですとか、そういったこともやっぱり取り組んでいかないといけないと思うんです。

そういった点で、正規の職員さん、やはりクラス担任は正規の先生でぜひやっていただきたいという点が1つと、それとあと、行かせたい、行きたい、そういう幼稚園の中身にしていけるような体制もぜひとっていただきたいというふうに思いますが、ということで正規の雇用を増やしていただきたい。その点についてはどうでしょうか。

子育て支援課（武田順子課長）

いいですか。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

武田課長。

子育て支援課（武田順子課長）

幼稚園教員のほうの人事関係は、子育て支援課でなく教育総務のほうになりますので、それは教育委員会を通して町のほうで採用のほうをお願いするという形になるかと思いません。

委員（是枝綾子委員）

答えをいただくのは、どなたになるのでしょうか。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ、教育長。

教育長（富本正昭教育長）

1つは質的な問題、これに関しては正規、それから非正規含めて、これはもう教壇に立つ以上は、質的な部分に関しては精進していくというのは当然のことですので、研修等を通じながら高めていくと。これは義務教育でも講師で担任を持っているケースも多々あるわけですから、その辺は我々はいわゆる教育の質に関しては高めていく努力をしてまいりたいと思っております。

それから、採用に関しましては、また状況等を勘案しながら、その辺はここではなかなか即答はできませんけども、その辺は今ご意見は承りたい、お聞きさせていただくというような形で、今後、状況を見ながら判断するというので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

状況を見ながらということで、クラス担任は正規の先生で、臨時の先生でなく正規の先生でということで、1名の増員をぜひお願いしたいということは要望しておきます。よろしく願いします。

次の質問、いいですか。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

続いて、どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

社会教育のほうにちょっと移らせていただきます。すみません。140ページの支援員の賃金についてなんですけれども、これは留守家庭児童学級の支援員の賃金ですが、これは今年度は支援員の先生は増えるのでしょうか。何名の賃金になってますでしょうか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

13名でございます。

委員（是枝綾子委員）

13人。はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

昨年度は何名でしたか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

13名です。

委員（是枝綾子委員）

変わらないんですか。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

13名の体制で忠岡小学校、東小学校のほうと両方ですが、かなり入所児童数が増えてきているということと、あと子供も大変なお子さんが増えてきていて、指導員の先生も大変な状況になってきていらっしゃると思いますが、ぜひ増員していただいて、いろいろなトラブルの解決とかも本当に時間がかかることみたいなので、ぜひ人数も増やしていただきたいということなんですが、その増員もお願いしたいと。

それとあと、今回申し込み締め切りはもうされたんですけど、入所の待機児童とかはありますでしょうか、今回、新年度は。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

28年度は待機児童はございません。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

努力いただいて、全員入所させていただいているということで、途中から入所を希望された方も、できたら入れるように努力もいただきたいと。そのためにも増員せなあかんという場合が来ましたら、増員もしていただきたいと思います。

あと、カリキュラムをつくってされていらっしゃいますでしょうかということで。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

夏休み、冬休みと長期休業中にカリキュラムはつくっております。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。あと、141ページ、支援員認定資格研修参加負担金についてですが、これはどこの研修の参加の負担金で、ちょっとこの内容について教えていただきたいんですが。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

条例で、支援員になるには大阪府の研修を受けることになっておりまして、その研修の負担金でございまして、28年度は2名を予定しております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

支援員、学校の先生や幼稚園教諭、保育士の資格などを持った方は支援員の資格を取りに行かなくてもいいわけですね。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

資格を持っている方も研修を受けていただくこととなります。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ということは、全部で13名いらっしゃる方に支援員の資格を計画的に取っていただくという方針で組まれているということですね。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

支援員の方、高齢の方、60を超えている方もおられますので、一応大阪府のほうでは5年のうちに取ってということになっておりますので、60を超えた方は受けていただく必要はないかなと思っております。

委員（是枝綾子委員）

まあ、本人が希望すれば受けられるようにということで、やっぱりいろいろ資格を持ってたとしても、今の子供の状態、状況とか、社会情勢とか、あといろいろそういう留守家庭学童保育というところの中身の問題では、やっぱり勉強する機会もあったほうがいいかと思うので、受けさせてあげていただきたいと思います。

委員（高迫千代司委員）

すみません。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

今ので60以上の方というのは、13名の中に何人ぐらいおられるんですか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

5名でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

142ページの町民グラウンドの側溝清掃業務委託料についてです。30万3,000円ということで、本当にお掃除だけだと思いますけれども、水はけの改善がこれでかなりされますでしょうか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

これ、全て側溝を掃除するわけではなく、スタンド側の中央部分から府営住宅方面、それと、府営住宅側にあります倉庫部分から役場側に向かっての側溝を、砂を除去しまして、そこに排水ポンプ、イベント前とか、中学校の行事前ですね、ポンプを据え置きまして、排水口のほうに排出する方法を考えております。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

清掃だけでなく工事も、排水ポンプ工事というものも含めてのことということですか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

ポンプのほうは、建設課のポンプを貸していただくことを想定しております。

委員（是枝綾子委員）

委員長、すみません。

普通にくみ上げるポンプのことですね。工事じゃないんだ。そうですか。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

皆さん、町民グラウンドの行事、特に秋口ですね、行事の前日には大概雨がよく降るんですけども、なかなか水はけが悪いのと、あと、側溝が砂で詰まっているということで、当日職員の方、関係者の方がスポンジで水を吸うたりとかいう大変な努力をされているということで、どこかでちょっとこの改善をしないといけないんじゃないかということで、側溝を掃除して、また砂が詰まるということがかなり予想されるんですけども、掃除することによってどの程度改善が見込まれるんでしょうかということも、ちょっと調査をされたと思いますので。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

ふたの穴自体がかなり大きい穴をしておりますので、先生おっしゃるとおり、抜本的な改善にはならないと思います。今、今年度28年ですね、清掃しまして、再度また砂がたまることが想定されております。どれぐらいでまた埋まるかというのは、こちらのほうも一度してみないとわかりませんので、将来的には抜本的な工事は考えております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

忠岡町以外のあいった真砂土のグラウンドの排水というのは、どんな感じなんでしょうね。側溝のふたとかの形とか、砂が詰まりにくいようにというふうな、そういうものってあるんでしょうかね。そういう研究はされてませんか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

グレーチング、鉄板ですね。鉄板で真っ平らな、それで水だけが入るような側溝ですね。そういう側溝をグラウンドではよく引かれております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

それはかなり高額な工事が、距離が長いですんでね、と思いますが、それをすればかなり改善されるというふうにお考えでしょうか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

改善されると思っております。

委員（是枝綾子委員）

そうすると、そういったことも、掃除して、また詰まって、また掃除して、詰まると、毎年そういうふうに清掃をされるのであれば、ふたがそうでなくてもいいかもしれないんですが、一度ちょっと根本的な改善も考えていただけたらというふうにも思いますので、ぜひご検討、工事も検討いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

続けて、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

142ページと143ページの文化会館費に関してですが、文化会館の休館日をもとに戻していただきたいということなんです。それについては、財政健全化で週1日休みだった、火曜日が休みだった文化会館が月曜日も休みになってしまっていて、なかなか平日開いてる、曜日によって開いてる、開いてないと、いろいろそういう日も出てきておりますので、もとに戻していただきたいと。もとに戻す、その1日休みを多くしている財政効果額というのは幾らを見ていらっしゃるでしょうか。幾らと。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

シルバーに夜間委託してるんですけども、夜間のほうで30万円、光熱水費のほうで約100万円。図書館のほうは現在4名体制なんですけども、この部分でどうなのか、その辺は試算しておりません。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

年間の効果額が30万、人件費というか、そのシルバー委託の分で夜間の30万と、あと光熱費で100万円と、130万円ということと、あとプラス図書館はわからないということなんですけど、130万円あればもう1日開館できるということだと思います。お金がないと言うけれども、きのうの議論でも、やっぱり清掃委託費の何かほんまにこの金額でいいんかという大変大きな金額のところにはどんどん出て、こういった子供たちやら住民が利用するこういった会館のところは130万円を節約するために、そんなふうにされてるところが本当に残念だなというふうに思いますので、ぜひ休館日を一気に、全部の施設をもとに戻しますということではなく、必要な施設から休館日を徐々にもとに戻していくということもぜひ検討いただきたいということで、きのう、生活環境課のほうでかなり委託料を見直していくということではるので、その分を教育に回していただいたらなというふうには思います。

ということで、休館日をもとに戻すということについては、現在の段階で社会教育課としてはどうお考えでしょうか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

財政健全化のほうで町の施策として閉館した経緯もでございます。近隣と比べまして、確かに休館が多いのは把握しております。財政との絡みもでございますので、今の現状維持という形で考えております。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

他市に比べて休館日が多い、まあ週2日も休んでいるというところですから休館日は多いですし、忠岡は何かおかしな、スポーツセンターもそうなんですけれども、社会教育関係の施設は祝祭日の翌日は休みという、何かまた休みが増えるという、そういうふうになってませんか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

火曜日が休日の場合は、翌水曜日は休日になります。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ちょっとそういう、火曜日が休日という場合は水曜日が休みになるということで、最近、休日法が変わって、大体日・月休みとか、そこで連休を重ねようとする、そういう傾向があって、火曜日が休みというところも年に何回かあるみたいなので、やっぱり休日が多いということもあるので、その点も休館日の翌日が休み、休館日が祝日だと水曜日が休みという、それ自体の考え方が。違うんですか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

火曜日が休日になる場合だけ水曜日が休みになります。月曜日は関係ございません。

委員（是枝綾子委員）

ですよ。で、火曜日は休館日ですよ。もともと休みの日に祝日が重なったら水曜日が休みというのがちょっと理解できない。私が理解できてないんですけども、そういったこともちょっと。他市ではそういうことになってるんでしょうかね。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

他市の場合は、ちょっと把握しておりません。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

休館日が2日も休みなもので、それについてはちょっと検討し直していただきたいということで、よろしくお願ひします。そんなに年間何日もあるわけじゃないので。ただでさえ開館日が少ないのに、また休館日ばかり増えるというのも困るので、その改善はよろしくお願ひいたします。

あと、1階の活用方法もあわせて、1階、展示のときはいろいろ展示されるけど、それ以外のときはほとんどがらんと空洞になっていて、大変もったいない空間であります。あれを撤去、何かあそこはソファーとかいろいろあったんですけども、他所の、忠岡町では無いよその中学生が晩に来て、あそこでソファーを壊したとか何かいろいろいうことがあって撤去されたんですけども、そのときは夜シルバー人材センターの方に来ていただいてなくて、女性職員が夜、事務室に1人で座っていたということで、大変危険やということでそういう対応をされたという経過があったと思いますので、今はシルバーの男性の方に夜来ていただいているので、あその1階の活用というんですかね、ソファー、せっかく文化会館に来て座るところもないと。早う帰れ言うてるんかみたいに言いはる人もいてはるので、ちょっとそういうソファーぐらい置いて、また文化会館の1階ロビーらしい状態にぜひしていただきたいと思います。活用方法をぜひ検討してください。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

先生おっしゃるように、利用者の方にご不便をかけてるんですけども、今現在も階段に中学生が座り込んだりしている状況でございます。また椅子を置きますと、利用者の方に不快な思いをさせる場合もございますので、現状は今までどおり椅子は置かずに、活用方法につきましてはまた展示など考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

またよろしく申し上げます。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

あと、すみません。よろしいですか。145ページの図書館の臨時職員の賃金と、あと図書購入費に関してですが、図書司書の方が非常勤の方ばかりなんですね。図書司書の常勤化にさせていただきたいという要望と、あと図書の購入費が今360万円、このところずっと、財政健全化の折、360万円に削られてしまっていて、読みたい本がなかなかないということで、前の図書館はおもしろかったけど、今の図書館あまりおもしろくないという方もいらっしゃるまして、以前は800万円ね、図書購入費を組んでましたのでいろいろな本が買えたんですが、ちょっと予算も増額してさせていただきたいということなんですが、1人当たりの図書の蔵書数というものを以前はよく比較を出していただいていたんですけど、そういったのは今、そういう比較は担当課のほうではお持ちでないでしょうか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

近隣自治体の把握をしております、本町の場合7.1冊ございます。高石市さんは4.2冊、和泉市さんは2.1冊、岸和田市さん2.8冊、泉大津市さんは3.1冊となっております。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

蔵書数については、1人当たりはたくさんあるということで。

委員（是枝綾子委員）

熊取。すみません。

生涯学習課（立花武彦課長）

熊取さんは3.6冊です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

以前からの取り組みがあつて、たくさん蔵書もあるということも1つの要因かと思ひますし、欲しい本が手に入るようにというふうなことで図書購入費もぜひ、もう少し増額もしていただきたいということは要望しておきます。

図書司書の常勤化については。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

人事当局との絡みもございまして、文化会館におります職員が以前、図書館に勤務しておりましたので、その辺で今でも連携はとれてると思っております。これが永遠に続くとは思いませんので、その部分につきましてはまた要望なりしていきたいと思っております。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

すみません、146ページの働く婦人の家費に関してですけれども、昨年の予算委員会とか予算議会の中で、女性センターを設置していくという、そういう答弁が教育のほうでありましたが、なかなか女性センターが設置をされていないということで、働く婦人の家というものを女性センター化するということは、教育委員会のほうでは考えていないでしょうか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

現在、働く婦人の家条例、規則がございまして。今後この条例に基づいて事業を展開し

てまいりたいと思っております。また、文化会館のほうですけれども、勤労青少年ホームがなくなっております。この28年度から、また「あすなろ塾」が始まるなど、子供たち、またお年寄りの生きがいくりの幅広い事業を展開してまいりたいと思っておりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

働く婦人の家というのは、当然女性が利用するものですね。女性センターも当然女性が利用するというので、何か大きな不都合というのはあるのでしょうか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

特にございません。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

多分所管の部署が変わると、教育委員会から人権広報課のほうに変わるというところの問題で、予算の取り方もそちらのほうから取るという形になると。ちょっと複雑な感じになっていくということがあるんであろうなというふうにはこちらのほうでは思っておりますが、別に同じ忠岡の中ですので、働く婦人の家でしたら厚生労働省ですかね、予算、何かその講座とか、そういう法令関係は。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

働く婦人の家条例は、厚生労働省の法令に基づいてつくっております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

今でもそうですか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

今現在は、ちょっと確実には私、把握しておりません。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

働く婦人の家というふうに銘打ってやっている、大阪府下では2自治体だけだと思うんです。ほかはみんな女性センター化されていていたりとか、別のものになっていたりとかするんですけども、その補助金がいただけると、働く婦人の家で置いてるほうがという、そういうことがあるんでしたら、補助金の関係でということがあるんですが、働く婦人の家ということで、補助金なり交付税で需要額で見ていただいとるか、何かそういうものはございますでしょうか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

建設当時、補助金はもらったと思います。交付税のほうは多分算入されてないと思います。廃止にした場合につきましての影響、その辺についてはまだ勉強不足で把握しておりません。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

もう文化会館の償還、終わってますよね、とうに。お金返せと言われる年数でもない

いうふうにも思いますので、一度ちょっと働く婦人の家で置いて、条例的にはありますけれども、それを女性センターというふうなことに変えて、メリット、デメリット、いろいろちょっと検討をどこかでしていただけないかなというふうに思っております。男女共同参画との連携で、連携ができていればいいんですけど、連携ができていないので、はっきり申し上げまして。だから、ちょっと申し上げているので、じゃあ女性センター化にしてもらったら、いやが応でも連携しないといけないということになるかと思っておりますので、申し上げているだけであります。

一応、それをどこで検討するのかというのは、どこで検討するんでしょうか、こういったものは。男女共同参画というくくりで検討していただくのですから、本部長である忠岡町長がどう考えるかというところで、そこで推進本部の中で検討していただく課題かと思っておりますが、委員長、町長に、その点どうするのか検討をしていただくということをちょっとお願いしたいと思っております。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

まず、部屋がないんです。それで、無駄に文化会館の部屋を使っているのではないかと、いうことを反省なさいということで、空き部屋を見繕っているということが一つと、それから運営についての問題をどうしていくかということに、まだ答えが出てきてないんです。まず大きな問題は部屋ですね。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

検討をいただくと。どうしようかという検討ぐらいはしていただいてもよろしいのではないかと。どこで、検討すべき部署で、場で検討をされていらっしゃるのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

町長（和田吉衛町長）

担当課に任してるということです。

委員（是枝綾子委員）

任してるんですね。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

担当課同士で、関係するところで協議をするという、そういった指示を出していただいでるんでしょうか。

町長（和田吉衛町長）

してません。

委員（是枝綾子委員）

ですよね。委員長。それぞれ担当課同士で検討すれば、そのままというふうなことで、その課の中だけで解決しようという傾向になりますので、連携をとるとことや、どうしていくんやということを、町長がやっぱり指示を出していただかないと検討が進まないと思いますので、その男女共同参画を進めるという立場から、働く婦人の家のまんまで、男女共同参画というところも連携を深めていくという方法もありますし、いろんな形があるので検討をちょっと指示を出してください。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

考えているんですがね、前へ行ってないというか。施設管理の課もあれば、各文化会館なり安全センターなり役場の建物なり、そういったようなこととか人権のほう、大体人権のほうで全館を掌握しているところですけどもね。非常に各部署が前へ行ってないですね。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

各課任せでなく、連携をとって検討していただくということでよろしくお願いたします。教育委員会が動かないことには人権から動きにくいというところもありますので、人権担当の部長、公室長さんのほうと教育部長さんのほうとで、ちょっとそういう連携について協議するというお考えはございませんでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

検討してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

委員（是枝綾子委員）

よろしく申し上げます。

委員長（杉原健士委員長）

お昼も近づいていきますけれども、予備費まで頑張っていきたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

では、よろしいでしょうか。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

147ページの働く婦人の家費の備品購入費ですが、204万6,000円という大変多額の備品の購入費が出てるんですが、何を購入されるんでしょうか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

調理室のオーブンレンジ、ガスコンロ、これを各7台ずつ購入いたします。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。あともう一つ、働く婦人の家の研修、茶室の横、湯沸かし室の横のお部屋ですね。何というお部屋かちょっとわからないんですが、そこが物置になっている部分がありまして、カーテンで仕切られてるんですけども、カーテンをあけたら何か棚があって物が置いてあるんですけども、これって文化会館のお部屋ですので、その置いてあるものについては忠岡町の備品か何かの倉庫になっているんですかね。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

うちの社会教育団体やクラブの方の備品でございます。これにつきましては、部屋の使用に支障のないような形で、今後少なくしていくようなことでは考えております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

備品とかああいうものは、置いてたらね、物がなくなったりとかした場合の責任とかいうのもありますので、保管をするのであれば、きちんとそういう保管場所ということで管理できるところに置いておかれるほうがトラブルがなくていいかというふうに思いますし、あと、利用される方の部屋がちょっとその分狭くなっておりますのでね、きちんと置くべきところに置く、保管するべきところに保管するという形をぜひとっていただきたいというふうに思います。その辺ご検討よろしく願いいたします。

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

あと、147ページのスポーツセンター費ですが、これも休館日をもとに戻していただきたいと。週5日だけ運動するというのも、やっぱり運動は毎日すべきところですので、休館日をもとに戻していただきたいということと、ジムの機械がかなり古くなってきているということで、更新についてどのようにお考えでしょうかという点。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

確かに17年使用しておりますので、かなり傷んでおります。マシンにつきましても今後、更新なり検討していきたいと思っております。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ありがとうございます。あと、休館日ももとに戻していただきたいと。実は半日しかあ

いてない、半日というか、お昼の12時からの開館ということで、日曜日はお昼の12時にあいたら5時に閉まりますんで、5時でしたね、6時ですか。5時ですね。12時にあいて5時にしまうスポーツセンター、それも日曜日ですね。いや、日曜日5時間だけしかあいてないというのも、本当は日曜日に働いている方ね、日曜日に運動したいなと思って5時間で閉まってしまうという、そういうスポーツセンターというのもどうかと思いますので、開館日をもとに戻していただきたいし、そういう日曜日の開館というんですか、要望がね、あければ需要もありますけど、今はあけてないから需要もないというところに来てると思いますので、調査をしていただいて、やっぱりアンケートもとったりとかで、開館時間をどうすれば利用できる、してもらえる、せっかく開けてるんですから、利用してもらえるスポーツセンターになるかということも、よく調査もしていただきたいと思います。その点については。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

夜間の部分につきましては、現在、27年度で調査しております。やっぱりかなり5時以降、利用者数が激減しておりますので、夜間につきましては開館するよりも午前中に回したほうがいいのかなどは思っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

日曜日の開館時間が5時で終わるところについてはどうでしょうか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

近隣のスポーツジムも、夜間の場合、日曜日はやっぱり減ってるみたいなんですね。うちのほうとしましても夜間につきましては延長するべきとは思っておりません。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

でしたら、日曜日は朝、午前中からあけるというのも1つの方法かと思いますので。利用者のアンケート、利用してない方に対して利用してもらうというアンケートという、そういったこともぜひちょっと一度考えていただいて、調査、リサーチしていただきたいと思います。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

そのようにさせていただきます。

委員（是枝綾子委員）

よろしく申し上げます。

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

あと、151ページの長期債償還元金についてですが、シビックセンターと庁舎の償還状況というのが終わりに近づいてきております。これからのちょっとこの年度、28、29、30と償還状況について、何ぼ返していったら、いつで終わるのかという確認をしたいと思います。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

今年度、シビックセンターに係る償還でございます。この分は3億円を予定しております。それから、次年度29年度になりますと5,000万ほど少なくなりまして、2億4,000万円。次、30年から34年度にかけては、そこからまた2億円減じまして4,800万円が5年間かけて返していきます。これが庁舎分というところでございます。シビックセンターの部分でいきますと、28年、29年で終わる予定をしております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

シビックセンターの部分の28年度と29年度の元利償還の金額は幾らでしょうか。

財政課（田中成和課長）

4億5,000万ほどになります。合計値で。

委員（是枝綾子委員）

すみません、28年度、シビックセンター分はお幾らかというのと、29年度、お幾らかという、先ほど28年度の3億の中にシビックセンター分も入っているのか、ちょっとその辺もわかりませんので。

財政課（田中成和課長）

先ほど申しあげました3億円の中に庁舎分は入っておりますので、分けて考えますと、28年度で2億5,000万円と庁舎分5,000万円というところになります。それから、29年度におきましては、2億4,000万円ですので、2億円がシビックセンター分で、残りの4,800万円が庁舎分ということになります。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

平たく言いますと、庁舎分は毎年4,800万から5,000万円ということで、28、29からずうっと34年度まで推移していくということで、シビックセンター分が約2億5,000万円だと。それが28年度と29年度で、29年度で償還が終わると、この部分についてはということですね。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

そうでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、28年度、しんどいですけど、3億円。で、来年度合わせて2億5,000万円ですか、3億ですか。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

正確には2億4,000万でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

28年度が3億円ということで、29年度が約2億5,000万円ということで、あとは5,000万円という形になっていくということで、かなり返済する金額についてが減るので、財政的にも大変楽になっていくという状況であると。この部分だけを見ますとね。

財政課（田中成和課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。

あともう1点、公債費比率が忠岡町は19. 何ぼか、かなり高いんですけども、これは他市との比較、大阪府下、全国で何番目にこの数値はなるんでしょうか。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

実質公債費比率のほうなんですけども、19パーセントの数値がございます。これは全国で見ますと、ワースト10ぐらいには入る数値でございます。特に北海道、青森、それから大阪府下でも泉大津市、泉佐野市等でランキングしておるような状況でございます。非常に悪い状況でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

忠岡町の実質公債費比率は大変高いということですね。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

すみません、今財政課長が申し上げましたけれども、上位には泉佐野市が入っておりますけれども、泉大津市は本町よりも低いというところで、先ほど申しましたとおり、26年度の決算では、実質公債費比率は全国で10番目ということになっております。ただ、先ほど説明があったとおり、今後、償還の公債費の額が下がっていきますので、1桁にまで到達するというところでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

忠岡のちょっと財政ね、しんどいなという部分が、公債費比率が高いということも1つ言えるんでないかと。このシビックセンターと庁舎の償還がこうやって終了していくと、かなり財政的にもその分の余裕が出てくるのではないかというふうにも思いますので、住民の施策にと、健全化ということで切り詰められた、切り下げられた部分については、拡充をこの部分でぜひしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

しいたげられたというのは、ちょっと言い過ぎや。

委員（是枝綾子委員）

だって、2日も会館を休みという、協力してるんですから、住民ね。

委員長（杉原健士委員長）

次、よろしいですか。

委員（是枝綾子委員）

あと、すみません。よろしいですか。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これで最後です、すみません。160ページは、一応予算書ではありますが、説明はありませんでしたけれども、よろしいですか、債務負担行為の調書のことですが、ここで12月議会でも議論となりましたこの社会福祉施設、まあ言うたら総合福祉センターの指定管理のことですけれども、5年間指定管理するということですが、この指定管理の本町のガイドラインについては、今日は今ちょっと担当の課が来ていらっしやらないので、これは総括でお聞きしますね。

委員長（杉原健士委員長）

総括ですね。わかりました。

委員（是枝綾子委員）

はい。

委員長（杉原健士委員長）

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（杉原健士委員長）

ないようですので、質疑を終結いたします。

以上をもちまして、議案第19号 平成28年度忠岡町一般会計予算についての審査を終結いたします。

暫時休憩いたします。昼からは1時から再開いたします。

（「午後0時11分」休憩）

委員長（杉原健士委員長）

休憩前に引き続き、審議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

委員長（杉原健士委員長）

続いて、特別会計予算の審査に入りますが、特別会計と企業会計につきましては、各会計の資料説明後、質疑をお受けいたします。

それでは、議案第20号 平成28年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、169ページから202ページまでの審査を行います。

国保会計予算資料について、担当課の説明を求めます。

（東保険課長：説明）

委員長（杉原健士委員長）

説明は、以上のとおりです。

169ページから202ページまでのご質疑をお受けいたします。質疑ありますか。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

予算書の177ページの、一般、退職者も含めての国民健康保険料のことについてですが、先ほど説明いただいたように給付費が少し伸びるところで、加入者、また加入世帯も若干減るといふ数字のように思いますが、今年度、保険料も前年度よりも6.3%増ということになっておりますけれども、7月の本算定を見ないとわからないということではありますが、こういった状況であります、保険料率についてはどのように、保険料ですね、どのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

保険料につきましては、本町は赤字団体であることから、現状の今保険料、1人当たりの額とかからは引き下げることはできません。しかし、限度額を上げさせていただきますので、上げることによりましてもちろん上がる世帯と下がる世帯とが出てまいります。なおかつ、国の軽減がかかる世帯が、わずかですけれども増えますので、その世帯は下がるということにはなりません。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

今年度の国家予算では国民健康保険料の、低所得者の保険料の引き下げに1人当たり5,000円だったか、1世帯、幾らか一応予算が組まれて、それが下りてくるというふうにならぬとお聞きしてるんですけども、そのあたりの国の保険料引き下げについての予算措置という分についてはどうなってますでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

今、議員おっしゃる1人当たり5,000円の分につきましては、平成27年度に制度改正された分でございます。基盤安定の保険者支援分に係る部分の補助率が上がりましたのと、2割軽減の方が対象でなかった方が対象になってまいりました。なおかつ、保険料の調定に対して補助金をいただける、負担金をいただけるということで、それまでは収納率に対してでしたものが、その部分が変わりましたので、本町は27年度につきましてはからは大きく制度が変わって、基盤安定の分についてはたくさん歳入されているということにはなっております。

今年度につきましては、2割軽減と5割軽減の世帯の方の判定基準額のほうが少しずつ改正されているというところでございます。影響額は少ないんですけども、わずかな世帯は保険料が下がる世帯が出てまいります。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

昨年度から改正されている部分があるということで、低所得の方々というか軽減世帯の部分のちょっと拡充がされるということで、対象になる方が若干ですがあるということですが、保険者支援分、保険者というたら忠岡町国保ですね、忠岡町に対する支援分というのが昨年度からあるということですが、その金額というのは幾らになりますでしょうか。27年度見込みしか出ないと。28年度はまだわかりませんね。

保険課（東 祥子課長）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

一応28年度も見込みを出しておりますので、保険者支援分が、こちらは繰り入れの金額になるんですが、3,359万3,000円、軽減分が9,098万円、合計で1億2,457万円を予算として見込んでおります。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これまで国庫負担率、国が出す分が減らされてきた中で、あまりにも高い国保料で大変だということで、国のほうもやっとそういった財政支援の措置を少し、わずかですが、されてきたと。忠岡町ではその分が、28年度見込みですか、今おっしゃっていただいたのは、28年度見込みとしては1億2,457万円ということで、これは繰り入れのところに入るので、合算されている金額なのでちょっとあらわれにくいですが、どの部分の科目に入っていますでしょうか、それは、繰入金というところに入っていますか。

保険課（東 祥子課長）

はい、そうでございます。182ページの一般会計繰入金の保険基盤安定等繰入金。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。ここに、その分が増額されたという、そのままの金額が入っているということですね。その分、忠岡町の国保会計にとっては助かる部分ということでもありますね。わかりました。その分、忠岡町が少しでもそういった部分を使って保険料の引き下げに少しでも努力いただきたいということで、それは赤字があつて大変だというのはわかるんですけども、少しでも引き下げに使っていくというふうなお考えはないでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。東課長。

保険課（東 祥子課長）

できる限りそういうふうに対応はさせていただきたいとは思っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

7月の本算定までちょっと間がありますので、ぜひ、そういった財政支援の措置が少しあったと、あると、昨年度と今年度とあるということで、その分についても住民にも少し還元をしていただきたいというふうに思います。

委員長、そしたら。次の質問に。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、保険料の負担、限度額の引き上げが、年間にして最高限度額4万円引き上げになるということで、その影響される世帯数とかいろいろお聞きしたんですけども、それによって国保料がどの程度引き下がるということになるのでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

120～130万程度、限度額の方の分でいただく分が増えるということになりますので、その部分が減らせる要素というんでしょうか、財源としては出てまいるということにはなりますが。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これは、賦課限度額の引き上げについては、限度額がかかっている人からかかってない人に回すだけということで、こういったのは本来あるべきではないということで反対も、私たちは反対の立場なんですけど、いつもその限度額引き上げのときに、中間所得層の引き下げに使うと、になりますということなんですけど、中間所得層の引き下げになるというのであれば保険料は引き下げになるんじゃないでしょうかね。引き下げはできないというんやけど、引き下がらないとちょっと説明がつかないのではないかとというふうに思うんですけども、その点についてはどうなんでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。東課長。

保険課（東 祥子課長）

引き下がる層と上がる層とがございますので、1人当たりの額とか世帯当たりの額ということになりましたら、同じような金額か、ちょっと上がってくるのではないのかなというところ辺なんですけど、ですので、保険料の下がる上がるが個人個人の方によりまして変わりますので、平均しての1人当たりとか世帯当たりとかということになってまいりましたら、前年と同じような額かなというところ辺になるのではなかろうかと思われます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

それはそのとおりだと思います。加入者世帯は一緒に、加入人数と一緒に、その中で回し合いをするので、1人当たりの平均を出しても変わらないのは事実なので、だから賦課限度額を引き上げても、その全体としては引き下がるということにはならないということがあるので、国なり一般会計からの繰り入れで引き下げることではないと全体に引き下がったということにならないというのはわかります。

ということで、やっぱり引き下げについても所得の2割ほどになってきている国保料なので、滞納をしたくなくても払えないというふうな状況になってきて、忠岡の国保料はなかなか、収納率が多分80%前半の、そういう収納率だと思います。そういったところで払える保険料にしていくということで、軽減がかかる世帯についてはちょっと拡充されるのはいいんですけども、もう少し全体として引き下げていくという努力をぜひお願いしたいと思います。

ちなみに、27年度の国保料の、モデル世帯でいつもお聞きしていますけれども、一応4人家族で40歳代の夫婦で、子供2人の300万ですか、所得。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

200万です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

200万ですか。所得200万円というモデル世帯についての、大阪府下での忠岡の国保料というのはどの辺の位置にあるのでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

こちらのほうは府内で13番目ということになります。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

13番目というと、43市町村がある中で13というのはまだやっぱり高いほうでありますので、国からの保険者支援という1億2,457万円の一部でも活用して高い国保料をもう少し引き下げるといふ努力をお願いいたします。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

できるだけ努力はしてまいりたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

お願いします。そしたら178ページの療養給付費負担金に関してなんですけれども、本町の国保会計に占める国の負担割合ということで、保険者支援ということで1億2,457万円というのが昨年度から入るようになって、国の負担割合というものは増えていつているのか、大体おとしの何%だったのが何%ぐらいに増えていつているというのでしたら、ちょっとパーセントが出ましたら教えていただきたいんですけども。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

今の議員さんおっしゃいます保険者支援の分が増えているという部分の制度につきましては、この制度はもう以前からございました分、その分の制度の中身が昨年からはちょっと拡充されたということがございます。そちらのほうは一般会計の民生費の負担金のほうに歳入されております分でございます、こちらのほうの国民健康保険の会計のほうに入っております療養給付費負担金ですとか国の調整交付金、府の調整交付金で全部足しますと、一応50%が国の負担という、割合的にはそういうふうになってございます。

ただ、前期高齢者交付金というのが制度ができておまして、これの金額が毎年、こちらは65歳以上の方の医療費の要りぐあいとか加入者の人数とかで、全国でどれだけ加入者がいてるのかとか、どれだけ医療費を使っているのかということで、被用者保険とかを

全部含めた分で調整を全国でかけておる分でございます、こちらの金額が2年ごとの概算・精算になっておりまして、これが大きく入ってくることによりまして、国の調整交付金なり府の調整交付金、療養給付費負担金のほうでも全てこの分を調整して、除いて計算するというふうな形になっておりますので、国はこの前期高齢者交付金の分も含めて負担しているというふうな認識であるのかなと思っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

前期高齢者の交付金については、前期高齢者の納付金ということで支出するものでありますので、あまりちょっと国保の会計に役立っているというか、以前はそんなものはなかったんですけども、なので、それを除くとやっぱりパーセントは50%ではないですよ。やっぱり全国的には30%程度というふうに落ち込んでいるというふうに聞いておりますが、忠岡町も同じような、全国平均の大体国の負担というのが30%ぐらいになっていると、それで調整交付金とかペナルティーとかで減らされたらもう30%を切っているという状況もある、そういう市町村もありますが、忠岡町はどういった状況になるでしょうか、そうなるかと。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

忠岡町もその平均に準じて、同じような形で減っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

30%を切るということはないですね、国の負担率。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

30%は切ってはおりません。全部足しましたらそんな30%切るなんていうことはございません。

委員（是枝綾子委員）

パーセントはまだちょっと出ませんか、細かいその。

保険課（東 祥子課長）

それはいつの時期、26年決算とか。

委員（是枝綾子委員）

決算、そうですね、出る分でしたら。もし出てなければ別に、そういう数字が出ているわけでなければまた後で結構です。わかりました。決算でないとなかなか出しづらいですね。わかりました。出ますか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

平成26年度に決算資料としてお出しさせてもらった分の中にグラフを出させてもらってたんですけども、その中で国庫支出金が26.4%、府支出金が5.7%、前期高齢者交付金が24.9%ですので、単純に国庫と府費と足しましたら32.1%で、前期高齢者交付金が24.9%、これ両方足しましたら57%。ざっくりですけども。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ありがとうございます。わかりました。大阪府が調整交付金を、国からの本来直接来るのが、大阪府が給付するという形に経由しているので、こういう数字を今おっしゃっていただいたんでないかなと思いますが、じゃ32.1%、前期高齢者の納付金としてまた出てしまうので、あまり以前の50%、半分出ていたというのと比較する数字としてはこちらの32.1%というのが本来ではないかなというふうに思います。こういった国の負担の比率が減ってきた分、保険料にはね返っているというところがありますので、この国の負担の割合をもとに戻すということをやったりしていかなければ、忠岡町が出すか国保加入者が出すかのどちらかになっているということですので、その点については忠岡町も努力をしていただきたいと、保険料引き下げに、一般会計から繰り入れをしていただきたい。

あと、国のほうに向けても、町村長会を通じていつも出していただいているかと思いますが、やはりこれもぜひ要望を強く言っていただいて、増額にというふうに努力

していただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

引き続きこちらも町村長会を經由しまして国のほうに要望できることを続けていきたいと思えます。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。よろしく申し上げます。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

あと、179ページの特別調整交付金のことについてですが、これも調整交付金ですので、普通調整交付金というのはちゃんと入れないといけないですが、特別調整交付金でペナルティーとか、忠岡町が収納率が悪いとかいろいろそんなので、健診受診率が悪いとかいうふうな、そんなのでペナルティーで減額されている分というのはございますでしょうか。減額されていたらその影響額についてもお教えいただきたいんですが。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

減額されている分はございます。平成26年度でしか今のところ出ないんですけども、金額としまして1,000万ぐらい本来もらえるところを、約300万、280万程度をいただいたということでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

約700万近く減額されているということでもありますね。

本来、特別調整交付金も含めて国の負担割合ということになるはずですね。本来。そうですね。その部分がやっぱりちゃんといただけてないということなので、それもやはり、ペナルティーをかけずにきちんと交付してほしいということも国に言っていただきたいと

思いますが。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

今申し上げた分につきましては大阪府のペナルティーの分でございます、国の収納率に基づくペナルティーにつきましては、今大阪府が広域化支援方針を出していただいているということで、そのペナルティーについては解除になっておりますので、その分として1, 100万ぐらいいは入っているような状態にあります。そのかわり大阪府のほうでこの分が減点され、できてない部分が減点されて点数化されまして、区分がつきまして、ペナルティーがかかって補助金が減らされているというところでございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そのペナルティーは大阪府のほうのペナルティーということで、わかりました。

そしたら、ペナルティーの影響額は今聞きましたので、あと大阪府の広域化というか、国保の都道府県化ということに向けての、先にレセプト1円化という、財政共同安定化事業がレセプト1円からの共同になってしまったということの影響について、忠岡町はどのようになりますでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

この分につきましては忠岡町にとりまして有利な状態となっております。交付金と拠出金、それぞれ前3年間の医療費を府内で計算しまして、その分で拠出金というのを出すんですけども、その行く現年の医療費の分を翌年の1月に再計算し直ししまして、で、交付金というのが計算されてまいりまして、忠岡町の場合は平成27年度につきましても1, 300万、保険財政共同安定化という部分になるんですけども、1, 300万交付金の超過ということになっておりまして、忠岡町にとりましては一円化になったことによって有利な状態となっております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子員）

これはたまたまというか、そういうふうには超過になっているというところで、大阪府下でそれぞれ影響額を試算された、大阪社保協が試算された資料を見ますと、ほとんどのところが拠出金超過ということで、大きなところ、大きな市ですね、大阪市が大変得をしていると。大阪市が何億という単位で得をされる。何億って、もっとやったかな。ちょっと手元に資料がないんですけど、のために各市町村が大変な拠出超過と、拠出金のほうが多いということになっているということですが、忠岡町は1, 300万円、交付金のほうが多いということで、大変助かったという結果がたまたま出ているということですが、いつ、これも拠出超過になるかわからないということもありますので、しかし、他市に比べてはまだ有利な状況になっているということでもあります。

その状況ということで、その分も使ってできるだけ保険料も引き下げにして使っていたきたいということで、今ずっと申し上げているのは、財源としてちょっと使える、以前よりも改善されて条件もよくなってきている部分についてを、少しでも住民に加入者に還元してほしいという立場で申し上げておりますので、よろしくをお願いします。

委員長、次、いいですね。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

あと、182ページのところでなんですけれども、一般会計の繰入金の、忠岡町独自の法定外の繰り入れの金額は、本年度幾ら見込んでおられるでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

一般会計の法定外の繰り入れなんですけれども、本年度1, 174万7, 000円。この中身といたしまして、一般会計のほうから赤字解消分として300万入っております分を200万増額していただきまして、500万円ということになっております。あと、保険料減免した方の分と、一時借入金をした分の利子補填分を繰り入れしていただくような形で、予算が1, 174万7, 000円組まれております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

町独自の繰り入れの内訳をお聞きしました。赤字解消分、増やしていただいている。これは解消計画、解消しなければいけないので500万入れていただいているんですが、この500万入れていただいたとしても、国保の引き下げに使われるわけではないという性格のものですね、それは。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

そうでございます。赤字の解消でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

直接国保の引き下げになるような独自の繰り入れもぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

保険料を引き下げのための繰り入れにつきましては、大阪府の調整交付金のほうでまたペナルティーがかかってまいりますので、その分は入れていただくことができないような状態になっております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

忠岡町の国民健康保険なのに、大阪府が口を出してそういうふうにはペナルティーを付けてくると。大変高いから払にくいということで、頑張って町民のために引き下げしたい

と思っても、そのように大阪府が言ってくるということ自体が本当におかしなことで、大阪府、それやったら口を出さずにお金出してくれというふうに言いたいと私は思います。できるだけ引き下げのための努力を求めておきます。

次の質問、よろしいですか。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

今回の186ページの社会保障・税番号制度システム改修、今年も出ているんですけども、ことしは改修を何をされるんでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。東課長。

保険課（東 祥子課長）

今年度につきましてもマイナンバーの総合運用テストに係る連携データの作成費用でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

何運用と言っていましたか。もう一遍、ちょっと聞き取れなかった。

保険課（東 祥子課長）

総合運用テスト。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

多分それ、ひもづけした分の、言うたら名寄せできるという、本来の社会保障・税番号システムの本運用に向けたテストをするという、そういう意味合いのシステム改修ですね。

保険課（東 祥子課長）

はい、そうでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

本当に私たち、この社会保障・税番号制度システムの導入には反対をさせていただいております。社会保障と税とは別なのに、それをどちらか滞納していたりとか何かあったら、そちら、片方に給付の制限をしようとか、いろいろそういったものとか、あと資産の調査をするということもできるようになっていくということですので、これについては導入しないでいただきたいということだけ申し上げておきます。

あと、もう1点。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

189ページの療養給付費と療養費と、あと退職者も含めてですけれども、なんですが、これは療養給付費は、給付費の伸びの見込みという中身については、どういった部分があるのでこの伸びを見込んでおられるのかという、主な理由をちょっとおっしゃっていただきたいんですが。

保険課（東 祥子課長）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

療養給付費につきましては、昨年、薬剤のほうはC型肝炎の対応、C型肝炎を治療するためのお薬が、高額な1錠8万円というようなお薬が出てまいりまして、それ以外にもほかにも何種類か高額な薬剤が出ているんですけれども、そちらのほう、もちろん病気の治療のためですとお使いいただくということがございまして、本町でもお使いいただいている方が出ていらっしゃることもございますし、骨折ですとか心臓病等がかかられている方が結構ふえられておりまして、医療費のほうは昨年度に比べて伸びております。

その辺のことがございまして、28年度につきましては伸びをちょっと反映した形で、12月に補正予算をさせていただいたんですけれども、3月の支払いについては予備費も流用しなければならないぐらい請求がございましたので、医療費はもうずっと伸びております。そのかげんで、28年度予算につきましては一般被保険者では5%の伸びを見まして、退職被保険者のほうは対象者が減っているということもございまして、53%の減ということで、総額として2%伸びたというような形で予算をさせていただきました。

療養費の分につきましては、食事療養費の分が、非課税の方ですとか療養に長期のご入

院とかいう方は金額のほうは変わらないんですけども、課税世帯の食事療養費のほう
が、1食260円のご負担していただいた分が1食360円ということで、これはご負担
がふえるということで、総額のほうは変わりませんので、1食640円で保険者負担のほ
うが380円でございますので、その部分が少し助かってくるので、あくまで概算ですけ
れども、本町で200万円程度、その食事療養費の分で負担が減るのではなかろうかとい
うふうに試算いたしております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

食事療養費、非課税でなければ100円、1食ですから、3回食べますので1日300
円負担増になるということで、その分忠岡町が出さなくてよくなる分が250万ほどある
という、そういう見込みになっているということですね。

療養給付費についてもそうですが、やはり負担は独自での負担がね、やっぱり1割負担
が、今度は70歳以上の方が2割負担になっておりますし、なかなか患者負担が増えてき
ているということで、その負担の一部負担金の減免というものを忠岡町で実施をされてい
る分は、入院に限ってということとされているんですけども、その分についての通院部
分について、先ほどの限度額といっても、非課税の方の限度額とやっぱり課税世帯の限度
額ってかなり大きな開きもありますし、非課税の方でも3万4,000円～5,000
円、限度額、非課税でもそうですものね、1カ月。だからそれはちょっと大変な負担なの
で、非課税の方でも一部負担の通院部分の減免についてもぜひ検討していただきたいとい
うふうに思います。その点については、一部負担金減免の拡充についてはどのようにお考
えでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

近隣ですとかいろんなところを研究しながら検討したいと思っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

よろしく申し上げます。

委員長（杉原健士委員長）

よろしいですか。

委員（是枝綾子委員）

他の方でありましたら。

委員長（杉原健士委員長）

ないですか。それでは是枝委員どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

特定健診のこと、ここで聞かなあかん。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。

委員（是枝綾子委員）

197ページのところで特定健診の委託料について、一般会計でなく、こちらの国保の会計でということでは言われましたので、お聞きいたします。

特定健診は負担金がゼロになったということで、無料化されたということで、受診率も向上してきているということで、大変いいことだというふうに思います。その受けるのが、特定健診は大阪府下どこでも受けられるということになりましたが、忠岡町独自で検査項目をプラスして、町内の医療機関であれば受けられるんですが、他の、言うたら泉大津医師会でない、岸和田やら和泉市やら貝塚といったところで特定健診を受けたら、検査項目が上積みの分、プラスされた分が受けられないということなんです。ぜひ、岸和田の医療機関とかにかかっても検査項目をその部分も追加で実施を同一でお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

岸和田のほうですとになりましたら、岸和田の医師会のほうと契約ということになってまいりまして、岸和田の医師会さんのほうがちょっと受け入れしていただけないような状態でございますので、また研究はしてまいりたいと思うんですけども、あと実際岸和田のほうでお受けになれる方が何人いらっしゃるかということなんです。ほとんどいらっしゃらないので、ほとんど、できないから泉大津と忠岡でと、あるいは集団健診でということになるんでしょうけれども、特に議員さんおっしゃるような要望が窓口のほうでたくさんあったりとかしましたらまた検討もということなんです。今のところあまり聞かないような状態でもございまして、また研究はしてまいりたいとは思っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

受けていただく医師会がちょっと受けてもらえないとなるとなかなか話が進まないと思いますが、忠岡町が、ちょっと手元に今資料がなかったんで、上積みした検査項目が何かというのを一応報告、3つほどあったかと思えますけど。わからなければ別に。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

今、ちょっと手元にはないんですけど、貧血検査ですね。クレアチニンとか心電図。特に必要な場合は眼底検査とかというのをやっています。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

何でこれを言うかということ、私は岸和田の医療機関で受けたら、できませんというふうに言われて「あ、そうですか」と。心電図ができないというのは、それはもったいないなと。貧血検査、女性にとってはやっぱり貧血検査いうのもやってほしいなと思ったので、ちょっと申し上げたんですけれども、何らかの形でできる医師会とかがあったら実施お願いしていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

委員長（杉原健士委員長）

以上でよろしいですか。

委員（是枝綾子委員）

はい。

委員長（杉原健士委員長）

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（杉原健士委員長）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（杉原健士委員長）

次に、議案第21号 平成28年度忠岡町介護保険特別会計予算について、205ページから240ページまでの審査を行います。介護保険会計予算資料について、担当課の説明を求めます。

（泉元いきがい支援課長：説明）

委員長（杉原健士委員長）

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（松井秀次委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

松井委員。

委員（松井秀次委員）

介護保険ね、40歳から掛けて、それで何歳で使わしていただくんか、ようわかりませんが、予算の中は別として、一般的に普通に町民の人に聞かれて、私は40歳から掛けて、この介護認定、受けるのもわからない。それで、ケアマネジャー、どこにあるんかもわからないという質問とかいっぱい聞かれます。それで、タクシーは私は使えませんかとか、役場へ相談して話しするわけです。そしたら役場で聞いて、そしたら、あんたはあきません。要介護1、2。この枠が広がって、この介護保険が今黒字ですか。使う人が少なくなっ、今まででしたら5段階。で、8段階になった。そしたら介護保険は3年に1回見直しかな。今は黒字ですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

前計画の期におきましては結果的に基金残高がありますので、黒字で推移していると思っております。ただ、27年度からの今年度におきましては、給付費の伸びがありまして、ほぼ計画どおり進んでおりますので、計画どおりいきますと基金残高がなくなる予定ではございます。ですので、第6期、29年度の末においては、黒字、赤字というよりはとんとんという会計で推移していく予定でございます。

委員（松井秀次委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。松井委員。

委員（松井秀次委員）

40歳から掛け出して、まあ65ぐらいで皆さん使うのかな。それは個人的なあれがあると。それを掛けていくのと亡くなっていく人。亡くなっていく人と掛けていく人。やったら、掛けていく人のほうが多いのかな。普通に物を考えて、数字は別として。そうしますと介護保険は黒字になってくると一般的には思います。それを、介護保険がたまってくれば減額、掛金が少なくなっていくとか、そういうことはどう考えたらええかな。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

介護保険は3年、36カ月を1期として保険料を定めておりますので、その3年間の範囲内で保険給付費の総額を見込んでおります。それに基づきまして3年間の保険料を計算しますので、その3年間で黒字であれば、次期計画については多少下がる、下がると言ったらおかしいですけども、普通の伸びから比べれば低く金額は設定できると思いますが、ただ高齢者の伸びがありますので、現保険料から下がるというのはちょっと今のところは考えにくいかなと思っております。

委員（松井秀次委員）

わかりました。

委員長（杉原健士委員長）

他にどうぞ。ご質疑ありませんか。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

212ページの介護保険料のことについてですが、介護保険料の普通徴収の保険料ですね。これが、どのぐらいの方が普通徴収になっておられて、そのうちやっぱり滞納されている方もいらっしゃるんですが、滞納者数を教えていただきたいのと、その滞納者に対して給付制限等されているのかどうかということについてお願いいたします。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

保険料の加入者は全体で4, 739人おりました、そのうち普徴が661人でございます。滞納者数につきましては、平成27年度分におきましては129人であります。給付制限は、そのうち1名が給付制限をかけております。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

4, 739人は全体ですか。ということで、661人ということは7分の1ぐらいですね。年金がないとか、年金が1万5,000円以下とかいう方とか、そういった収入の少ない方ですね。どちらかと言えば裕福な方ではないという感じですけど、普通徴収というのはそういう方々ですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そういう方と、あとは転入ですか、65歳に到達したときとかは一時期普徴になっております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

10月から引き落としが始まるので、それを超えてからですと、乗らないと1年間ずっと普通徴収になるということで、なるほど。滞納されている方が129人いらっしゃるということで、それは介護保険料、大変高いですね。基準額で忠岡町は介護保険料5,283円でしたか。基準額が。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そうです。

委員（是枝綾子委員）

これは、本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税の人がいる人が基準額で5,283円ということで、それよりも世帯全員が非課税とかいろいろ、年金の収入が80万以下とかいろいろ、それで保険料変わってきますが、やっぱりこんな高い掛け捨ての保険料を

きちっと払うというのが困難だという方々、こんなん払いたくないという意思で払わない方もいらっしゃるでしょうけれども、129人の方が滞納されているということはほんまに大変高い保険料であるということで。そのうち1人の方が1年以上滞納しますと、やっぱり利用制限ということで、3割負担とかね。1割負担じゃなくて、というふうなペナルティーが課せられていると。保険料を払うのが大変やのに、その利用料まで高いとなるとなかなかやっぱり利用ができないということになります。

これから高齢者が増えていくということで、地域包括ケアシステムだとか、住みなれた町でとか、安心して介護をと言うけれども、保険料の滞納があるとこうやって制限がかかるということは、やはり医療もそうですけれども、やっぱり高齢者にとって医療とか介護は命綱というか、ですので、そういう制限をかけないように、本人さんの状況に応じて、介護保険滞納しているから、利用料も払えないから介護が受けられないというふうなことがないように、それは実態を見て対応していただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

滞納者の方につきましては、保険料を納めていただくように、こちらも滞納が続いていますと、こういう給付制限なり償還払い化とか、1年過ぎて償還払い化とかになりますので、そういうふうな保険制度ですよというのを説明申し上げて、できるだけ滞納がないように納付相談にも応じているところでございますので、その辺でご理解いただきたいと思っています。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

安ければ滞納はなかなかそんなにしないと思うんですけども、介護保険、スタートしたときの約2倍になっていますね、やっぱり。スタートしたときは基準額がこんなに高くなかったと思います。一応、第1段階の方ですね、世帯全員が非課税とか本人が80万円以下の年金という方でも2,370何ぼ、8円ぐらいでしょうか。ということになりますので、やっぱりこれは負担、収入が80万円以下で2,377円毎月払うというのはやっぱり大変なことだと思います。そういったことで保険料について、これも軽減の努力もぜひしていただきたいと思っています。

その減免制度の拡充という点でちょっと質問いたしますが、忠岡町の減免の対象となっている方は第3段階、第3でしたか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

以前でしたら段階のほうで、第1段階、第2段階が第1段階となりましたので、今現在でしたら第2段階または第3段階の方が対象になっております。

委員（是枝綾子委員）

2と3ですね。分かれたから。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

第2段階と第3段階の方ですね。ということで120万円以下、それも年金でないと対象にならないということで、それを少しでも超えると対象にはならないということになります。ですが、非課税の方はもう少し、150万円ぐらいまでは非課税の方もいらっしやいますので、そういった所得制限をもう少し緩和して、払える保険料にしてあげていただきたいということなんです。減免制度の拡充についてはいかがお考えでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

平成27年4月から消費税による公費を投入して、保険料の軽減措置という、法的な軽減措置が図られているところでございます。で、29年4月からは新第1段階、今の0.45の掛け率のところは0.3に、新しい新第2段階では0.75が0.5に、第3段階では0.75が0.7になる予定でございます。そういう法的な減免制度が設けておられますので、独自減免については今後どうしていくかというのは、ちょっと近隣の動向も踏まえて検討していかなければいけない課題かなと思っております。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

消費税の議論をするつもりは、ここではあまりないんですけども、その財源が消費税の増税ということで、低所得の人から消費税増税で巻き上げたお金で回しますよといっても全然拡充にならないということでもありますので、財源論についてはこれは間違った使い方だなというふうに思います。そういう消費税増税なしにこういった介護保険の負担をされるということは、国の負担率が25%のままで置いてあるからこうなるということは前々から指摘をさせていただいております。だから、せめてあと5%伸ばして30%国が出していただいたらこういった値上げというのは回避できたということもはっきりしていますので、ぜひ国の負担比率を増額していただくということも、要望をぜひしていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そうですね。この計画上におきましても平成37年におきましては町の保険料が8,900円程度というような見込まれている状況でございます。このままいきますとそういうふうな金額になりますので、どうしてもやっぱり国庫負担ですね、増やしていただかないと、低所得者層に保険料が重くのしかかるというのは目に見えている状態でございますので、その辺は強く町村長会を通じて申していきたいと思っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ぜひそうしていただきたいと思っております。8,900円という数字が出てびっくりされているんですけども、その数字、そういった高い保険料を今度は取りながら、次の来期の介護保険の事業計画のときには、今度は要支援の1と2の方を外すということの、総合事業に移すということが言われているんですが、今度は次の段階、厚生労働省、要介護1と2、この人たちは軽度だということですよ。要介護の1と2が軽度と。その人たちを外すということで財務省が言うているわけで、これ本当に要介護の1と2の人まで外されてきたら、こんな高い介護保険料を払っていて、ほんまに負担あって介護なしという状況になってくるということで、だんだんとやっぱり国の負担をさせていかなければこういったことが起きてくるということですので、ぜひ強く要望していただいて、保険料の引き下げと、安心して介護が受けられるように、ぜひそういう努力も求めていっていただきたいと思

ますが、よろしいでしょうか。その点どうでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

その辺、こちらも十分承知しておりますので、国に対して申していきたいと思っております。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

よろしく申し上げます。また、減免制度の拡充についても近隣の状況を見て、高石市は所得制限とかももう少し忠岡よりも緩和して対象にさせていただいていますので、ぜひ参考にして実施していただきますようよろしくお願いいたします。

委員長（杉原健士委員長）

よろしいですか。

委員（是枝綾子委員）

すみません。そしたら、232ページの介護用品支給等事業委託料のことについて、これは紙おむつ等の、月5,300円ぐらいの支給を家族の方に、家族介護されている方に支給されている分だと思いますが、これも大変喜ばれている制度なのですが、単身者の方にはこれは適用されません。家族介護をされている家族の方になるので、単身者は家族おりませんので支給対象外ということで。でも、紙おむつは単身者も紙おむつします。介護用品、要るものは要ります。ということで、そういった単身者にも適用拡大してほしいという質問は河野議員がかつて質問しておりました。これは制度、財源が家族介護の財源を使っているものですから、そういう規定にならざるを得ないというのはわかりますので、財源を違うような形にして単身者にも適用を拡大していただきたいということなのですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

議員おっしゃられたとおり、家族介護継続支援事業として事業を実施しているところがございます。この制度につきましては、大きな地域支援事業の枠組みの任意事業として実施しているものでございますけれども、国の文書を見ますと、この任意事業において介護

用品の支給に係る事業を実施している場合は、当分の間は実施して差し支えないというような表現になっております。この「当分の間」というのはどこまで見てもらえるかというのはちょっと自分らも心配しているところなんです、これが外されるとなると全額一般財源ということもありますので、この法的な枠組みもちょっと見ながら検討していかなあかん課題かなと思っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

大変国ってひどいなと、そういう介護保険を受けさせないようにして、国は金を出さないようにして、任意事業からも外して行ってということで、本当に出さないように出さないようにというね、そういうのがありありとね。もうこの先どうなるんだろうかというふうに不安に思う制度ですね。忠岡町は任意事業としてこれずっとされておりますが、単身者についてもぜひ検討していただきたいと。必要な方、低所得の方で紙おむつの負担とかが、結構高いので、紙おむつもね、そういう補助についてもぜひ検討いただきたいと思いますが。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そういう調査研究ですね、他市の状況も研究してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

よろしく申し上げます。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

あともう一つ、232ページの食の自立支援事業委託料についてですが、これも給食サービスですね。月・水・金のお昼と、火・木の夕方の配食サービスですが、利用者が30人もいない事業で、なかなか利用者が増えないと。理由はおいしくないということやら、メニューについても高齢者向きでないということで指摘もさせていただいておりますが、これについてメニューの改善ですね。それもちょうと求めたいと思いますが、いかがでしょうか。それとあと、対象者についてももう少しみんなが利用できるものにと改善してい

ただきたいと思いますが、それについてあわせてお答えをお願いいたします。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

利用者ですけれども、高齢者の増の割には増えていないのは現実かと思っております。これは代替の民間の配食サービスが活発になってきているというのもございましょうし、そういったのも一因かと思っております。また、おいしくないであるとか高齢者向きでないとか、そういったものにつきましては、また機会がありましたら利用者さんのご意見等を伺うような機会を設けて、改善に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

民間の配食サービスはかなり内容もいいんですが、お値段もやっぱり500円以上しますので、なかなかちょっと手が出ないという、そういう方々には、忠岡町のこの給食メニューというのは300円ですね、1食、ありがたいということで、その点で食事、食育と言って、子供たちには食育と言っていますけど、お年寄り、高齢者も食育、大事なんですね。食事きちっととらないと虚弱になっていきます。栄養不足だと歩けません、動けませんということになって、かえって介護の介護度が上がっていくという、当たり前やと思います。栄養失調ということになります。意欲も低下します。かえって介護保険もようけ要るようになってくるという、そういうことになりますので、食事というのは、やっぱり食べたもので人間構成されますので、やっぱり内容についても、給食サービスのメニューについては一度ね、栄養士さんをかえたほうがいいん違うかということと。

あと、配食しているピープルハウスの人への人件費が高過ぎるんでないかということで、実は本人からはお弁当の食事代の300円しか徴収していませんが、それを届けるピープルハウスには560円ぐらい払っているんでしょうかね。それは届けて、ちょっと様子を見て、それで500何ぼ、1回500何ぼ、それをずうっと回っていったら結構費用負担を忠岡町がしているということですので、その費用についてはそれだけやっぱり出さないといけないのかなというところもありますので、その点については、食事の代金はそのまま食事の内容を充実させる、そのピープルハウスさんが、一応食事もピープルハウスにつくるよう委託をしているんですね。委託契約の中身としては。ピープルハウスがつくることになっている。でも、ピープルハウスがつくる場所をつくっていませんで、下

請のどこかの食品会社につくらせているんですけれども、そういうのはその内輪の話やから、もっといい中身にせえということで、内訳は自分ところがかぶれということで、そういう中身を充実させる努力をピープルハウスにぜひさせてください。

ということで、これまで配っていて、本人の状態確認もせずに配るだけしてきた期間がかなり長い期間ありましたので、そういうやり方をしているところだったのでね。改善されて、やっと報告書も出るようになりましたけれども、内容もちゃんと確認するようになりましたけれども、やっぱりそのところでもっと努力していただくということも求める必要があるんじゃないかということで、そういう立場で改善について頑張っていたきたいと思います。課長ばかり言うても気の毒やから、部長、ひとつもしゃべっていただいでないので、部長にその点について。

健康福祉部（萬野義則部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野義則部長）

これにつきましては、以前から一般質問等でいろいろとご指摘いただいておりますので、今年度につきましてはアンケート調査も実施する予定であります。皆さんの意向を踏まえて、また何ができるかということも探りを入れながら考えてまいりたいと、このように思っております。

委員（是枝綾子委員）

よろしくをお願いします。

委員長（杉原健士委員長）

以上でよろしいですか。

委員（是枝綾子委員）

はい。

委員長（杉原健士委員長）

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（杉原健士委員長）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（杉原健士委員長）

次に、議案第22号 平成28年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について 243ページから252ページまでの審査を行います。後期高齢者医療会計予算資料について、担当課の説明を求めます。

(東保険課長：説明)

委員長（杉原健士委員長）

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

2年に一度、後期高齢者の保険料が見直しされるんですが、今回、28年、29年度については下がるということになるというふうにはちょっと、今これ均等割が下がっているだけですけれども、ですが、1人当たりとか1世帯当たりとかモデル世帯とかいう形で言いますと、どの程度下がるのでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

軽減後の1人当たりの平均保険料が8万880円、2年前の平均保険料が8万2,264円でしたので、年額で1,384円、1人当たり下がる予定でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

年間ですね、年額で1人平均1,384円の引き下げになるということで、これは先ほど報告ありましたように、何か基金、広域連合の基金のどこか繰り入れ、140億円繰り入れたということが大きな引き下げになったということによろしいでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

基金のほうではなく、27年度の剰余金、その分を140億円入れまして、保険料を抑制されたということでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

いいかなと思ったけど、余ったんでなく、取り過ぎたので、その分引き下げたということで、うれしくも何ともないという話で、当たり前なことなんですね。そうですか。後期高齢者の保険料もかなり高いですよ。高いというか、高いんです、すごく。これの引き下げについてやはりもう少し広域連合、これは大阪的なものだから、忠岡町独自で引き下げることができないということで、これが広域化されたときの問題なんですね。忠岡で何とかしたいとか、地域の実情とか、そんなんあっても、やっぱりこれをどないか、もうちょっと下げてよとかいうふうに言っても、それは広域連合の議会で言っていただきますという形にしかならないということなので、これについてもやはり国や府の負担割合というものをふやしていく以外には引き下げにはならないと思いますので、その点についても要望していただきたいということと。

やはり先ほどの国保の都道府県広域化されると、こういう問題が起きてくるんだろうなということで、やはり広域化の問題点は大阪府下で同じ保険料なんですよ。医療機関がたくさんあるところ、少ないところ、かかりやすい、かかりにくい、もう同じ条件で掛けられるということなので、大変後期高齢者の広域連合の医療費のこういったのを見ると、国保の将来が見えてくるというふうに思いますので、大変だなというふうにこれだけは指摘しておきます。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

あともう一つ、すみません、248ページの普通徴収保険料の過年度分についてちょっとお聞きいたします。過年度分ということだから滞納されている方がやっぱりいらっしゃるということで、高齢者の方で特別徴収でなく普通徴収というのは、これもまた年金が少ない無年金の方が普通徴収になられるというケースですので、その中で滞納者は忠岡では一応何名いらっしゃるって、そのうち短期保険証を発行されている件数が何件あるのかということをお聞きしたいんですが。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。東課長。

保険課（東 祥子課長）

短期保険証の発行数は11名でございます。このうち3名が居所不明者ということでございます。滞納者数につきましては平成27年度6月時点で30人ということになっております。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

滞納されている方が30人いらっしゃって、うち短期保険証ですね、発行されている方が11名。3名の方はちょっと不明の方なのでということで、残り8名の方については短期保険証と。後期高齢者の方というのはもう75を超えているんですから、どこか悪いと。で、医療機関に短期保険証の期間内ではかかれるけど、それが切れたらまた払わないといけないということで、お医者さんに行けるお金もなかなかしんどい方ではないかなと。保険料を払えないのに、お医者さんへ行って窓口で負担というのはなかなかしんどいと思いますので、1割負担ですのでね。そういった方々に、なおかつ短期保険証ということで、窓口にやっぱり行かないと、お金幾らか納めないで新しい保険証をもらえないということで、受診抑制になってなければいいんですが、短期保険証を発行されている方で受診抑制になっていないかということが一番心配になるんです。かえって手遅れになって命を落とすと、長期に入院しないといけないとか、そういうことにならないかと心配ですが、そういったケースというのは忠岡ではありませんでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

一応、後期高齢者医療のほうの短期保険証といいますと、6カ月の保険証が短期保険証というものになりまして、1年に2回更新という形になります。実際、今うちのほうで短期保険証になられている方の分のレセプト情報を確認いたしましたら、一応保険証についても更新はこちらのほうからご案内文を送らせていただいて、来ていただいている状態でございます。医療機関にも実際かかれておりますので、抑制にはなっていないというふうに、そういう方はいらっしゃらないと、今のところ思っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

6カ月で、来てくださいということは、お金を納めてくださいということと一緒にですね。取りに来てくださいというのはお金を納めてくださいと。そのお金がなかったら取りに来れないということですが、短期保険証を発行されている方全員が取りに来られているんでしょうか、今、そしたら。その3名の居所不明の方以外は。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。東課長。

保険課（東 祥子課長）

取りに来られております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

後期高齢者に関しては資格者証は発行できないはずだったと思いますので、短期保険証という形をつないで、これは命綱ですので、滞納がなかなか払いづらいという方については、窓口の負担についても大変しんどい方だと思われれます。そういった方の窓口負担、医療機関での医療費の自己負担分についての軽減ということも同時に考えていかないといけない話だというふうに思いますので、その点からも後期高齢者の、国保は一部負担金の減免ということがありますけれども、この後期高齢者については窓口での自己負担の減免制度というのはありましたか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

後期のほうも一応ございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

それはやっぱり入院に限定されているということですか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

所得が急激に減った場合と、あと災害等というようなことがございますので、なかなか該当される方が、今のところ本町ではないということにはなります。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

高齢者の貧困ということで、それも問題になっておりますので、この滞納されている方というのはやはり経済的な、家庭のいろいろそういった貧困の問題を抱えている方である可能性が大きいので、窓口のほうでやはり医療費の自己負担の分とか、生活そのものについての相談ということについてもぜひ乗ってあげていただきたいと、相談にね、思いますので、その方々がちゃんと医療が受けられるように、生活できるようにというふうに、窓口での努力もぜひお願いいたします。

あと、減免制度も拡充ね、やっぱり大阪府の広域連合のほうに言っていただきたと思いますので。せめて入院したときぐらいのそういう減免制度、国保と同じようにあるようにということで、これも広域やから忠岡でどうもできないという問題ですので、ぜひ言っていただきたと思いますので、よろしくお願いいたします。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。東課長。

保険課（東 祥子課長）

窓口でご相談、受け付けした場合には、十分対応してまいりたいと思いますし、また、広域連合のほうにも要望してまいりたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

よろしく申し上げます。

委員長（杉原健士委員長）

以上でよろしいですか。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

後期高齢者の医療の問題なんですけど、埼玉県の小鹿野町というところが、人口1万3,000人の町ってあるんですけどね、ここは県の平均よりも医療費が1人当たり13万円低いんです。大体1人当たり70万9,919円ぐらいしか使っていないというところなんです。これはもう課長さんやったらすぐわかるけど、こんなん、一朝一夕にできるかいなということだと思うんですけどね。65歳のころから一貫して健康づくりにずっと取り組んではるんです。だからこれは課長さんというよりは部長さんも一緒に、泉元さんのところも含めて聞いていただきたいんですが、最初に何か減塩運動いうて、塩を減らすということで食事指導も始めまして、カボチャとかモロヘイヤの苗を全戸配布して食生活を改善してもらおう。高齢者の健康づくり教室をずっとやっけていまして、お年寄りにはゴムチューブ体操みたいな全身運動ですね。こういうふうなことを気軽にできるようなことをしておられるんです。

で、地域包括ケアシステムで、定期的に月2回でお年寄りの家を訪問してね、保健師やケアマネジャーの方が往診をしたりしてちゃんと見てあげてるんです。そういうことの積み重ねをずうっとしてきたから、埼玉県下で13万も後期高齢者の医療費が安くなる。元気なお年寄りがそこでたくさんおられるんだということができ上がってきているんです。

だからやっぱり健康で長生きしてもらおうと思ったら、その前からのやっぱり行政の援助や手厚いサービスですね、こういうものがあってこそ健康が守られていくんだというふうに思っていますんでね。こうした取り組みをぜひ参考にさせていただいて、地域包括、忠岡ではしっかり持って頑張っていたいただいているわけですから、こうした運用も含めて考えていただければ、地域の方が元気で長生きして、75歳になってもちゃんとしっかりと、あんまり医療費使わんとやっけていけるというふうなことがありますんで、この辺も一緒に検討いただければありがたいなというふうに思っているんです。これは一遍、どっちかいうと部長さんのほうでそうした連携ですね、横の、同じ部の中ですから、お考えもいただいでいくということが必要ではないかと思うんです。一遍ご検討いただけますでしょうか。

健康福祉部（萬野義則部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

萬野部長。

健康福祉部（萬野義則部長）

今ご指摘いただいたように、先行しているところもあるようでございまして、十分にその調査研究しまして、本町におきましても保健センターを中心に、保健師、また地域包括

支援センター、特定健診等、いろいろ健康寿命、予防ということについては今後も力を入れてやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員（高迫千代司委員）

もう一歩広げてよろしく願いいたします。

委員長（杉原健士委員長）

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（杉原健士委員長）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（杉原健士委員長）

議事の都合により、下水道事業会計に入る前に、ここで暫時休憩いたします。

3時10分から再開いたします。

（「午後2時53分」休憩）

委員長（杉原健士委員長）

休憩前に引き続きまして、審議を再開いたします。

（「午後3時10分」再開）

委員長（杉原健士委員長）

次に、議案第23号 平成28年度忠岡町下水道事業特別会計予算について、255ページから284ページまでの審査を行います。下水道会計予算資料について、担当課の説明を求めます。

（米井下水道課長：説明）

委員長（杉原健士委員長）

説明は、以上のおりです。

質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

261ページの下水道使用料金についてですが、本町の下水道の使用料金、府下でも高いほうであると思いますが、本年度の下水道の料金についてはどのような位置にあるでしょうか。大阪府下で何番目というふうなので、一番いつもわかりやすくおっしゃっていた

だいてますので、その状況ということでお願いします。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

本町の大阪府における下水道料金の順位は、13位でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

それでは、大変高いほうの料金ですので、使用料金引き下げについて、いかがお考えでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

現時点では、収支を考えていきますと、どちらかといえば値上げの時期が来ていると思われるので、そのことから使用料金の値下げということは現時点では考えておりません。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、下水道の使用料の減免制度は水道料金とセットということで、同じでしたかね、対象者は。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

母子世帯とか父子世帯の減免制度、基本使用料相当額を減免しております。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

減免を受けていらっしゃる世帯数は何世帯でしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

世帯数、対象としましては、500世帯というか570人でございます。すみません、これは26年度末のデータでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

570人ということで、世帯ではないんですか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

人でございます。結局、イコール世帯と。そうですね。世帯で間違いございません。

委員（是枝綾子委員）

そうですね。ひとり親世帯というと、1人じゃないですよ。

下水道課（米井克彦課長）

そうです。

委員（是枝綾子委員）

570世帯ということで。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

下水道の、その使用している世帯に対する570人というのは、どのぐらいの方が減免されているのでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

26年度末で1万4,600人ほどが水洗化済みの人数でございます。約4%弱です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

大阪府下で13番目に高い、水道もまたこれから次、水道会計もありますけれども、忠岡町の料金は高いほうであります。その分を引き下げていくというところをぜひお願いしたいと思います。今、収入も減っている、なかなか大変な時代でありまして、減免もそのひとり親世帯と、あと独居老人で非課税の方ということで、4%の方でしかないということで、そのほかの方には何も引き下げということがありませんので、ぜひ使用料の引き下げについても検討いただきたいということですが、いかがでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

料金につきまして、先生おっしゃるように、できれば引き下げたいという気持ちはございますけれど、何分なかなか負債が多くございますので、何とかその辺の経営努力を今後も図っていきたいと思います。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

それでは、減免世帯の拡充ということは考えていらっしゃらないでしょうか。例えば、高齢者世帯であるとか、非課税といっても均等割かかっている方、結構いらっしゃるんで

す。所得割かかってなくて。年金暮らしの方でも、高齢者の非課税の人的控除がなくなったということで、かなりの方が非課税から均等割課税になってしまったということで、非課税でなくなってしまったという、そういう経緯がありますので、そういった均等割だけかかっている、年間3,000円ですけどもね、そういった低所得の方々の引き下げについてはお考えないでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

現在、忠岡町、母子・父子世帯と高齢者65歳以上というのが対象になっておりまして、現時点では今のところそこまで考えてはおらないんですけど、できるだけ周辺の市町村の状況も今後調査しまして、また対応していきたいと思っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ぜひよろしく願いいたします。

委員長、次、よろしいですか。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

266ページの先ほども説明がありました下水道事業法の適用化移行業務委託に関してなんですが、266ページですね、この委託、900万円の予算でありますけども、どういったところに委託をしていくのかということと、任意であるのに法適用する理由ということで、任意ですよ、ということで、その理由と、法適用したらどういう、今までとどこがどう違うという問題が出てくるというところがありますでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

まず、委託先でございますけれど、現在、ポンプ場のほうで長寿命化を行っております。そのデータ等が豊富に持っているということで、下水道事業団に資産調査をお願い

する予定でございます。

それと、先ほどの適用の理由で、確かに現時点では条例に基づく任意ということでありませうけれど、総務省のほうからも3万人以上は必須と。3万人以下についてもできるだけ移行しなさいよと。で、財源措置云々の分が31年度まで、これはその期間までという期間限定の財源措置がなされております。その辺も考えまして、結局資産調査をどっちみち新公会計のほうでもせないかんということになりましたら、財源措置のとれるこの企業会計化を今このチャンスにやるべきであるやろうということで、任意ではございますけれども、移行に向けて動いていくと。ただ、先ほども言いましたように、全部適用というものではなくて、財務諸表、財務だけに限った一部の適用というふうに考えております。

で、今回の移行に伴う費用ですけれど、先ほども申しましたように起債が100%充当されると。その後、普通交付税措置が2割から5割の範囲でまたあるということでございます。移行後につきましても、その企業会計化ということで、複式簿記の利点があつて、一部消費税も軽減、節税が今後できるようになっていくというふうに聞いておりますので、下水道課経営ということで、忠岡町にとっても企業会計化に向けて、企業会計化をするということでマイナスのメリットはないものというふうに現時点では理解しております。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

企業会計化、法適用を受けると会計上、下水道を運営する側からすればメリットが大変大ということではありますが、住民サイドから見てどうなのかということで、帳簿というか複式簿記。その財務のチェックとかということが公にされてチェックができるということになっていくと、どういったことが予想されるのかというところが、まだなっていないのでよくわからないんですけども、資産がたくさんあるというふうなことで見られるのか、それともその赤字というか、収支の点から見て、料金があまり取ってないではないか、もっと取れということで指摘をされるのか、そして料金値上げにつながっていくのかというふうな、そういった住民サイドから見ると、これがいいものなのかどうなのかというところがちょっとわからないんですけども、その点はどういうことになるでしょうか。

例えば、後ろのほうで、すみません、一般会計からの繰出金についてとか、そういったことなんかはどうなのかとか、一々ちょっといろいろと一つ一つ気になるところはあるんです。それで、そういった問題とか、あとは繰上充用金とか、今回も出てますけど、こういった形というのはどうなるのかといった点は、変化は全くないのかどうかですね。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

まず、住民さんへのメリットといいますか、会計諸表ができますんで、より今の官公庁の会計処理よりは、現時点でどれだけの財産があって、その増減がはっきりわかりますんで、その内容としましては経営状況がはっきりとわかるという形になるものと聞いております。で、それによって理解してもらいやすい財務諸表が作成できると。それに伴って、長期的に効率的な将来計画が立てていけるということは、結局はそれが使用料の改定なり何なりの判断のもとになっていくというのを、今まで法の適用されてる市町村の方にお聞きしたところ、そういう利用をしているということで、下水道課としてのメリットとすれば、一部適用ですんで、特別体制が変わるとかというようなものでもありませんので、どちらかといえば、変わった時点ではしばらく事務が煩雑化するんじゃないかと思っております。ただ、住民さんに対しては、わかりやすい会計処理になっていくものではないかというふうに伺っております。

それと、あと繰上充用ですね。当然、企業会計化ということですので、そういう形の制度はありません。要するに、今の町でいえば、水道課さんと基本的にはほぼ同じような形の会計処理という形で、月例での監査とかいうようになっていくふうに聞いております。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

一番最後の繰上充用金、3,000万円足りない。今回ね、足りないという予算で、だから赤字で組むわけにいかないから、次年度から借りてきて先に使うという、そういうことはできないはずですね、今度のね、そうなる。そしたら、それは赤字であるので、収支を合わさないといけないということになってくるので、当然使用料金値上げということにつながっていく、そういう可能性が懸念されますので、そこについてはちょっと慎重に、住民にとって悪いことありませんと言うけど、やっぱりその点、現金が足らなくなったらそうなりますよということが、もう前提になった会計帳簿なんだと思います。だから、その点では料金引き上げを抑えるための一般会計からの繰り入れということを明確にしていけないといけなくなってくると思うんですけれども、そういった法定外繰入金で

すね。料金引き下げの繰り入れということについては、それはできるわけですね、そういった点は。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

そのまま、ただ下水道料金のための繰り入れと、基準外繰り入れになるわけですが、という形であれば、ちょっと恐らく難しいのではないかと。ただ、繰り入れが、それこそ赤を打たないような形で潤沢に入れていただけるという状態であれば、汚水のほうの経営状況の中でまた料金を抑えていく、値上げを防いでいくとかいう資料にはなるかと思えますけれど、ただ、今の町の財政状況では、下水道課だけ繰り入れをどんどんするというのもちょっと考えられないのではないかなと思いますんで、今後、この企業会計化に向かって動き出した場合、その辺の資産、それと将来の維持管理の費用を使用料につながらないようにどうすればいけるかというのは、今後考えていきたいと思っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

忠岡町の下水道会計の約半分を公債費が占めているというところもありますので、一般会計から入れていかなければ、それを全額使用料でなんていったら莫大な使用料になってしまうということです。そういった一般会計からの繰り入れをしていかないと繰上充用という手は使えないという、そういった問題がある。去年も繰上充用を当初予算で組んでおられたので、そういったことがしにくくなるという点ははっきりしているということでもありますね。

あと、料金引き下げのための法定外の繰入金ということについては、なかなか独立採算というんですかね、企業会計でいけということになってくるので、そういった点ではなかなか料金引き下げの直接の投入ということがしにくくなっていくということもちょっと問題点として挙げられるのではないかなというふうに思います。それについては、ちょっと慎重に検討というか、していただきたいというふうに思います。

委員（高迫千代司委員）

委員長、よろしいか。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

この下水道の採算の問題については、以前の先輩の方からも私、いろいろ聞かしてもらってるんです。この問題は以前から言われていたんですけれどね、忠岡のような小さいところでやっていくのは大変無理があると。だから話はあるけれど、できないんだと。こういう話をずうっと聞いてきたんです。それは今に至っても一緒やと思うんですよ。

たまたまこれを進めるために、事業費を全て起債で、起債でというたって借金やからね、全額後でまた忠岡町が払わなあかんわけです。払わなあかんし、忠岡で今、財政状況で一番4指標で危ないと言われてるのが起債のところなんですね。20%を超えるかとかいうてね。そういうふうなところが本当にメリットなのかというところは、私ら心配しています。事業を進める側から見たら、手元金なしで借金でできたらありがたいなというところはあるかもしれませんが、やっぱり全体で判断していただかないかと思えますし、交付税算入のような話がされてるんですけどね、これ、いつも交付税のところでお聞きしてるんですけど、多分入っているんだろうと言うんですよ。入っているけれど、交付税の枠そのものが単価切り下げとか、いろんな制度の仕組みを変えて、だんだんパイが小さくなってます。そやから、入れていると言うても、実際上の効果はどうなのかというところがあると思うんですよ。

だから、これは恐らく下水道の課長さんだけでこれを判断しているというようには思われません。忠岡全体で考えていただいていると思うんですけど、そうした総務省の指示とか圧力とかね、それから多少の予算をつけて、この工事がしやすいですよ、交付税算入しますよという形だけでやったら、あとは小さいところでこれを運営していくというのが大変やからね、大変だったらどうするかというたら、最後は住民負担ですからね、私らはこんなことしたらいかんというふうには思ってるんです。だから、本当にそうならないのかどうかね。ずうっと私らも聞いてきましたんで、もっとこれは慎重に扱っていただいて、このロードマップどおりにやるかやらんかは、そこも含めて考えてほしいと思ってるんです。時間が来ました、検討しましてやりますというふうな、結論先にありきであったら困ると思ってるんです。

これは原田公室長さん、交付税、あれですね、本来は地方交付税法に基づいて交付税の財源が少なくなったら、国は三法の税率を変えて増やしていかなあかんですね、本来は。それはしない。しないし、来年度以降は2015年の枠にとどめると言うてるらしいですね。とどめるということは、自然増でいろいろ増えてくるお金は増やさない。交付税も必要な額が入ってこないというふうなことが、交付税全体としては見込まれているんですね。これはそうですね。その上に、今言うてるこれは交付税算入されますからありがたい制度なんですよというふうなことが実際に起こるのかどうかね、この点については私らはほんまにまゆつばものだというふうに思っているんです。

だから、下水の工事だけはそうしたことがあるかもしれません。あるかもしれません

が、交付税全体はそんないい制度ではない。そういうふうなことが見込まれてる中で、この扱いについてはもっと考えていただきたいなど。特にこの借金してやっていけるかというやつは、忠岡町が20を超えるか超えんかと言うてる一番大変なところの数字を引き上げることになりますんで、ぜひお願いしたいと思ってるんです。

この間、課長さんらが努力してもろうて、できるだけ無駄な工事はしないで、そいでいくというか、こういう努力をしていただいているということは私らもわかってます。わかっていますが、そうしたことでやっぱりせないかん事業というのはどんどん乗っていくようでは、やっぱり最後は住民負担というふうなことに繋がりますんでね、これは最大のデメリットだというふうに私ら思ってるんです。ですから、その点が本当にどうなのかというのは、十分出していただいて検討してほしいなと思ってます。

これは下水道の課長さんだけではなしに、部長さんや公室長さんも含めて、どうなのかということは、もっと住民の立場で見てほしいというふうに思ってるんです。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

基本的には課長の申し上げたとおり、進行しております。下水は忠岡町は知りませんというようなことは、そんな態度はとれないと思っております。あくまでもやはり下水道会計、下水道については忠岡町が連携してというのか、二人三脚でやっていかないかんという、そういうことはもうわかり切ったことだと思ってるんですけど。

先ほど交付税の話が出ましたが、この公会計、複式簿記をしないで、やっているところは頭をなでてくれて、やってくれないところは下げられるというようなことも考えられますのでね、いろいろ考えていく中で、この法適用をしなくてはいけないというのが私の考えなんですけど。だから、借金については、借金の処理はその都度その都度いろいろと考えていかないかんのと違うかなと思ってるんですけど。今から見えてくるものは、今から解決、その場で見えたものについては処理していかないかと、こういうように思いつつ、今公会計の改定に着手させているところでございます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

これは町長さんおっしゃるように、最後は忠岡町が責任を持たなあかんのは当たり前やと思ってます。多分この管理者というのも、最後はやっぱり忠岡町長だろうと思うんです

よ。だから、忠岡町が責任持っていただくというのは、もう独立したからというて知らんということではありません。だから、一緒やと思うんですが、私ら思ってるのは、忠岡町が総務省との関係で言われてしゃあないんやと、こうなっているところだけではなく、最後は住民負担になるようなことやったらどうしようかという点も踏まえて、しっかりお考えいただきたいというように思ってるんです。それでなくても、忠岡町の下水道料金というのは高いですから、これがさらに引き上がるようなことがないようなことをもうちょっと真剣にお考えもいただきたいというふうに思ってるんです。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

真剣さというんか、住民負担の重いことのためにこういうことをやっていくという考えに立つことは、もう初めから間違っておりますのでね、できるだけ今以上に軽くなる方向があれば、それは探っていくことは、やっぱり行政推進の精神だろうと思っております。この会計をしたから悪くなるんやったら、もう今からやめたほうがいいと思えますけど、今のところそういう悪くなることが見えてませんのでね。むしろ、国が進めていることに沿っていくことが得になるのではないかというのが私の判断なんです。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

課長さんにお伺いしたいんですが、この先にこの会計を進めていって、公的な行政の支援も得にくいと、忠岡町のですね、というふうなことが起こってきた中で、料金は上がるのか下がるのか、その点についてはどういうふうな見通しを持っておられますか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

今の料金の見通しでございますけれど、現時点ではもちろん何とか維持したいと、現状維持はせめてしたいなどは思っておりますけれど、仮に資産調査・評価の結果によって、また考える資料であると思っておりますので、現時点で見通しは、私自身では今何とも言えないというのが本当の答えでございます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

資産調査が出てきたとして、それを処分するわけにいかんわけですから、財産としては持っています。持っていますが、それを処分してお金に変えて運営していくということは実際上できんわけですから、それはやっぱり料金をもらって運営をしていく。小さいところでそれをやっとなら無理が来るからね、そしたら料金このままでは足りないね、上げようかと。従来であったら、一般会計からの算入もいただけたものがいただけなくなってきたら、そういう方向にならざるを得ないのではないんですか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

一部適用ということで財務諸表だけと、全部適用ではないというのは、もちろん一般からの繰り入れというのをもちろん前提で考えておりますので、ただ、それが全部使用料に充てていくとかいうふうには現時点ではまだわかりませんので思っておりませんが、そういう意味で一般からの頼りにせざるを得ない状況やと。その中で、何とかわかりやすい料金設定にも持っていきたいという意味で、企業会計化ということを考えております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

そういう点では、住民の立場にもしっかり立って、これはほんまに住民のためになるんだろうかどうかという点でお考えいただきたいというように思っていますので、よろしくお願ひします。

ついでにお聞きしたいんですけどね、下水道を黒字に持っていくためには、工事したお金を回収する仕組みをつくらなあきませんよね。これはやっぱり接続していただいて料金をいただくというのが一番大きな収入源ですから、その点でもお取り組み等、成果ですね、これはどうなっているのか、周りの市町村の数字ともあわせてお教えを願ひしたいと思います。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

今の水洗化率でございますけれど、平成26年度が85.7%、それとこのまだ見込みでございますけれど、27年度末が86.8%で、当予算、28年度の末が88%で、大体1.1から1.2ポイントずつは何とか上げていこうと思っております。そのための取り組みとしましては、やはり少しずつでも未整備、未供用の未水洗化家屋の戸別訪問、調査を行いまして、お願いをして回るということに尽きるかと思っております。

水洗化の順位でございますけれど、まだ近隣、正確な数字、26年度末しか出ておりませんので、泉大津では約89%、和泉市でも89.5%、高石さんで92%というような数字でございます。

以上です。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

やっぱりまだここに力を入れて頑張っていただかないかなというふうには思っています。ただ、ご苦労はわからんことないんですよ。古い家とか、もう高齢者の方だけしか住んでないようなところをね、そういうところにまたお金を投資してやってくれということをお願いに上がるわけですから、今の状況ではなかなかしんどいなというところもわからんことはありません。ただ、わからんことはないんですが、周りの市や町も同じ中で苦労されてるんですね。そして、引き上がっているわけですから、まだ頑張っていただく余地が十分残っているんじゃないかと思うんです。ここを引き上げんことには、下水道の会計というのはようならんわけですから、ようならなかったら、またほかのことも考えるわけですからね、やっぱりここに全力を投入していただく、こういうところが収入を改善していく一番確かな道やと思いますんでね、その点はぜひ頑張っていただきたいというふうに思うんです。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

今おっしゃられたように、今後とも水洗化率の向上に向けて、課員一同で頑張ってい

たいと思っております。よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

263ページの一般会計繰入金についてお聞きいたします。法定内の繰入金と、あと法定外の繰入金について、金額内訳を教えてくださいと思います。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

28年度、見込みでございますけれど、繰入金全体が4億5,361万7,000円で、基準内が4億3,950万、基準外が残りの1,410万ぐらいの形になっております。パーセント、基準外が大体3.7%分ぐらいというふうな勘定になっております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

基準内というのは、工事に関してとか、いろいろそういったことでしょうか、基準外の繰り入れということについては、これはどのような目的で繰り入れられてるんでしょうか、一般会計から。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

そもそも基準内という部分は、主な部分につきましては、雨水処理、それと污水に関する償還金とか、不明水処理とかいう部分でございます。それで、この部分につきましても、総務省の繰出基準というのがありまして、それに従っているということで、例年ちょっとずつ内容が、数字が変わったりとかしておりますけれど、あとはどちらかといえば、本町の場合でしたら、人件費の部分が大部分を占めておるのではないかと、基準外ですね。

委員（是枝綾子委員）

基準外。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これは下水道課と一般会計と按分して入れている部分の話でしたか、これは。基準外の人件費の分の負担の。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

繰入金、要するに先ほど言いましたように、基準内の分は当然決まっております、それで基準外、今さっきの繰上充用の分もありますけれど、その辺のものも含めまして、財政と、下水道課としては全額入れてほしいということで調整しておるわけですが、そういう意味では按分というか、そういうことはなっておりません。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

基準外を聞いたのは、先ほど言うた使用料の減免の部分についての何か繰り入れがあるのかなというふうに思ったんですが、そういうものでもないのでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

特に財源としてその中で行っておるという形ではございません。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

国保の会計とかでしたらね、減免を忠岡町が独自にやっている分については一般会計か

ら繰り入れてもらってるということで、保険料の負担にならないようにということで入れてるんですが、下水道については減免の部分についての一般会計からの繰り入れがないということで、以前は福祉減免のような要素がありましたので、福祉課の予算で出て、繰り入れられてなかったのでしょうか。ちょっとかなり昔の話なので、そういう経緯が、原田公室長さんが財政課長をやっておられたときあたりに、そのようなことで財政健全化でそれがなくなってしまったと、繰り入れが。という経緯がなかったのでしょうか。ちょっとその辺、以前ありましたでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

あまり今ちょっと記憶にはないんですけども、この減免につきましては、この部分はちょっと基準外に入ってるのではないかなというふうには思ってるんですけども。

委員（高迫千代司委員）

水道に聞いたら知ってる。水道はよう知ってる。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

言われるように、この減免につきましては、福祉課から全額いただいております。それが平成19年あたりから一切なくなったと。水道課、下水道課の負担となっております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

金額にして大体例年どのぐらいが減免ですね、下水道会計ですから、下水道の減免額になっているのでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

先ほどの570世帯の分で、約110万。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

対象世帯が少ないので、年間110万円ですけれども、そういったもの、減免についても拡充をやっぱりして行ってほしいという声もありますので、それをすると、ほかの下水道に加入している方の料金にはね返るということになって困るということもありますので、まずはこういった一般会計からこの110万円についても、繰り入れ分については入れていくと。これは公会計というか、下水道事業法の適用化したらどうなるのかというのはわかりませんが、それまでの間は今のような会計のあり方になると思いますので、減免制度を拡充を今後少しでもして、住民の暮らしを支えていく、そういう料金設定に、料金にしていくために、今の下水道の減免にかかわるお金については、一般会計からの繰り入れという、そういう方法をとっていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。一般会計のほうに聞かないといけないですかね、これは。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

減免につきまして、まず制度を調査しまして、その内容を、要するに資金確保ということで、また財政のほうとも、下水道課としては相談していきたいとは思っております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

その減免の財源については一般会計から負担してほしいということも下水道課のほうからも申し出ていただいて、一般会計の側からもその点については検討いただきたいということでお願いいたします。これは一般会計のほうは誰にお聞きしたらいいんでしょう。ですね、すみません。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

よく検討してまいりたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

よろしくお願ひいたします。

すみません、あとですね、266ページの南大阪湾岸北部流域下水道の負担金が増額になっております。これの理由についてお聞きしたいと思います。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

流域のこの部分は、28年度が5,770万、27年度が5,600万で、170万の増額と、約3%の増額ということでございますけれど、維持費ということで、点検業務費の上昇ですね。流泥焼却施設、濃縮施設等、点検する設備の数が増えてきたということと、それとそれの補修費が、補修対象施設がバケットクレーン、焼却設備等の補修がふえてきたということで、忠岡町の負担金として170万の増という形になっております。

なお、負担率につきましては、平成27、28、変動ございません。3.82%でございます。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

忠岡町の負担率については、こういう迷惑施設が忠岡の地先にできるということで、負担率は低く設定されているということですが、この間、この維持費の上昇ということですが、これも、大阪府が一括して管理をするということになった影響の部分はないでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

今おっしゃられているのは、組合から府に移行したという影響やと思うんですけど、そのようなことはございません。そういう形では発生しておりません。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、この流域下水道の管轄内の施設の維持費の上昇ということで、点検設備の云々というのも、この管内のことということでよろしいでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

新浜にある北部処理場の施設のことでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

8つのところが1つになってというふうな会計になってなかった、あれは違いましたかね、とはちょっと違う分ですね。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

現時点では、各負担金、例えばこの南大阪の流域でしたら、北部、中部、南部と3つございますけれど、もちろんそれぞれ汚水量、湧水水量、計画汚水量等から区分されておりますので、よそのがまざってしまっているというような形にはなってございません。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

管内のことということですので、そういう上昇率ということでもわかりました。

そしたら、組合議会がなくなったということで、こういったことについての意見の反映というのは、どういった方法をとっていただけるのでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

実務者会ということで、関係市町村の課長、南大阪ですんで、北部、中部、南部、9市4町が集まりまして、府から報告事項ということで、大体2カ月に1度のペースで会議がございます。その上に幹事会ということで、今度は部長クラスの会議でまた決定されていきまして、その内容が最終的に年に2回ですね、首長の会議ということで、予算、決算等が決まってっております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

組合の議会がなくなったということで、もう意見や、そういった状況については、年2回の首長、市長さんや町長さんのところと、実務者の2カ月に1回の会議ということになりますが、そこでいろいろと議会では情報が全然ないので、私たちも意見の言いようがなく、こういった場でしかないけど、ここでもちょっとなかなか資料がないということで、負担金だけが言われてくるということですので、何かちょっともう少し住民がチェックできるような体制もやっぱり考えていかないといけないであろうというふうにも思います。言われたら出さないといけないという形になるので、その維持費の上昇というても、どんな委託の仕方してるんやとか、入札どうなんやとか、いろいろそういったチェックなんか、ほんとにこの金額でいいんだろうかというふうな、そういった点検ができないので、意見の反映の仕方についてはまた検討いただきたいと思います。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

今、先生おっしゃられた何かわかりやすい資料ということにつきましては、また一度、それこそ向こうにも意見を言いまして、何かホームページ等で見られるようにしてもらおう

とか、実際見られる部分もあると思うんですけど、その辺また確認いたします。

委員（是枝綾子委員）

よろしくをお願いします。

委員（高迫千代司委員）

委員長、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

268ページの雨水ポンプ場の機械の長寿命化と、その下の電気設備の長寿命化なんです、この28年度はどんなことをやられて、その後ですね、今の忠岡の設備全体ね、どれぐらいのスパンでこれを考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思うんです。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

まず、雨水ポンプ場長寿命化工事委託につきましては、28年度は雨水ポンプ本体1台の長寿命化を計画しております。

続きまして、電気設備の実施設計業務委託ということで予算を上げておりますけれど、これは今先生言われたように、今日お示ししました長寿命化計画というのは第1期分がもう最終年に入ってきております。ということで、まだ計画どおりの機械を全部長寿命化できておりません。そのうちに、電気設備のほうももう10年を突破してきてるということで、第2期につきまして残りの機械の特に急ぐ部分と電気設備を行っていくということで、また、次期の長寿命化も計画として、これ最大で7年しか計画が立てられないと。それも計画を立てた年数も含めてですんで、実質それでいくと6年しかないんですけど、そういう形ですので、まず第1期が現在終わりますして、次、第2期と。恐らく全部のこの機械が終わるまでというような形で、国費投入ができますんで、その間は続けていきたいなと思っております。

以上です。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

そうすると、例えばポンプに例えますと、従来やったら20年ぐらい来たらポンプをか

えますとか、そういうことしとったやつを、オーバーホールしながらずっと長持ちをさせていく。それが、これ今6年とおっしゃいましたけど、この先もずっと同じようにして続いていくと、こういうことになるわけですか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

長寿命化のもちろんルールございます。それと、一度さわった分、まず国費、先ほどの7年間というのは、仮に壊れても国費での修繕はききません。それと、もちろん耐用年数を延ばすという目的がございまして、これは機械によってエンジンで何年、ポンプで何年と、それぞれ耐用年数の延伸年数が変わっております。そういう形で一番頻度の高い機械、ポンプ、エンジンをできるだけ、まあ言えば長期的な定期点検というような意味合いでのオーバーホールを続けて、できるだけ入れかえ更新は避けるという形で、使えるものは使っていくという、これがLCCですね。で、いずれどこかで長寿命化するよりも、さらに入れ替えたほうがお金的には安いという部分が出るまでは、長寿命化を続けて、仮に同じ機械であっても、20年後、30年後にまた長寿命化するというような考えで進めております。

以上です。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

これは4,000万ほど使ってますけどね、10年使って4億ぐらいですかね。ポンプそのものをかえるだけで、何か昔、3億ぐらい一遍に要ったとか、それも半分ぐらいですから、まともにいけば6億ぐらいかかるような費用のものだということにその当時聞いてましたんでね、そういうふうな一遍にかけないで、順番にずうっと使っていくというふうなやり方なんですね。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

要するに、耐用年数をひたすら延ばすというような考えでやっております。ですので、

先生、今言われたように、ポンプ1台、特に設置済みの分を入れかえるとなると、もちろん撤去費もかかりますので、今でもやはり数億という単位での、もしも壊れた場合にはいきなりそれだけの金額が要するということになります。

で、ちなみに25年でしたっけ、25年度にポンプ1台入れかえております。入れかえというか、長寿命化しております。そのときのポンプ自体は、延伸期間が20年、22年ほどさらに延ばせるという部分で、25年度は4,600万の長寿命化をやって、そのポンプ自体は22年ほど延命された。それを、何と言うんですかね、投資効果というんか、効果額はどないなってるんやと。1台で大体8,800万の効果が出ておると。それがどんどん年数によって、それこそ複式簿記やないですけど、毎年ちょっとずつ年数で効果額が変わってしまいますんで、その当時でおおむね大体8,800万、入れかえよりも有利に働いてるという形で、今日お示ししましたこの長寿命化計画、仮にこれを全部終われば大体4億の効果額が出るというふうにまとまっております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

わかりました。前の町長さんのときにも随分論議したことあるんですけど、高いお金かけてやったんですけどね、そのとき、ほかの市では20年と言われたやつを、今のようオーバーホールして、オーバーホールして40年ぐらい使っているところがやっぱりあるんですよ。そやから、大事に使って大事に延ばしていけば、一遍にたくさんのお金をかけなくてもいいということが、現実にも、忠岡が証明しているわけですけどね。これは忠岡町だけやなしに、今多くの自治体でこの長寿命化という方法で、一遍にお金かけないで先延ばししていくということをしてるんですね。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

この制度自体が平成22年度からできまして、このポンプ、ポンプ場設備では忠岡町が1番手ということで制度の利用、次に島本町さんがほぼ同時にやっております。それで、今ではもうほとんどの市町村でこの制度を利用して、要するに今まで維持管理費単独費でやっていた部分について、オーバーホール等を半分は補助を投入してできるという制度を利用しております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

わかりました。よろしく申し上げます。電気設備も同じようにされるのでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

基本的には、電気設備、長寿命化、考えておりますけれど、物によって、電気の場合はどちらかといえば長寿命化イコール更新というケースが多い、品物によってほとんど入れかえせざるを得ないという部分が多いと聞いております。ただ、現場の盤ですね、そういうようなものは長寿命化はもちろん側は使えるというように聞いております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

電気の場合でもいろんなマグネットとか、そんなスイッチは、型が変わっても、ほかのやつに入れかえを何ぼでもできますから、そうした創意工夫を生かして安くできる方法をやっぱりしっかりやっていていただきたいなと思いますので、よろしく申し上げます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員、続いてありますか。

委員（是枝綾子委員）

271ページの長期債償還元金利子に関してなんですけれども、償還額は8億2,242万3,000円ですね、今年度。長期債、一借も含めてですね。利子も元金も。8億のお金を返すということなんです、この下水道会計が11億4,820万9,000円ですから、11億5,000万のうち元利償還が8億2,200万ということで、かなりの、これは一般会計にしたら物すごい、50%どころでない公債費ということで、また、以前に工事してきた分の借金の支払いを今ずっとやっているという形であるということで、下水道の料金も大阪府下で大変高いということで、下水道の実際にしはった汚水のほうは料金が取れるんですけれども、雨水については料金取れませんわね。外で降った雨と

かをずうっと。その工事をしたりとか、いろいろされたり、雨水ポンプ場、これはこれで水に浸からないように、ゲリラ豪雨も多いですので、そういった災害を防ぐという意味合いもあるんですけど、そのお金というのはやはり下水道料金で取るべきではない話だと思いますので、そういった一度、本当に雨水の分まで下水道料金を負担してるような形になってないだろうかなという、ちょっとそういった視点からもこの下水道料金をちょっと考えてみたいと思いますが、そういうことで会計の半分を超えているということについて、半分ではないですね、何%ですか。8割近くですね。11億のうちの8億ですからね。8億ですものね。ということで、この点については超えているということについては、どのように認識していただいているのでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

確かに今先生おっしゃられたように、毎年予算を立ててもほとんど借金返しというような状態で、なかなか下水道整備、以前に立てた計画ではとっくに終わっている予定の区域につきましても、ちょっとずつしか進めない。ただ、その中でも汚水は私費、雨水については公費という基本的な考えがございますので、その点につきましてきっちりと、先ほどの繰り入れの絡みもございますので、できるだけ財政的にはきっちりとした仕分けで、使用料に反映するというようなことのないように、いつの間にかわからんようになってしまって反映するというか、まざってしまってるということのないようには注意いたしていきますので、よろしくお願ひします。

委員（是枝綾子委員）

よろしくお願ひします。その関係で、公債費というんですかね、大変高い状況と、借金の額も73億ですか。28年度末、未償還元金を見ますと73億4,144万ということで、一般会計に近いような、そういった金額が未償還元金として残っております。元金ですから、利子がここに乘っかっていきますので、かなりの借金を返済していかないといけないということですので、私はこれ以上の工事については、都市計画税を取っているから下水道を何かせなあかんということがあるのかもしれないんですけども、雨水の工事だって、これも都市計画税から払われてる部分でしょうかね。ちょっと私、使い道がわからないんですけども。

そういった関係で、下水道工事についてはほんとに極力急がない部分についてはちょっとストップするという、3,000万ですかね、ことしも組まれてますけれども、できるだけもっと抑えていくということで、全額町債ですのでね、やっぱり工事すれば町債発行するというので、なかなか減っていかないという形になりますので、これのちょっと対

策ということで、ここが一般会計がしんどい部分でもある一つのところだと思いますので、ぜひ工事については極力抑えていくということをお願いしたいと思いますが、その点どうでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

その点につきましては、財源、財政を考慮しまして、必要最低限度の効果的な工事を進めるようにいたしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

268ページの工事費のところ、今年は3カ所がありました。ことしは資料でも3カ所ほど工事されるわけなんですけれども、直接、接続世帯がないようなところでいうんですかね、そういった箇所というのはないんでしょうか。すみません。4カ所されるんですけれども、ここは接続を皆さんされるところの世帯のところでしょうか、この工事は。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

4カ所のうちの1カ所は、今年度の舗装復旧工事と、もう1カ所は雨の対策工事ですので、汚水は2カ所と。その2カ所とも、地元の要望に基づいて行う工事でございます。接続はございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。今回、ちょっと北出の忠岡中央線の11分区の舗装復旧工事ということであるんですが、この工事の区間も接続世帯が大変少ないというところで、もう少しち

よっとストップとか凍結とかいうのも考えほしいということであったんですが、されてきたわけで、また復旧しないといけないということで、お金がまた要るところですので、やはりここをやったことによって接続世帯が何世帯かふえましたですか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。ちょっと待ってください。

委員長（杉原健士委員長）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

今の北出のところの地区の増加世帯数ですけど、約30世帯。マンションが1つありましたんで、世帯数として30でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

マンションがほとんどということですね、そしたら。

下水道課（米井克彦課長）

約半分ですね。

委員（是枝綾子委員）

30ですね。30世帯ということで、これはもうマンションの。

下水道課（米井克彦課長）

そのうちの15世帯ほどがマンション分、ダイワマンション分です。

委員（是枝綾子委員）

15世帯ですね。わかりました。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員、よろしいですか。

委員（是枝綾子委員）

はい。

委員長（杉原健士委員長）

ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第20号から議案第23号までの各特別会計の予算の審査を終結いたします。

委員長（杉原健士委員長）

次に、議案第24号 平成28年度忠岡町水道事業会計予算についての審査に移りま

す。水道会計予算資料について、担当課の説明を求めます。

(四柳水道課長：説明)

委員長（杉原健士委員長）

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（高迫千代司委員）

委員長、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

24ページの水道収益なんですけれど、住民の皆さんの払ってる水道料金ですね。忠岡町の料金はどのくらいの位置にあるんでしょうか。例えば府下で言いましたら。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

大阪府下では7番目でございます。上から7番目、高いほうから7番目でございます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

7番目というのは、何立方までとかいうのがありますね。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

10立方まででございます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

よく使われるところの分を出していただいていると思うんです。7番目なんですけどね、先ほどの下水道は13番目で高いなあと言うとったんですが、水道はなお高い料金の位置にありますんでね、まあ余裕がなければなんですけど、今やったら引き下げが可能なのではないのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

現在の水道料金につきましては、府下で7番目に高いということでございますけども、この水道の収益のみで費用を賄うことはまだまだできていないということもございまして、現在の料金でご理解のほどお願いしたいと思います。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

賄うことができないというのは、どういうふうに見たらいいんでしょう。どこを見たら。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

予算書でいいますと、14ページに例えば27年度の忠岡町の予定損益を載せております。これを見ていただきますと、給水収益で3億400万円、費用全体で見ますと3億300万円。これを差し引きしますと100万程度しか差はございませんので、まだまだこの給水収益をもって費用を賄うことはできてないということが言えると思います。

委員（高迫千代司委員）

委員長。それは新たな投資を行って事業を進めているからではないんですか。普通の入ってきたお水を買いました。それで、皆さんに売ってます。その料金だけで見たらどうなるんですか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

企業団の引き下げもありまして、その分で値下げをしておりますね、基本料金。基本料金、年間約600万の引き下げをしております。そこに福祉減免としまして約400万近くの収入減となりますので、それだけで約1,000万の減になるということもございました。

委員（高迫千代司委員）

すみません。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

わかりやすく言うてください。企業団から買っている水はお幾らですか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

1立方当たり75円でございます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

それをお幾らで売ってはるんですか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

この使用水量によって変わるんですけども、基本料金内ですと約120円。それ以外になりますと、1立方当たり150円となっております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

それを単純に引きますと、どれぐらいのお金が残るんですか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

そういう単純計算はできないわけですし、人件費もかかれば、配水にかかる電気代ですよ、そういうものもかかりますので、単純計算はちょっとできないものと考えておりますけども。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

私、順番に聞いていこうと思ってるんですよ。だから、その単純にわかりやすく説明してもらったらいんです。幾らで水を買ってます。幾らで売りました。その利益の中から、何人、職員さんの人件費を出してます。で、ポンプ場の運営にこれぐらいお金がかかっています。それで、残りを引いてもろたら出てくるのと違いますか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

そういうのを計算したのが、この損益計算書になってくるんですね。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

だから、四柳さんはプロやからそれでわかってくれと言うてるんやけどね、私はわかりにくいから、今言うた方法で教えてくださいと言うてるんです。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

その人件費等々出していこうとすれば、また資料をつくらなあきませんので、今すぐにはちょっと答弁のほうはできないんですけども。

委員長（杉原健士委員長）

議事の都合により暫時休憩します。

（「午後5時08分」休憩）

委員長（杉原健士委員長）

休憩前に引き続き審議を再開いたします。

（「午後5時25分」再開）

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

なかなか私の考える方向でのご説明というのは、説明をちゃんと理解できないところですが、要はこの指標でも毎年1,900万を超える、2,000万ぐらいずっと利益が上がっていているというふうにお教えをいただきました。これは結局、当時の府営水の10円10銭の値下げが、そのまま毎年ずっと利益として残ってきているんだというふうに取り取れますんでね、だから、府下で7番目に高い水道料金であれば、これはこの原資を使って、せめて10円10銭とは言いませんけど、半分ぐらい下げられるんやないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

今おっしゃっていただいた引き下げがありまして、それのおかげで何とかこの27年度損益でも1,900万の利益が上がっていると。これを使って、高迫委員のおっしゃるのは値下げをしるっておっしゃるわけですよ。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

別に私は全部それを使ってやってくださいということを申し上げているではありません。せめて半分だけでもね、今まで値上げしてからこの間ずうっと、まあ言うたら忠岡町はそういうことをしてこなかったんやから、今からでもせめて半分だけでも還元したらどうかということを申し上げてるんです。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

高迫議員おっしゃるように、現在は水道会計、健全経営ではありますものの、給水人口が減少傾向にもありまして、給水収益の伸びも今後期待できない状況にあります。また、施設の修繕や耐震化、建て替え等に多額の費用が要ってくる可能性がありますので、今後、水道企業団と統合の協議をしていく中でも、このことについてはまた検討していきたいと考えております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

今、部長さんのおっしゃっていただいた企業団との統合というのは、そのためにこそ進めていきたいということで今まで聞かせていただいています。つまり、忠岡町のより利益を得る方向でね、それで統合というのを考えているんだというふうにご説明いただいています。ご説明いただいとおりやとすれば、より忠岡町のこの2,000万がまだ幅が増えてくるということになるわけですから、それであればこの2,000万のせめて半分ぐらいは住民に還元できるのではないかとということを聞かしていただいているんです。

先はまだもっとひどいというんやったらなんやけどね、明るい展望に向かっていきたいというお話をされてるんやから、よりできるのではないかとということを聞かしてもらえます。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

先ほどの水道事業団との統合についてであります。4月に入りましたら正式に協議のほうを進めていくわけですけれども、その中で今の忠岡町の状況というのもわかっておりますので、そういうことも含めまして、また検討してまいりたいと思います。

委員（高迫千代司委員）

委員長。この間ずっと長い間ね、値下げがされたということを知った上で、住民の皆さんは3円の分は還元された、10円の分はまだやなあというふうに待ってられるので、できるだけ早く検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長（杉原健士委員長）

ちょっとお諮りするのが遅れてるんですけども、議事の都合により会議時間のあらかじめの延長をよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉原健士委員長）

ということで、延長いたします。

どうぞ。最後ですか。

委員（是枝綾子委員）

まとめてお聞きします。

水道料金の引き下げの財源として、府営水、企業団の水、引き下げになった分ということが財源としてあるではないかということで、高迫議員が提案をいたしております。それについて、もう一遍聞くというのなんですが、大体いつもその引き下げ分の年間での効果額というのは、約2,000万円ということで聞いておるんですけども、そのぐらい引き下げの影響というのはあるんでしょうか、今年度も。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

年間約2,000万円の効果額です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

それがずっと、もう何年になりますかね。2,000万円の効果になってから何年かが経過しておりますので、その分についてはたまってきてると。多分、この先ほどの損益計算書のところでも、それに近い数字が当年度純利益ということで出ているということでも

ありましようし、で、この損益計算書上ということと言えますけれど、前年度の繰越利益剰余金が2億5,216万4,000円ということで、それを足しての当年度未処分利益剰余金が2億7,143万9,000円という、そういう計算書になっております、27年度。ということで、赤字ではないということで、財政的にも苦しいというものでもないということは見受けられると。その仕組みについてはちょっと別にして、そういった財源もありますので、引き下げについて検討いただきたいということと、その減免制度の財源ですね。先ほど説明いただいたところでは500万ぐらいでしたかね、負担になっていると。どこで聞いたのかな、どこか言うてましたね、すみません。水道のどこで言うてたのかな、どこに控えたかな。ちょっとすみません。福祉減免の金額、影響額というのがどこか書いたんですけど、幾らでしたか。もう一度すみません。

委員長（杉原健士委員長）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

福祉減免につきましては、年間で3,936世帯に減免しておりまして、年間で348万3,360円の影響額となっております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

その約350万円の減免分については、一般会計から繰り入れをしていただくという、ちょっとそういう仕組みもぜひ一般会計のほうで考えていただきたいというふうに思いますが、その点もいかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

これにつきましても、今後また検討させていただきたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

減免ね、他の方の水道料金から減免に回されてるとなると、なかなか減免制度拡充とい

うか、あと料金値上げとかいうことが出てきた際にも、なかなか住民の納得がいかないということにもなりますので、ぜひ財源については明確にそのように一般会計から入れていただきたいと思えます。

以上ですね。

委員長（杉原健士委員長）

よろしいですか。

委員（是枝綾子委員）

はい。

委員長（杉原健士委員長）

ほかに、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（杉原健士委員長）

ないようですので、議案第24号 平成28年度忠岡町水道事業会計予算についての質疑を終結いたします。

委員長（杉原健士委員長）

以上で、各会計予算の審査が終了いたしました。

ここで下水の米井課長よりちょっと訂正がありますので、発言を許します。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

申しわけございません。先ほど福祉減免の部分で、福祉減免を受けておられる世帯数は570世帯で、その水洗化済みの割合は幾らですかというところで、私、慌てまして人数のほう、1万4,600と申しましたのは人数でございまして、世帯でいきますと6,310世帯、その比率に直しますと9%。先ほどたしか約4%と言いましたのは、9%でございまして。

どうも申しわけございませんでした。

委員長（杉原健士委員長）

以上です。

それで、今から総括質疑に入りますが、職員の皆様の入室等々がありますので、5分ほど休憩いたしまして、5時40分、審議を再開いたします。

（「午後5時34分」休憩）

委員長（杉原健士委員長）

休憩前に引き続きまして審議を再開いたします。

（「午後5時40分」再開）

委員長（杉原健士委員長）

次に、総括質疑に入ります。

議案第19号 平成28年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第24号 平成28年度忠岡町水道事業会計予算についてまでの質疑を行ってまいりました。その中で各委員からの質疑で、理事者側からは一定の答えが出ておりますので、重複しないような形での総括質疑をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、総括質疑をお受けいたします。

委員（森 政雄委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森委員。

委員（森 政雄委員）

今日まで3日間ご苦労さまでございます。

災害対策の備蓄の食糧のことでお聞きしたいんですが、5年ほどかけて一定量備蓄するということですが、これの消費期限、賞味期限はどのくらいありますの。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

現在、備蓄しております食糧等ですね。アルファ化米とサバイバルフーズ。

委員（森 政雄委員）

いや、もう時間がないから期間、食糧の。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

アルファ化米が5年、サバイバルフーズが最長25年となっております。

委員（森 政雄委員）

よろしいですか。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森委員、どうぞ。

委員（森 政雄委員）

それで、今から5年経ったら、最短のやつは5年でもうあかんようになりますよね。そ

れで、だんだんまたそれを補充していかなあかんということですね。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

議員先生おっしゃるとおりでございます。

委員（森 政雄委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森委員。

委員（森 政雄委員）

それと、もう簡単に行きます。今いろんな業者と災害援助協定というんかね、結んでるところがありますね。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

民間業者との連携でございますが、平成24年5月に大阪いずみ市民生活協同組合と、平成27年1月には株式会社ライフコーポレーションと、災害時における物品の供給協力に関する協定書を締結いたしております。

委員（森 政雄委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森委員。

委員（森 政雄委員）

それはいろんな食糧、飲料水、みんなですか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

協定対象品目は、食料品や衣類等の生活必需品となっております。

委員（森 政雄委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森委員。

委員（森 政雄委員）

じゃあ、それはライフやったら忠岡に店ありますね。生協はどこから来ますの。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

堺市です。

委員（森 政雄委員）

はい。委員長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

森委員。

委員（森 政雄委員）

それよりも、今やったら飲料やったら、西側地区やったら油甚さんとか、東側地区で今味園さん来てますやん。ああいうところ、近いところではできませんの。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

今後、町内のそういうふうな業者さんというんですかね、ところとまた今後話のほう詰めていきたいと思っております。

委員（森 政雄委員）

よろしくをお願いします。

委員長（杉原健士委員長）

はい。森委員。

委員（森 政雄委員）

それと、備蓄の分散化を言われてましたけれども、忠岡町の場合やったら分散するほうがええんか、それとも1カ所で保管するほうが、どんなものですか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

シビックセンターを中心に管理するというのも一つの方法だと思いますが、分散化ということも一つの手法だというふうに考えておりますので、置ける場所が今、消防署と福祉

センターもあるということですので、活用してまいりたいというふうに考えております。

委員（森 政雄委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森委員。

委員（森 政雄委員）

それと、保管場所なのですが、保管するんやから冷暗所のようなところが一番ええと思うんですけども、うちのこの庁舎やったら地下に置いていますね。もし何かあった場合に今度出せないとか、そういうことはないんですか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

長期間の保存に耐え得る備蓄食糧ではございますけれども、できるだけ高温多湿を避けて、換気のいいところに保存したいというふうに思っております。今ご指摘いただきました地下に置いているということなのですが、災害時においてエレベーターが停止した場合なども考慮いたしまして、階段に比較的近いところに備蓄食糧を置くようなレイアウトをとらせていただいております。

委員（森 政雄委員）

わかりました。

それと職員採用のことなんですけれども、最近というんか、何年か前から新規採用で採られていますけれども、今年度の内定を出しますやろけども、総数は。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。奥村課長。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

ここ最近、団塊世代の退職に伴う新規採用が増えてございまして、その年度が平成23年からでございまして、これまで5年間に新規採用者32名ございます。うち、本年度までに6名の早期退職者がございますけれども、それぞれ、ご家庭のご都合によるものと聞いておりますけれども、一部、他の団体に就職をされた方もおるような状況でございます。

以上です。

委員（森 政雄委員）

すみません。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森委員。

委員（森 政雄委員）

そんなん聞こうと思ったんやけど、先に言うてもらってありがとうございます。6名やさかい、多分そやからええとこあったからヘッドハンティングされたか、わからんけども、行ったと思うんですけども、面接やいろいろで、そういうの、みんな難しいかわかれへんけども、やっぱり忠岡へというんか、僕らが言うたら奉職というんかな、そういう愛着がある人をやっぱり採ってもらわんと、いざというときには動いてもらわれへんというんか、あるんで、そういうこともちょっと気をつけていただきたいと思うんですけども。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

奥村課長。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

やはり採用試験においては人物重視というところを特に念頭に置きながら、今後も見ていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

委員（森 政雄委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森委員。

委員（森 政雄委員）

それに関連して、以前からいつも言っているのですが、10人採るんやったら1人か2人は町内の方をどうやなということも話したんですけども、そういうことにしたら、悪いかわからんけども、僕らと今の若い人だったらもう50年近う年齢差があるから、考え方も違うかわからへんけども、やっぱり忠岡をようわかってて動いてもらえるちゅうんか、そういうこともあるんで、その辺はどうですやろか。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

奥村課長。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

町内の方でとか、あるいはこの近隣の方というのは一番我々としても、やっぱり泉州のことをわかっている人物がいいのかなというのは思うところはあるんですけども、やはりそこは公正に採用ということで門戸を開いてございますので、その中でできるだけ町内の

方に頑張っていたければというふうに思っております。

委員（森 政雄委員）

わかりました。すみません。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。森委員。

委員（森 政雄委員）

それと防犯、安全対策のことで、LEDで防犯灯やってもろてますけども、僕が見たところでは高月のさつき通りのあの信号があって、阪和線へ行くところで家1軒、横に何かあれは昼、蓄電かやって、足元ちゅうんか側溝のところ照らすのがあるんですけども、あれはどかがやっていますの。

建設課（谷野栄二課長）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

阪和線の踏切のところにつきましては、府道田治米忠岡線になっておりますので、私、その存在はちょっと認識しておりませんが、設置しているのであれば大阪府鳳土木事務所のほうで設置しているものと思われま。

委員（森 政雄委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。森委員。

委員（森 政雄委員）

その同じものが、13号線では岸和田、あの辺から大分ずっと長い間やっていますね。そやから、そういうのをどないかしてもらえんやったら、また対策してもらったら、あれだけでも上の防犯灯よりも明るいというんか、晩やったらよう見えて、動いてて気がするんですけども、もし防犯灯設置できないところやったらね。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

道路を線的に視認性を高めるといいますか、そうした目的で道路びょうというものが設置されているわけがございます。主に高速道路であったりとか幹線道路、そうしたところで多く設けられているわけでありましてけれども、議員がおっしゃいますように道路照明と

かが届きにくいところなんかにつきましては個別に対応してまいりたいと思いますので、またご指摘いただけたらと思います。

委員（森 政雄委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。森委員。

委員（森 政雄委員）

よろしくをお願いします。

それと、この前、2月は21日が泉州マラソン、それで3月13日は町民マラソン大会があったんですけども、泉州マラソンに関しては沿道にいて皆さん応援するんですけども、忠岡町内の在住・在勤者の方の応援方法というんか、それはどんなものです。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。立花課長。

生涯学習課（立花武彦課長）

当日、沿道のほうはかなりの方が応援されていたと思われま。広報としましては、町広報のほうに広報しております。また、施設のほうにもポスター等掲示しておりますけれども、再度周知のほうをいろいろな形で見直してまいりたいと思います。

以上でございます。

委員（森 政雄委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森委員。

委員（森 政雄委員）

それで、私、関係しておりますスポーツ少年団では、参加者の新聞を見てとか、いろいろ今何かもう、各市町村単位で名前出てくるんですけども、ことしもやろうと、やり出したんですけども、結局当日、何か、この人の名前、載ってるかと言われて、それで見たらやっぱり抜けてたんですね。忠岡町やったのに、新聞見たら。そやからやっぱりそのチェックちゅうんか、拾ってもらったときにもうちょっとしっかり見ていただきたいちゅうんか。そやないと抜けてたら怒られるし、発表いうんか公表したときに。そういうことがありますので、ちょっとその辺をよろしくお願いたいたいですけども。

生涯教育課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯教育課（立花武彦課長）

事務局のほうにそういうことはまた再度お伝えさせていただきます。

委員（森 政雄委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森委員。

委員（森 政雄委員）

それと、町民マラソンのときには、町内、町外、どのくらいの数になってますの。

生涯教育課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。立花課長。

生涯教育課（立花武彦課長）

昨日、13日の参加者は、町外236人、町内40人、合計276人でした。

委員（森 政雄委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森委員。

委員（森 政雄委員）

それで、町外の人も多く来てくれるのはありがたいんですけども、町内の方をもっとどかないかでけへんかと思います。一つ方法としては、小学校では校内のマラソン大会やります。そんなときその上位選手に走ってもらう、招待するとか、いろんな何かをもっと盛り上げていく方法はあると思うんですけども、その辺はどうですやろ。

生涯教育課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯教育課（立花武彦課長）

その部分については、スポーツ少年団、また体育協会の会議でまた周知し、また学校のほうにもパンフレット等を配布して周知してまいりたいと思います。

委員（森 政雄委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。森委員。

委員（森 政雄委員）

それと、今この両方のマラソンも、ボランティアで出てくれる方には、ほんまにちょっとですけれども、報酬出てるんですけども、あれはどういう関係から。

生涯教育課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯教育課（立花武彦課長）

報酬自体は出ておりませんでして、少年団がつくってくれました豚汁ですね。それを食べて帰ってもらってるということでもあります。豚汁代としまして、28年度は2万3,000円支出しております。

委員（森 政雄委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森委員。

委員（森 政雄委員）

泉州マラソンは何かありますね。

生涯教育課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯教育課（立花武彦課長）

泉州マラソンのほうは1人2,000円出ております。

委員（森 政雄委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森委員。

委員（森 政雄委員）

町の豚汁やってます、あれは少年団ですか。

生涯教育課（立花武彦課長）

少年団です。

委員（森 政雄委員）

わかりました。はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。森委員。

委員（森 政雄委員）

それと、その泉州マラソンも、にぎやかにしようということで、もう何年か前から沿道に花とか置いたりしてるんですけども、その泉州マラソン、スタッフに入っていたら2,000円もらえてあれやけども、それ以外にもっといろいろ動いてくれてる人いてるんやけども、そういう人らはどないしたらよろしいかと思って。出てきてもらうのに。というんか、スタッフのどこへもっと名前を入れたほうがええのか。

生涯教育課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

立花課長。

生涯教育課（立花武彦課長）

今回、道路を走りました。ですので、ボランティアの数が少ないというふうに。

委員（森 政雄委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森委員。

委員（森 政雄委員）

ちょっと待ちいや。泉州マラソンで。2,000円ほどもらえるけども、半日行って。そのことを、いろんな役に入っていて名前、そのスタッフに入っておればあれやけども、それ以外にもっともっと、はっきり言うたらスポーツ少年団で、大津のところで忠岡の人のゼッケンを見てもらったりとか、そういうのをちょっとどないかでけへんのかなと思って。

生涯教育課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。立花課長。

生涯教育課（立花武彦課長）

泉州マラソンの事務局のほうに一度投げかけてみます。報酬が出るかどうかは、ちょっと予算の関係上わかりませんが、一般ボランティアとして、もし無償でボランティアに来られる方がおられましたら、歓迎という形で立っていただくことができるようになれば、そういう声がありますということで、一度事務局のほうに投げかけさせていただきます。

委員（森 政雄委員）

委員長。もう一つ、ちょっとすみません。

委員長（杉原健士委員長）

森委員。

委員（森 政雄委員）

それと、広報でよく間違い、何が間違いやったかわからんけども、あるんですけども、これも町のほうの記事やなくて、いろんな成績とか載せてほしいと持っていくときあるんですけども、そのときによく名前とか、最近は難しいんで、よく間違いがあるんですけども、それを校正のときに出稿元ちゅうんか、そこへ確認してもらおうというか、そういうことはできないんですか。

人権広報課（明松隆雄課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

明松課長。

人権広報課（明松隆雄課長）

広報紙、正確に周知するのが大事なんですけど、大変失礼なことをしております。原稿が出てる出稿元に確認ということなんですけど、各種団体あるいは個人で、手書きで持ってこられる方もございます。なかなか進んでおりませんが、ちょっとでも努力できるよう取り組んでみたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員（森 政雄委員）

よろしくお願ひします。

最後です。今日もちゅうんか、この委員会でもあれやし、今までも、最近何かちょっと訂正が多いような気がするんです。その辺から、やっぱりちょっと気の緩みちゅうんか、でもないかわからんけども、何かもっと斜めに見てみるとか、何か方法をしてもらって、これをこのままもし外へ出したら、余計に「ああ、忠岡、何やこんなん」と思われることあると思うんですけども。

それともう1個は、資料をもらっても、27年、28年が、課によっては27年、28年、反対に28年、27年とかありますねん。私、ちょっと頭の切りかえ悪いんで、どっちか統一してほしいんですけども。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

誠に申しわけございません。特にこの3月の議会に関する部分につきましては、修正等多かったということで、本当に申しわけなく思っております。今後、各種いろいろの特別会計等々の資料もございまして、できる限り統一した形で進めさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

委員（森 政雄委員）

よろしく申し上げます。終わります。

委員長（杉原健士委員長）

他に、ご質疑ありませんか。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

1つ目は、今日一般会計の中でお聞きをした数字をもとに、ちょっとお聞きしたいという点があります。10カ年の財政見通しについてお聞きをしましたが、その中で、平成の31年に大体一番財政が厳しい状況になるけれども、あとは好転していくというところの確認の点で、庁舎、シビックセンターの元利償還が年2億、28年度ですね、今年度は約3億と言ったのかな、ちょっと数字が、2億5,000万か。それであと29年度も2億5,000万ほどで、あと30年度から4,800万に減って、ずっとあと5年間いくということで、28年度と29年度が大変やけれども、2億円減って今後いくというところでお話をしていくというお話でありました。

そういう見通しが出ている中で、町長の施政方針の中で冒頭の、最初のほうですね、第2次財政健全化計画が28年度に最終年を迎えることになったので、第2次ですね、第3次財政健全化計画を策定してまいりたいということでした。28年度中につくるわけですね、29年度からのを、というふうに意味しているというふうにとれます。

それで、第3次財政健全化計画について、どういう内容でどういう目的でつくられるのかという点についてお聞きをしたいと思います。

その目的なんですが、第2次財政健全化計画というものは大変三大事業をね、やっぱり東洋紡の跡地のことであったり、小中学校の耐震化のことであったり、あとクリーンセンターの建てかえの件もあったし、忠岡病院の閉院のこともいろいろこの年度に、第2次の間にありましたので、これだけの、ちょっと総額忘れちゃったけれども、それを解決するための効果額ということで目標を持って出されていたということでもあります。

その第2次健全化計画の効果額というか、年間とか、総額でどうやったのかという、そういうものがない中で次の第3次ということでは出てきているものですから、第2次健全化計画の効果額はどのくらいあったのかという、わかる範囲で結構ですのでそれを報告いただいて、そして第3次はどれくらいの金額をいつからいつまで、10年でしょうけれども、それで何を目的に、どういったことがあるからするのかという、その点をお答えいただきたいんですが、財政のほうにまず数字の点ですね、第2次健全化のことをちょっと言っていただいてから第3次の話に入らないと順序がいけませんので、お願いいたし

ます。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

たくさんいただいたわけでございますけれども、現時点におきまして、先ほど収支見通しのお話がございます、31年度を境に改善をするというふうに見込んでおるところでございますけれども、昨年の国勢調査による本町の人口が大きく減少しているということ、それによる交付税の算定にどの程度これが影響してくるのか、あるいは経済成長が今思うように進んでいないということなので、歳入の確保ができるのかというような不安要素もございます。そのような中ですが、お示しさせていただいた財政収支見通しにつきましては、ある程度の留保額を見込んでおりますので、若干の悪化につきましては想定内というふうにご考慮しております。

先ほどシビックセンターの公債費の件がございましたけれども、これにつきましては先ほどおっしゃったとおりで、今後、30年から34年度には5,000万円ずつ残るわけですが、それ以外は大きく軽減されるということで、実質公債費比率につきましても今のところ全く問題はないものというふうにご考慮しております。

それと、第2次財政健全化計画でございますけれども、17年度から集中改革プランがございまして、それに上乗せをする形で、19年度から28年度までという10カ年の対象の期間がありまして、これにつきまして毎年約6億5,000万円の効果額というふうになっております。ただ、当然実行できていない部分あるいは追加でした部分がございますので、最大もう少しあろうかなというふうに思います。これが10年間続いているということでございますので、約65億から67億円程度効果があったものというふうにご考慮しております。

次に、第3次財政健全化計画でございますけれども、31年度まで、できましたらこの第2次財政健全化計画を引き継ぎたいというふうにご考慮しております。それ以降につきましては収支が改善する見込みでございますので、改善の度合いに応じまして、優先度あるいは緊急度など精査の上判断をして、その期間につきましては5年から10年ぐらいかなというふうには今のところ考えております。このごろ特におっしゃっていただける件でございますけれども、この第3次財政健全化計画の策定につきましては、十分に議員の皆様方のお話もお聞きして、十分に協議をした上で進めてまいりたいというふうにご考慮しておりますので、よろしくお願いたします。

それと、議員のほうから先ほどおっしゃられたように、私どもこの健全化計画を進めてまいりまして、当然事業の見直しをするということで住民の皆様にもご負担をいただきな

がら、健全化を進めてきたわけでございますけれども、その一方で町長の手腕によりまして、公立忠岡病院の統合、閉院と、小中学校の耐震化、それと開発協会の解散ということで、大体50億以上の整理をさせていただいたと。あと、子育て支援など、近隣の自治体に劣らないように努めてきまして、さらに福祉センターの新築、移転とか、あるいは中学校の給食の開始、そういったことで住民サービスの向上も同時に行ってきたということでございますので、その点ちょっと申し添えさせていただきたいなというふうに思います。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

第2次健全化計画、職員の給与カットの部分がかなり大きな比重を占めていたと思います。毎年6億の効果のうちの。それと住民サービスのカットということなんかかなり大きかったと思います。それで60億、1年間で6億効果ですから、10年間で60億以上の効果があったという見方であったと思います。それらの目的がそれだけの、いろんな解決しなければいけないことをするためという目的があって健全化と。健全化はやっぱり目的があって、そのためにどうするのかという知恵を絞るところでありましたが、今度の第3次というのは、これから地方交付税が減っていくという、税収も減っていくという、そういった不安材料があるという理由しかちょっとお聞きできていないんですけども、第2次健全化の見直しということはやっぱり必要だと思いますが、それを第3次の中で見直しをするということとはちょっと別だと思います。そういったところで、第3次というところに入る前に、もう少し第2次健全化の部分の住民サービスをカットした部分とか、そういったところの見直しをどれぐらいできるのかということも、かなりずうっときのうきょうと議論していて、やっぱり料金高いというね、国保、水道、下水道という、そういったところで指摘をされているように、住民サービスのカットというのは本当に大きかったわけで、そういったところについても光を当てていくということをしながら、もっと切り込むところというのも提案もこれからさせていただきますけど、急がない工事についてはもう凍結すると。あと随意契約も、業者の言い値ではなくきちんとした、ちゃんと根拠を持って行政が交渉に当たると、委託をしますと。あと、そういういろんな行政サイドでの努力、給与カットだけが行政の努力ではない。そういうことではなく、もっと本当に本来あるべき形でカットできる分はカットしていくというふうな、そういう努力が足らな過ぎた、第2次健全化の中でも足らなかったというのは指摘をさせていただきました。

第3次、慌てて私はつくる必要はないと思います。目的が、どれぐらいの金額をするんだということが明確にならないのに、目的なしの、財政の健全化というのは目的があっ

て、そのための手段である。健全化を目的にしてはいけないと。よく健全化を目的にするところがね、そういった人たちもいてるんですけども、それは違うと思います。目的は住民サービスの向上、住民福祉の向上ということが目的であって、そのためにそれをする。財政的にもこういった金額が足りないという、それをどこから捻出するのか、そのための第3次健全化という考え方ですのであればいいんですけども、そうでないのであれば急ぐ必要はないというふうに思います。

一応見通しとしてはそういう、これから2億円が、30年度から返済しなくても済むという部分がありますので、それなのに健全化、何削るねんという、住民に納得してもらえるかどうかというところもありますので、きちんと住民の意見を聞きながら、議会とも議論しながら、つくるのであればちゃんと議論もしていきたいと思いますので、その点はよろしくお願いいたします。これはつくり方の問題ということでちょっと最後お聞きしたいと思いますので、それは公室長さん。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

先ほど私の説明が抜けていたのかもわかりませんが、財政収支見通しを出させていただいたときの、財政課長からの説明があったかと思うんですけども、第2次健全化の効果額を見込んだ上で収支を出しているという説明をさせていただいております。ということで今当然、先ほどおっしゃったように住民サービスの向上のために健全化をするんだということは、私も当然だと思うんですけども、この平成18年当時と比較して、今組んでいる予算との差が6億5,000万円程度あるということで、この差をもってこれを埋めての収支でございますので、これがないとたとえ償還、公債費が2億円落ちたところで当然賄えるものではないというものでございますので、そのあたりは一つちょっと説明を入れさせていただきたいなと。

それと、第3次につきましては、先ほど申し上げましたとおり十分に協議をして進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

よろしくお願いいたします。続けていくんですかね。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

一般会計のところでもちょっと指摘もさせていただいた随意契約のガイドラインというものをつくりましたという報告がございました。その中で詳しく私も聞かなかったんですけども、総括質疑でお聞きしようと思っていましたので。随意契約の手順を踏まずに、各課任せに契約を行ってきたということで、昨年議会でも質問いたしまして、随意契約のガイドライン、町としてつくられたと、つくるということでつくられました。1年ほどかかられたんですけども、その内容の特徴についてどういったガイドラインになっていますでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

随意契約のガイドラインの作成についてということでございますが、この本ガイドラインにつきましては、先生も言っていただきましたように、それを今作成のほうをさせていただいたというところでございます。

このガイドラインでは、標準的な解釈、基準を定め、随意契約の要件である地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号までの法令根拠や、またその理由の解釈、事務処理の流れなどを統一的に行うなどの考え方を示すことにより、契約ごとの内容、性質、目的を精査する中におきまして、契約事務を適正かつ円滑に進めることができ、また適正な事務処理に加えて、職員の知識の習得また意識の向上につながるとともに、契約の公平性・透明性が図られ、住民の信頼、理解を深めることも期待できると考えてございます。

つきましては、このガイドラインの運用についてでございますが、新年度、28年度からということで考えてございまして、先般各課のほうに対しましても周知をさせていただいたというところでございます。よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

努力していただいたのはわかりましたが、その中身の特徴ですね。例えば1つの発注を

するというときに、見積もりを二、三社から必ず取るようにとか、これについてはこういうふうにするようにとか、何かいろいろそういう、一般的ではありますがけれども、特徴的な、今までしてなかったけど、こういうふうに徹底がきちんとされるという点についてちょっとご報告をいただきましたかったですけど。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

まず、我々の随意契約ができる範囲という形の認識につきましては、先ほども申しあげましたように、自治法施行令の167条の2の第1項の1号から9号の理由に限り随意契約ができるという認識がございます。その中におきましても、再認識をしていただきたいというようなことも踏まえて、このガイドラインにおきましてはこの1号から9号までの、要はこの解釈、説明を詳しく記載をさせていただいておるところで、職員の皆様方におきましても再認識を一層やっていただきたいというところでの規定を設けてございます。

そしてまた、先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、随意契約であったとしても競争性の確保を図らなければならないということがございますので、当然ながら見積もり調書に関しましても2社以上、複数以上を徴取するというところの部分も記載をしてございます。

その中に、一応現在におきましてはその随意契約の文書の、起案文書から最終的な完了するまでの手続におきましては、実際の話、各課においてはまちまちの状態であろうかと思えます。それを今回、この随契のガイドラインをもとに、各課、その事務の流れにおきましても統一的な、例えば起案1つにしても、必要書類についてはこういった書類を全て用意してくださいという形の部分でもお示しをさせていただいているというところがございますので、今後これを活用することによって、先ほど申しあげましたように各課まちまちであったところの部分が統一化されることにより、明確に、説明を求められたらその分はちゃんと説明ができるという部分も網羅しているものと考えてございます。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。地方自治法をきちんと徹底されるということで、またそういった、各課

にそれが実施されるということを強く願ひまして、ぜひ頑張っていたいだきたいと思ひます。

委員長、もう一つ、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

指定管理のガイドラインについて、ちょっと一般会計の中でお聞きしたときに、ちょうどそこではつくっているのが総務課と思ったら違ったというところで、その指定管理のガイドラインというのは統一したものというのの特にはないんでしょうか。総合福祉センターの指定管理のことで、12月議会でもこのことが問題になりました。評価書もなくして再契約されてきたから、きちんと行われるということや、評価書、アンケート、どうなるのかというのを福祉部のところでお聞きをしましたけれども、これは指定管理のガイドラインそのものについて、どこがどういう形でつくられたのかというところの、ちょっと総括質問です。福祉部がつくられたんでしょうか。今回その指定管理のガイドラインというのは、それとも、忠岡町の指定管理のガイドラインはこうですというもので、全庁的なものを、統一したものをつくられたのかということなんですが。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

奥村課長。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

一応、10年前になると思うんですけども、当時その指定管理、福祉センター等をする時点のときに、どうも企画サイドのほう当初手をつけたというようなことのようにです。すみません、私も中身のほうをちゃんと勉強していませんので、どうもそういう流れがあったかと思ひます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

つくられたんですね、ガイドライン。今現在この、すみません、委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

今度、総合福祉センターの指定管理、また今度4月からの分を、5年間指定管理すると

いうことに当たって、きちんとガイドラインをつくって、それに基づいて、今度、こうですよというふうに言って契約をされるということだったので、指定管理のガイドラインをつくられましたねということで、どこがつくられて、どんな内容ですかということでお聞きを今してるんですけども。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

委員長、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

奥村課長。

秘書政策課（奥村裕宣課長）

ガイドラインについては従来のもをそのまま運用という形で、指定管理制度という形でガイドライン、進め方の。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今議員さんおっしゃっていただいている指定管理のガイドラインでございますけれども、この部分につきましては先般ご指摘はいただいておりますけれども、まだ策定には至ってないというところでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

参考までに私、和泉市のガイドラインありますよということでお示しさせて、質問でも言わしていただいたんですけども、やはり手順が、これはこれも一応地方自治法に書かれてある中身でガイドラインつくっていらっしゃるんでね。これもやはり評価をして、するということやアンケートを取るといことも、別に和泉市が特別なことやってるんじゃないくて、これは地方自治法に基づけばこういうふうなことをしないといけないということが出てきているものやから、でも、それが徹底されてなかったの、ガイドラインをきちんとつくって徹底してくださいねということなんで、認識としてはどう認識してはる。ガイドラインはあるけども、それが評価書も要らないようなガイドラインであれば、そのガイドラインは変えていただかないといけないというふうに思いますけれども、あるんですか。つくってないということやから、ないんですね。今現在存在してないということですね。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

統一したガイドラインは策定はさせていただいてないんですけれども、先般ご指摘をいただいて、今般の総合福祉センターに関する部分について、特別にちょっと今回策定はしているというところでございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。福祉センターの指定管理の契約を、協定書ですね、契約でなくて協定書を結ぶ上で必要ということで作られて、それに基づいて今度しますということだという、それは一般会計の審査のところでお聞きしましたので、そういうことだということわかりました。

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

今後、指定管理について増やしていくようなことがあるのであれば、町全体のガイドラインもやはりつくっておかないと、各課任せになるときちんとした手続、手順を踏まないままにということになっていけないので、それはひとつ総合福祉センターの分で作っていただいているので、参考になる部分があるかと思しますので、ぜひ町として持つておくということも大事ではないかと思しますので、その辺つくるようによろしく願いいたします。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

忠岡町の入札で公正・公平なあり方を進めていただきたい。このことについては毎議会、予算委員会や決算委員会のたびに申し上げておりますので、もう中身についてはご理解いただいていると思うんですけれども、やはり何で入札するかいうたら、より多くの方が

参加をして公正な形で、忠岡町ができれば安い料金でその仕事を受けていただく、ここがやっぱり一番の大きな目的だというふうに思っています。

ところが、本町はその入札という制度を通して、結果的にはこれが本当に公正なんだろうかというふうな、特定の業者の方が最低制限価格を知り得ているような結果でずっと出てきています。1回や2回ぐらいであれば、たまたまここが積算能力が高くて仕事を取ったんだろうということになります。そんな1回や2回の話やないんですね。ずうっと一貫してそうしたことが続いてきました。

本来、公正な入札制度をするということであれば、改善をしていただいて当然だというふうに思っています。その改善の方法というのは、1つは最低制限価格の事前公表、これは総務省のほうでは、建設とは別の見解を持っていますけれど、やはり地元ではね、自治体の利益になるのはどんな方式かということ、大阪府内ではもうほとんどの自治体が事前公表を採用しています。この泉州では忠岡町以外全てやっておられる。堺は別ですね。というふうなやり方をされている中で、忠岡町もいち早くこれをしていただかなければならないのではないかというふうに思いまして、ずっと取り上げさせていただいてるんです。

もう一つは、これを決める前に、忠岡町で指名業者というのを選定されるんですけど、このあり方についても改善を求めてきたわけですけど、結果的には改善されていないような形になっています。この点について改めてお伺いしたいと思いますが、早期に改善されるおつもりはあるのでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

過去の経過からそのようなことが何回も続いてきたということでございまして、私ども入札に当たりましては、予定価格あるいは最低制限価格につきましては町長が決定されるものということでございまして、そのようなことは漏れるというようなことは全くないというふうに考えております。

何回も続いてきたということでございますので、どれぐらいあるのか、そのあたり、またどのラインというんですかね、どのあたりが近いのか遠いのか、ちょっと私もあまりはつきりわからないですけども、ほかの団体でこういった形で調査をされているのか、そういったあたり、また進めさせていただきたいなというふうには思います。

先ほどおっしゃったとおり、泉州地域で堺を除いて事前公表ということをされているということでございますけれども、何回もまた同じ答えになるということで、今のところは進んでおりません。今後、町長のまたご指導のもと検討してまいりたいと思いますので、

よろしく願いをいたしたいと思います。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

今のご返事では、早期に改善されるおつもりはないというふうに聞こえましたね。これは、行政が公正で公平なことをしていかなあかんということですね、私たちはずっと取り上げさせてもらってるんです。そうした中でどんなことが起こってきたかいうたら、もう忠岡にはそうした業者がなくなるとか寄りつかないとかね、そんなことになってきているんですね。もうここへ行ったって、どの道取れない、そうしたことが起こってきたり、業者そのものが忠岡でなくなっていく、こうした現象が起こっているということも何度も指摘させていただきました。国の方針は十分聞こえてますから、私どもわかっています。それは忠岡町だけに言ってるんやなしに、この大阪府下、泉州各地の自治体に全部言うてるんですよ。でも、変えないというところはね、今はそのあり方のほうがいいと思ってるんですよと思います。私らもそう思います。

忠岡町は、少なくとも今の状況を見たら早急に変えていただかなあかんというふうに思ってるんです。なぜならば、今までは最低制限価格に近いところで仕事を取りに行く、こういうことをしておられました。これはその業者のもうけになっても、忠岡町はお金の面では実害は少なかったわけですけれどね。今起こってきてる現象はおわかりやと思うんです。こうしたもとの今度は、その特定業者が98%とか95%とかね、ほぼ満額に近いような形でこの仕事を落としているということはお存じだと思うんです。この辺を何とかしたいというふうには思われませんか。公正な入札と言いますけれどね、結果で見たらそうではない。そしてそれが、かつては実害はなかったけど、今は高いところで落とされているということであれば、忠岡町のお金が余分に出ていっているわけですよ。それをまだこれからも続けはるのかというところが、今一番問われていると思うんです。

普通であればね、普通の商売してる人やったら、周りの自治体がやっている対策でいけるやないかと思ったら、すぐそれやりますよ。それが忠岡町の財政を守る、そして忠岡町の入札の公正なあり方を守るという点で最も効果的な方法だと思っています。少なくとも周りの市や町はそう思ってるんですね。その立場になぜ忠岡町が立てないのかと、ここは不思議でならんのです。忠岡町の財政を守るためにも、早急にこれはしていただかなあかんと思いますが、いかがでしょうか。

委員長、忠岡町に聞いてますんで、担当の方でも町長さんでも結構です。

町長（和田吉衛町長）

今ご指摘、お聞きした話の中にね、犯罪性のない、そういった契約に入ると、公正・公

平でなくてはいけないぞと、こういうことについては、絶えず私たちは契約においてこの点を重視していると。そういうことで努めてきたつもりですし、今後もそうしていきたいと、こういうふうに思っております。

事前公表のあり方については、これは今まで私どもは最低価格競争で、町にとって利益があるだろうと思ってそちらに踏み切らず、今後も続けていこうと思っているんですが、これが町民に利益になっているはずだという自信もありますので、先ほど来ご指摘のように、これが町民に不利益であれば、これはもう改める必要があると思いますし、今ご指摘の点で、ややこの犯罪性を認めて変更せえという、そういうような視点であるならば慎重に検討せないかんの違うのかなと。また、指摘の背景もしっかりと把握をして改めんと、ただ単なるそういった傾向だけでは私どもが犯罪を犯すことになるので、やや保守的というんか慎重過ぎるといふのか、慎重に慎重を重ねざるを得ないということでもあります。

結果的な、99%、98%の落札については、それはもう結果的であって、応札していただいたことが私としてはうれしいと思っております。できるだけ低価格であったことはうれしいとは思ってるんですけども、そういうことで、これからは契約業者、これからつき合う業者についてはそういう姿勢で臨んでいきたいとは思っているんで、今早急に方向転換をする気は持っておりません。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

犯罪があるかないかについては、私どもは別に警察権力を使って調べているわけではありませんから、犯罪性があるというふうに断定はしません。この問題は、何遍も話を聞かしていただいているように、その価格を知り得ているのは町長さんだけだということを知っていただいています。町長さんは、私も長いつき合いですから、そんな汚いことをされる人ではないというふうには思っています。思っているからこそ、痛うもない腹を探られんようなことを私はしてほしいと思ってるんですよ。

その方法は特別なことをしてくれということを行っているのではないわけですね。周りの市や町が全てやっている最低制限価格の事前公表をしていただければ、この対策には十分なと思っています。なりますし、それが結果的に98や99やいう高い料金で仕事をしてもらえるとというふうには、今お答えいただきましたけども、忠岡町のお金が余分に出ていくんです。そんな不利益なことをしなくてもやっていける方法が周りの市や町でやられているんだから、忠岡町でもちゃんとすべきではないかと。それこそ町長さんの身の潔白は信じておればこそ直ちにやっていただきたいというふうには私は思っています。私だけやなしに、ほかの人も思ってると思うんですよ。

私は、職員さんを守るために、町長は、わし、体を張って頑張ってるんやと答えていただいたこともありました。職員さんを守るためにもね、制度を変えたら守れるんです。そんな心配はないんですから。だから特別なことではありません。周りの市や町がやっていて、特に問題も起こっていない。そのことで大変なことになって、えらいことになってるんやということを、私一度も聞いたことありませんからね。そうした住民のためにもなる、公正で公平な入札という制度が守られる、周りの市や町がやっているこの最低制限価格の事前公表は、ぜひそうした点でも必要ではないかというふうに思います。町長さんの身の潔白を示すためにもぜひとも早急にお取り組みいただきたい。職員さんを守るためにも早急に取り組んでいただきたいというふうに思っています。これは町長さんを信じればこそですよ。だからこそやってほしいと思ってるんです。

町長（和田吉衛町長）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

事前公表が最良だという論述の中には、今やっている最低価格競争も善良だという、こういう点は同じようなところにあると思うので、事前公表については本当に慎重に慎重を重ねると、私どもの決定に反省の反省が要るわけで、その反省の材料も要るんじゃないかと思っていますので、二の足を踏んでいるし、今のやり方、今までやってきたことの不正を公表するということにもなりますのでね。今やっていることも非常に私は最良のことだと思っておりますから、そう慎重に慎重を重ねて、変えるときは変えていかないと、こういうふうに思っています。

ただし、そういう思い、疑義があるならば、指名委員会のあり方、また登録業者のあり方、そういったようなことについては絶えず検討を重ねて生かしたいと、また怠ってはいけないと、そういうように思っておりますので、今のところ変える気はないということです。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

この件で岸和田で問題があったから制度を変えたということは聞いてません。泉佐野で問題があったから最低制限価格の事前公表をしたということも聞いてません。これ、同じように阪南でも泉南でもね、岬でも熊取でも田尻でも一緒なんです。問題があったから変えるというのは、一番最悪のやり方ですね。私は、問題は起こらないでも、他の市や町が

それを变えて、効果的に財政の運用もしながら仕事をしっかりされて、失敗もしていない、そういうお話を聞いているからこそ忠岡も必要だと思っているんです。

忠岡の住民の財産を守る、行政も公正で公平な制度として運用していただける、そういう点でこの問題はぜひとも必要だというふうに思っています。だから、忠岡に犯罪があるからこれを変えてくださいということで今申し上げているのではありません。大阪府下や泉州の市や町が当たり前にやっているこの制度、これを活用して公正な入札制度を忠岡でも実現してほしい、そして財政を守ってほしい、この立場でお願いをしているんです。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

やりとり、平行線で、見解の違いということで、議事を前に進めていただきたいと思えます。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員、もう討論よろしいですか。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

せっかくお話しさせていただいてるんですから、お答えはいただきたいというふうに思っています。

町長（和田吉衛町長）

話を聞く中に、犯罪性のおいもあるから犯罪という言葉を使っているわけで、犯罪が今の時点、起こっておりません。発生しておりません。それから、他の市の契約方法についての問題点が、どんな問題点でどう変わったのか、そういう問題点にも問題の差があったと思いますのでね。本町としてははっきり言って、安い価格で落としていただきたい、こういうふうに思っています。偶然にも100%で成立する場合もあろうかと思えますので、そういうことで、かたくなに今の価格は維持し、変えるときには変えるだけの慎重なる検討が要る。それが私としての固執する点でありまして、また内部で私の発言についてさらに深めて討議していきますけれども、今のところ変える気はないということで発言しておきたいと思えます。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員、よろしいですか。

委員（高迫千代司委員）

委員長、まあ言うても同じことでしょうけど、私は他の市や町がこの問題で大きな失敗してたら、こんなこと言いません。そこは成功して、安いお金で仕事できて、公正な入札ができているというふうに聞いてますんで、重ねて、早急な検討で実施をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

町長（和田吉衛町長）

要望を受けとめておきます。

委員長（杉原健士委員長）

他に。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

高迫議員は今、最低制限価格の事前公表を言われましたけれども、私はその前の段階の、入札結果における95%以上の予定価格に対する落札率が高いものについて、忠岡町がこれについて問題がないのかどうかということ进行调查したり解明するということができないということ、ちょっと質問させていただきたいと思います。

そもそもこういう入札結果の事後公表というのは、国が情報公開制度という法を整備しまして、そして11年度ぐらいからちょっと忠岡でも実施をされてきて、そういう問題が明らかになってきた。それまではわからなかったわけなんです。ということで、なぜ国がこの事後公表、入札結果の事後公表を情報公開として町民の皆さんに、国民の皆さんに知らせるようになったのかという、その目的が忠岡町ではきちんとこれが達成できているのかという、そういう視点でこの情報公開ですね、事後公表の、これの目的は何を目的にこういう情報公開がされたのかと認識していらっしゃるのか。担当の部長さんは、これは公室長さんですかね、ご答弁をお願いいたします。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

事後公表の目的の認識があるかどうかというような内容なんですけども。

委員（是枝綾子委員）

整理してちょっと。

委員長（杉原健士委員長）

はい。

委員（是枝綾子委員）

まず、こういう事後公表がされていなかったけれども、国がしましようということによってきたから忠岡町もするようになったんです。忠岡町は自主的にこんな公表しないです。国の総務省のほうからこういうふうに言ってきたので、するようになったということですよね。忠岡町は自主的に、何も国から言われずに自主的に公表したのかというところからちょっとじゃあお話を、質問をしないといけません。そしたら。多分国からの指示があって、通達もあり、法の実施ということでされたわけですね、情報公開の。目的なしにはこんなこと、ないですね。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

誠に申しわけございません。国から指示があったのかどうか、ちょっと私、認識していません。申しわけございません。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

当時の議論、ちょっと私の記憶ではそのように、国からも言われていますのでということで、こういうのが公表されるようになったというふうに聞いておりました。ということで、これは当時、全国的に談合がものすごくはびこっていたということで、談合がなかったかどうか、後でこういうふうにチェックをして、皆さんに見てもらいましょうということで、かなりこれはひどいなというふうなのが国民にわかるようにという、そういう説明責任を果たすということと、あと、そういう問題があれば、そういう疑いがあると持たれるものであれば、そういった解明に向けてのさまざまな諸機関が、それなりの調査なり手続をとられるということに発展していっていることだと思います。これがなかったらわからないですから、担当課のみしかわからないことですので、ということだと思います。目的が達成できるように忠岡町も努力をされるべきだというふうに思いますけれども、そう思いませんか。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

そう思います。本町でも過去の入札結果につきましては、ホームページで既に公開もさせていただいているところがございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

情報を公開するだけでなく、それを見て、これはおかしいではないかというふうな、大体95%を超えたら、おかしいな、何やらかというふうに疑うのが人間の目でありまして、住民の皆さん、またネットでこれを結果を見た人がどのように思うかというところで、やっぱり町自身がこの結果についてどう思うかというところが今後問われてくるということになると思います。こんなのを放置していいのかという、そういったご意見も多分、議会以外の住民からも寄せられてくると思います。

その際に忠岡町が、99%とか、これは明らかに結果を見ておかしいと思われるものについては調査をね。やはり聞き取りなり、何かちょっとなかっただろうかということ、庁内の調査だけでも担当いろいろ、そういった調査ぐらいはやっぱりしたほうがいいんじゃないかと。警察が動くというのは、これは明らかに犯罪性があるということで、談合の情報があったりとかいろいろ、そういったことがあって警察で、警察のことじゃなくて行政のことで私はちょっと。行政で、犯罪とかではなく、この入札、自分が行った入札です。忠岡町が行った入札で問題は、疑わしいことがなかっただろうかという検証をやったりするためにもこの入札結果は使われるべきであろうというふうに思いますので、今まで指摘されてきたけれども、指一本動かしていないというふうなことでありましたら、問題があった、問題かなと思われるところについては調査、解明していくべきであろうというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今おっしゃられたように95%とか99%とか、そのあたりの数字については偶然と思うわけでございますけれども、そのあたりについてこれまで調査はしていなかったというところがございます。それで、そのような率のものがどれぐらいあるのか、また、それがあったときにはほかの団体ではどういうふうな手続をしているのか、そのあたり当然調査を

すべきかなというふうに思いますので、早速またその点、指示したいと思います。よろしくお願ひいたします。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

他市町村もそういうふうなことで、事前公表しているの入札結果がこんなになってるとか、この近所にはないので、近所では、近隣でね、この泉州地域では比較ができないと思います。だから遠いところになっていくかと思ひますけど、そうですね。事前公表を皆さんされていらっしゃるものね、このあたり。だから比較するとなると、堺から向こう側ということになるかと思ひますけれども、そういうことだということ、ぜひ忠岡町のいろいろ、後でもまた、次の質問でもお聞きしますが、やりっ放しなんですね。評価とか検証とかがないというところが忠岡町の今までで、それだけ人手がないというんでしょうか、課長大変やと、そこまでちょっとでけへんというところがあったというふうにも思ひますので、その点については、そういうことをするとなると、どういう体制なり人員配置とかいうことをしなければいけないのかということが出てくると思ひますので、それはちょっとまた後の質問でしたいと思ひますので、ぜひ、他市町村のこういった結果のときはどうかというのは検証をね、調査して研究していただくということでもありますので、よろしくお願ひいたします。

次、よろしいでしょうか。

委員長（杉原健士委員長）

次、どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

業務委託の管理のあり方についてお聞きいたします。決算委員会ではないのであまり言いたくないんですけども、決算委員会では業務委託の管理のあり方についてずっと質問をいたしました。で、かなり改善もされてきたんですけども、これはたまたま議会で目についたというところだけがされていますので、もう一度、委託業務の点検や管理が十分できているかどうか。それと、検証、点検をしていただきたいということと、委託事業の業務評価書があるのかということについてはちょっとお聞きしたいと思ひます、今回。あと、それは公開されているのかどうかということもお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

委託事業の業務評価書についてということでございますけれども、委託業務につきましては各担当課において、日報あるいは月報等で、業務報告書といたしまして、相手さんから出てくる報告、それに基づいて当然、検収作業というのを行っておりますので、その際に評価を行っているというふうに考えております。業務報告書、どのような形で来るのかというのは各担当課のほうで定めているのかなというふうに思います。

実際に出てきた後、検収のときにその業務評価書というものを作成しているのかどうかということにつきましては、私、全ての業務を把握しているわけではございませんので、まとめて申し上げることはできませんけれども、業務実績に対する評価というのは当然重要なこととは思いますが、評価書も恐らく作成されていないのかなとは思いますが、作成されていないものにつきましては今後検討させていただきたいなというふうに思います。

委員（是枝綾子委員）

公開についてはどうでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

原田 毅公室長

町長公室（原田 毅公室長）

とりあえず、どういった評価基準というんでしょうかね、そういったものが統一したものでできるのかどうかというのもちょっとわからないので、そのあたり最初ちょっと、申しわけないですが、検討させていただいて、当然そのあたりの評価という結果、これについてはまた公開をするべきものというふうに考えております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

業務評価をしてまた再契約、契約更改ということであるのが本来であると。何のチェックも評価もなしに、ただそのまま契約を続けていくと、契約更新というんですね、更改というふうなことをしないようにということは申し上げておきます。ぜひ公開をしていくものだということで、情報公開ですね。役所が持っている文書ですから、当然公開の対象であると思いますので、公開していただくようによろしく願いいたします。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

させていただきますけれども、私は先ほど言葉足らずで、私ども、職員の方々にちょっとご迷惑をおかけしたかもわからないですけれども、当然検収という作業ですね、契約満了のときにはしておりますので、そのときに実際にその報告書というのが、つくっている、つくっていないというのはあろうかと思っておりますけれども、評価は十分にしているものと考えております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

評価されてるんでしたら議会でいろいろと指摘されることはないと思うんですけれども、やはり細かいこと、こんなことをここで言わないといけないのかという、決算委員会もいろいろありましたので、やはりそれは十分行き渡っているとはちょっと言いがたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

それとあと、12月議会で質問させていただきました小学校、中学校の校外に、不登校児童・生徒のための適応指導教室を設置していただきたいということです。他市ではありますので、学校に行けない子はそこに行けば出席したと、で、あと授業も受けられるということなんです、忠岡はないので、家におけるか学校に無理して行くかのどちらかということですので、やはりこういう状況ではいけないと思いますので、設置されるということをご希望したいということと、また訪問相談や訪問学習指導なども実施していただきたいということについてですが、よろしく願いいたします。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

土居理事。

教育委員会（土居正幸教育部理事）

本町においては校外の適応指導教室はございません。その分なんですけれども、校内適

応指導教室において、いわゆる府費負担の加配教員が中心、また担任が中心となって対応させていただいております。さらに、府費負担の中学校スクールカウンセラーや町費負担の小学校スクールカウンセラーとも連携をとりながらさせていただいております。また、いわゆる訪問という部分もなかなか、訪問する個々のケースによって変わってきますが、それもスクールカウンセラー等、また学級担任が中心となって、連携しながらやっていきたいと思っておりますので、現状ではちょっと校外ということは考えておりません。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

校外、別に皆さんが中学校の中に設置されている適応指導教室にどの子も、23人ですが、20数名の子供がみんな来てるんであればいいんですけども、そうではないというふうに聞いております。だから教育大綱をこの間ね、忠岡町は決められたと思います。その中にいいこと、すごく書いてあるんですね。いろいろ全部読み上げると時間ないですけども、やっぱりそういうね、「保護者や地域に信頼される学校づくりに努めます」ということで、やはり「基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、自ら学ぶ姿勢や意欲を育てる学習指導を推進します」とか、いろいろ書いてくれてはるんですけども、やっぱりこういう大綱の書いてある精神とか趣旨からすると、やはり不登校の児童を、放置はしてないですけども、その子たちの学ぶ意欲とか学ぶ権利とか、そういった学習権を保障していくには、まだまだ忠岡町は不十分であるということと言えますので、「中学校の中にあるから、そこに行け」と言うたら、「小学生は行けるんですか」ということもあるんです。小学生もやっぱり不登校の児童はいてるので、その子に、じゃあ中学校の中にあるから行っといでということには、多分行けないと思います。

忠岡は、そしたら泉大津市も不登校の児童のための適応指導教室、行かしてもらえるのかといたら、行けないですよ。で、岸和田のところにも行けないと。そしたらやっぱり忠岡でやっていただかないといけないということになりますので、すぐに設置する場所とかそういったところがないということであれば、いろいろとそれを補うような形をどうやってとるかということで、知恵を絞っていただきたいと思っておりますので、その点、忘れられないように、スクールソーシャルワーカーは勉強を教えてくれるわけではないと思っております。そんなにしょっちゅう来てくれるわけではないと思っておりますので、その子供たちが、見放されてないよ、忠岡町は見放してないよ、学校は見放してないよというメッセージもやっぱり送っていただきたいと思っております。それが保護者や子供たちに信頼される学校づくりになると思っておりますので、その点はぜひ真剣に検討していただきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

今、委員お示しの部分ですけど、やはり当事者、保護者の立場になりますと、いろいろ不安になったりとかいろんな思いをお持ちであると、これはもう私どもよくわかっているところです。そういう思い、感じることはないように、学校とも連携しながらどういう手法が、1人でも学校に行きたくても行けない子供を少なくしていく、またそういうふうな形を少しでも背中を押すことができるような方法というのを、今後我々の置かれている立場でできることを、手法を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ぜひ、忠岡だけ、無いので、よろしくお願いいたします。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

あと機構改革についてですが、個別の課の名前を申し上げると大変申しわけないんですけども、以前いきがい支援課は、昔介護保険課と福祉課と2つあったんです。それが人件費の削減ということで1つの課に、課長さん1人になりましたということですが、これから介護保険制度が大きく変わっていくということで、地域包括支援センターも役割が大変大きくなっていくと。役割、持たされますんでね。そのところで、やはり介護保険課というものは介護保険課、独立させて、福祉課は福祉課と、これから高齢化社会、超高齢化社会ですね、迎えていくということで、高齢者のそういった、全部介護に高齢者のことお任せということではなく、そういう福祉課の役割、また障害児、障害者も増えてきているということで、そういった部署を分ける必要があると思います。なので、そういう分けることと。

あと人権広報課も、女性政策の部署を独立させるということがなければ男女共同参画の問題も進みません。ということで女性政策室、もとに戻してくださいということなど、機構改革を一度やっていただきたいと。取り組んでいただくお考えはありませんでしょうか

か。よろしく申し上げます。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

機構改革でございまして、以前、私が財政課におるときに企画財政課というところで、是枝議員から「企画と財政は分けたほうがええよ」というお声もいただいて、その後分かれたわけですが、今度は企画が秘書と一緒になりました、これまた私、今思っているのが、秘書と企画もちょっと分けたほうがいいのかなというふうなこともあります。今、私以外にほかの部もあるわけですが、その中でも住民サービスの向上になるというふうなことで、分けたほうがいいんじゃないかなというところがあるのかなというふうに思います。

しかしながら、小さく独立させる、あるいはそれをまた大きく独立させるということになりますと、当然職員数の増というのが絡んでまいりまして、今の現状でいきますとかなり難しいなというところではございまして、現時点では現状の形が最善であるというふうには考えております。

ただ、おっしゃられたように、これから当然業務もふえてまいりますし、より専門的な技術等々も必要になってこようかなと思いますので、住民サービスの向上を図るのと、また職員の負担軽減とか、その辺も含めて今後、町長のご指導のもとで取り組んでまいりたいというふうに思いますので、またよろしく願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ぜひお願いしますということで、ここで終わればいいんですけども、ちょっとここですね、忠岡町が直接行っている仕事ということが減ってきております。しかし、委託業務が、委託ということで手を離れたからもうこれで終わりやというふうに思われている部分があって、委託業務の管理がしっかりできていなかったということがこれまでありました。その委託したものを管理するのに人が要るということや、担当者が要るということで、それで管理するのに、できないぐらいたくさん持っている課もあります。ちゃんとそれが事業が行われているかどうかチェックがされていないというところもあります。ここでは申し上げませんが、そういうのを聞くと、その課、課長とか課を責めるということではできないと思います。それも何か持ち過ぎているというか、担当があり過ぎてとい

うことでありますので、やはりそこはきちんと委託業務が管理できる、そういう体制をつくっていくためには、課を増やすのがいいのか、またどういう体制をつくるのかは、それは役所のほうで考えていただくということで、1人配置すればそれできちんと管理できるかもしれないしというところもありますので、そのあたり考えていただくということでお願いしたいと思います。その点、よろしく願いいたします。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

たくさん仕事があるところは、当然またそれに対応しなければいけないと思いますし、職員の数だけ多くても能力が上がっていないというのも、これまた困ったことでございますので、当然スキルアップというの必要なと思いますので、そのあたり十分に考えて、検討してまいりたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

質問はこれ以上しませんけれども、ただ忠岡のような小さな町の役所というのは本当に大変だと思います。兼務で。あと課長というものも、議会の対応はしないといけないし、日常の業務も点検をしないといけないし、課員の1人として、課の職員も少ないので、そういった課の直接の仕事もしないといけないということで大変だと思います。ここに委託業務の管理もしなさいとかいろいろ、そういうもの、ガイドラインをつくってその手順に、ほんまにそれを管理するということが自体が大変になってきているかと思っておりますので、そういった、他市では部長、課長の役割というのがまた忠岡町と違うということで比較できないんですけれども、やっぱりいろいろなことを今後どうすべきかとか、課題を解決していくための検討をするという、そういう役割が部長や課長にはあるかと思っておりますので、そういったことができないでいるから、なかなか行政課題が前進しないということでありますので、そのところはよく私も感じておりますので、機構改革についてはぜひ取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

あと、もう最後。

委員長（杉原健士委員長）

最後に1点、どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

これはかなりきょうの予算委員会、今回の予算委員会でも、事務的ないろいろな、本来私がこんな質問をすべきかなというふう思うところまで、ちょっと失礼にも突っ込んで聞かせていただいてたということで、そういう役割をする方というところが、副町長がいらっしゃらない分、そういうふうになっているのかなというふうにも思ったりもしております。副町長の設置についてもぜひ検討していただきたいというふうに思います。財政健全化の折、人件費をカットするために副町長を置かなかつたと、置いてないというところがありましたので、その副町長の役割をどのようにカバーしていくのかということがきちりとされていれば、別に副町長を置かなくてもいいだろうけれども、ちょっとどのようにカバーされているのか、お答えいただきたいと思います。

町長（和田吉衛町長）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

ご忠告ありがとうございます。人選は絶えずしているところでございます。また、なかっても職員一丸となってやっておりますので、副町長の役割を新任職員もやってくれているところもありますのでね。ありがとうございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

町長を補佐するという、そういった方でもありますので、町長も大変ご苦労されているかと思しますので、ぜひ副町長の設置も検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（杉原健士委員長）

他に、ございませんか。

委員（森 政雄委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森委員。

委員（森 政雄委員）

今、2人、入札のことでいろいろ質問されておりました。私も議員初当選以来、2期までは入札結果いろいろ見せてもらって、その中で見ていて、高どまりというんか、95以上というのが、樹木剪定とか、それからコンサルティングとか、そういうのはみなもう、ほ

とんど上いっぱい決まってきました。あと最初に言われた建設課のいろいろ、そういうことは最低価格のところ決まっていたので、その差金というんか、それはみな、うちは基金なかったのが、そこへ繰り入れしていけて、ああ、よかったなと私は思っていました。それが、今度は労務費とか何とか上げなあかんとかなってきて、今度は高どまりになって、今高どまりになってきてる状態です。私、8年間ずっと見ていて、それを感じています。

以上です。

委員長（杉原健士委員長）

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（杉原健士委員長）

ないようですので、総括質疑を終結いたします。

委員長（杉原健士委員長）

続きまして、討論に入りますので、理事者の方は退席をお願いします。採決の前には連絡しますので、それまでお待ち願います。

（理事者：退席）

委員長（杉原健士委員長）

各委員の意見集約に要する時間についてですが、もう3日間、慎重審議しましたので、内容は短く済むと思いますので、30分ということで。

委員（高迫千代司委員）

今から30分やから、45分。

委員長（杉原健士委員長）

では45分に集合ということで再開いたします。

（「午後7時11分」休憩）

委員長（杉原健士委員長）

それでは、委員会を再開いたします。

（「午後7時45分」再開）

委員長（杉原健士委員長）

議案第19号 平成28年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第24号 平成28年度忠岡町水道事業会計予算についてまで一括して、討論を行います。

各委員の意見をお願いいたします。

それでは、北村委員から行きましょうか。

委員（北村 孝委員）

平成28年度一般会計、各特別会計、水道企業会計予算について、公明党の意見を申し上げます。

我が国は今、高齢化と人口減少の同時進行、そして国際情勢の激変という、内外ともに極めて困難な時代にある。本町にあっても少子高齢化、人口減少は喫緊の課題と施政方針で言われているように、例外ではない。

そのような社会情勢の中、また厳しい財政状況の中で、各分野における施策、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業の継続、拡充、新規事業に取り組みられ予算編成されたことを評価するとともに、さらなる住民生活の向上に鋭意努力されることに期待し、本予算に賛成いたします。

委員長（杉原健士委員長）

続いて、森委員、お願いします。

委員（森 政雄委員）

平成28年度一般会計、各特別会計、事業会計の予算審査特別委員会委員の一員として意見を述べさせていただきます。

一般会計66億100万円、各特別会計53億3,487万4,000円、水道事業会計3億6,577万7,000円の、総額123億165万1,000円を3日間にわたり審議し、将来を担う子供たちのハード、ソフト面での投資もほぼ完了したが、その経費負担が残り、29年、30年と財政事情は苦しいですが、今まで苦しい思いをさせられてきた庁舎、シビックセンター債務完了のめどもつき、その後は緩やかに回復の兆しも見え始め、この二、三年が勝負の年であります。各課での長年にわたる歳出削減への取り組み策も効き、大変苦労をなさっていることもよくわかりました。

しかし、この後も慢心、心の緩みに極力気をつけて業務に当たられることをお願いし、各予算案に賛成いたします。

平成28年3月16日、森 政雄。

委員長（杉原健士委員長）

ありがとうございます。松井委員、どうぞ。

委員（松井秀次委員）

自民党の松井でございます。

平成28年度の予算案は3日間にわたり、十分審議させていただきました。一時的な財源不足であるため緊縮予算となっておりますが、選択と集中を心がけて執行していただきたいと思います。

私は各予算案に賛成いたします。

委員長（杉原健士委員長）

ありがとうございます。それでは共産党さん、お願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

日本共産党議員団の意見を申し上げます。

安倍内閣の2016年度政府予算案は、2017年4月の消費税10%への増税を前提とした上、社会保障改悪などによる負担を国民に押しつけるものとなっています。一方、大企業には減税をばらまき、軍事費を突出させて戦争への道を進めるという、極めて反国民的な予算となりました。

自民・公明両党が合意した軽減税率なるものは、食料品や新聞の税率を8%に据え置くというだけで、軽減どころか総額4.5兆円、1世帯4万円以上の増税にほかなりません。低所得者ほど負担が重い逆進性は、増税によって一層激しくなります。ごまかしの軽減ではなく、10%への増税はきっぱり中止すべきであります。

その一方で、大企業には法人実効税率を、2018年度までに現行より2.37%引き下げるという大減税が実施されます。大企業に幾ら減税しても賃上げにも設備投資にも回らず、企業の内部留保が増えるだけです。それどころか、減税の財源として外形標準課税の税率を引き上げ、赤字の企業や利益に比べて給与の大きい中小企業は逆に増税となるため、賃下げを促進する効果が生じます。このような愚策は直ちにやめるべきです。

社会保障のためと言って消費税増税を強行しながら、社会保障は改悪が目白押しです。物価上昇にもかかわらず年金の給付水準を据え置き、入院給食費の負担増、消費税増税に伴う低所得者対策として実施された福祉給付金は、前年度予算に比べて半減、子育て給付金は打ち切りとなりました。さらに、社会保障費の自然増を毎年5,000億円に抑え込むという安倍内閣の路線のもとで、小泉内閣以来10年ぶりに1%を超える診療報酬の引き下げが実施されます。これは医療崩壊を引き起こした医療費削減路線の復活にほかなりません。

軍事費は4年連続で増加し、初めて5兆円を突破し、ステルス戦闘機F35、オスプレイ、新型空中給油機、滞空型無人機などが盛り込まれ、集団的自衛権行使に向けた具体化を着々と進める予算です。米軍への思いやり予算はさらに増やし、辺野古新基地建設を初めとした米軍再編経費も大幅増額となりました。戦争法廃止と合わせ、軍事費の大幅削減を強く求めます。

軍拡のしわ寄せで、教育、中小企業、地方財政など、暮らし関係の予算は軒並み前年度比マイナスとなりました。一方、公共事業費は4年連続増で、3大都市圏環状道路や国際コンテナ戦略港湾などの大型公共事業は大きな伸びとなりました。「世界で一番企業が活動しやすい国をつくる」というアベノミクスの3年間で、大企業の経常利益は6割以上も増加し、内部留保は300兆円を突破しましたが、国民の所得や消費は実質で見れば3年前を下回ったままであります。安倍内閣は低年金者への3万円給付金など選挙目当ての施策を打ち出していますが、このような小手先の対策で暮らしも経済もよくなりません。大企業優先の経済政策の転換こそが強く求められています。

このようなアベノミクスの恩恵もない忠岡町の地域経済の衰退は明らかで、26年度、27年度と連続して法人町民税が前年度を下回り、28年度は法人税率の引き下げもあり、さらに税収は落ち込む見込みです。そのため、当初予算を組む財政調整基金も全額取り崩して、財源不足となっています。

その一方で、地方交付税は、28年度からトップランナー方式の導入で大きく削減されることも懸念されます。27年度に交付された地方創生交付金も28年度は交付されなくなったなど、安倍政権は地方をつぶす方向に進んでいると言えます。

そのような厳しい忠岡町財政状況の中でも、新規事業として、防犯対策としての地域の見守り活動、発達障害児の親のサポートのペアレントサポート事業、忠岡小学校の教室にエアコンの設置、小学生に基礎学力をつけるためのあすなろ塾、中学校給食のための町単費の栄養士の配置など、予算化されています。

また、災害時の食糧の備蓄の増、保育所待機児ゼロの実現、中小企業の融資の利子補給、英語教育の推進、漁業の振興、年少扶養控除廃止に伴い負担軽減のみなし保育料の経過措置もとられ、負担の軽減にも努められています。また介護保険では、申請窓口でチェックリストを使用しないことや、総合事業で現行相当サービスで維持することも表明されました。

一方、新年度では子供医療費助成の年齢の引き上げは行われず、幼稚園の保育料の値上げ、国保料の賦課限度額の引き上げの予算となっています。私たちは高い上下水道料金や国保、介護保険料を引き下げを求めます。

また、入札制度の改善を強く求めます。

プライバシー権を侵害し、犯罪の危険性もあるマイナンバーの実施は中止を求めます。

最後に、事業の委託契約についての改善も引き続き求めます。

以上、意見を申し上げまして、2016年度本予算案に賛成をいたします。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

すみません、高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

是枝委員と同意見で、賛成いたします。

委員長（杉原健士委員長）

どうもありがとうございました。以上で討論を終結いたします。

採決の前に、理事者の入場をお願いしますので、いましばらくお待ちください。

（理事者：入場）

委員長（杉原健士委員長）

それでは、議案第19号 平成28年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第24

号 平成28年度忠岡町水道事業会計予算についてまで、6件一括して採決いたします。

議案第19号から議案第24号までの予算を可とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長(杉原健士委員長)

全会一致であります。

よって、本予算審査特別委員会に付託されました議案第19号 平成28年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第24号 平成28年度忠岡町水道事業会計予算についてまで、本委員会としましては、原案のとおり可決することに決しました。

ただいま採決しました内容につきましては、3月28日の最終日において、委員長報告をいたします。

委員長(杉原健士委員長)

閉会に当たり、町長よりご挨拶をいただきます。

町長(和田吉衛町長)

はい。委員長。

委員長(杉原健士委員長)

町長。

町長(和田吉衛町長)

一括ご可決いただき、ありがとうございます。

ただいままで、平成28年度予算案を提案いたしましたところ、たくさんご質問をいただき、とともに学習の機会にもなりました。期待があり、ご苦勞さまでございました。

地方創生についての本町への補助金は少なく、期待外れであります。また、使い勝手の悪い補助支援の中にありまして、本町における行政推進に困難さがあり、非常に苦勞をしているところでございます。つまり、気分が高まっても資本投入の難しさがありまして、十分に期待に沿っておりませんこと、誠に申しわけない思いでございます。

先日、お年寄りの方々と懇談する場面がありました。後期高齢者の方々です。そのとき、医療費負担が1割になったということで、助かるとの話が各人から出され、しゃべっておられました。収入の低い方々であろうと推測しています。

そして、議会からも子供の貧困、高齢者貧困の傾向を出されました。子供の貧困、いわゆる親の貧困状態が出ていました。本町は貧困状態が目立つのか、町財政、財政収入の不足の中、平成28年度予算の編成の苦勞をお示しいたしましたが、充足、充実が遅れること、遅れても仕方がないとのご認定をいただければありがたいと思っている次第でございます。

今後もしっかり優先順位をつけながら、総収入からやりくりをして、選択と集中をして

いきたいと思います。何はともあれ、歳入の増、歳出の健全化に努力して、町民の生活が満足度を高める努力をしていきたいと思います。

長時間の審査、ありがとうございました。本会議におきましてもご認定、ご承認いただくことをお願いいたしまして、ありがとうございました。

委員長（杉原健士委員長）

どうもありがとうございました。

委員の皆様方には、3日間にわたり慎重にご審査いただきまして、ありがとうございました。

平成28年度予算審査特別委員会の委員各位には、審議に際しご協力賜り感謝申し上げます。また、理事者・職員の皆様方には平成28年度予算の執行に当たり、本委員会で指摘のありましたことを念頭に、お取り組みいただきますようお願い申し上げ、本委員会を閉会いたします。

皆さん大変ご苦労さまでございました。

（「午後8時04分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成28年3月16日

予算審査特別委員長 杉原健士

予算審査特別委員 北村孝

予算審査特別委員 是枝綾子